

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日

(第108期) 至 平成24年3月31日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第108期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

	頁
第108期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【対処すべき課題】	30
3 【事業等のリスク】	32
4 【経営上の重要な契約等】	42
5 【研究開発活動】	42
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	43
第3 【設備の状況】	80
1 【設備投資等の概要】	80
2 【主要な設備の状況】	80
3 【設備の新設、除却等の計画】	82
第4 【提出会社の状況】	83
1 【株式等の状況】	83
2 【自己株式の取得等の状況】	143
3 【配当政策】	144
4 【株価の推移】	145
5 【役員の状況】	146
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	152
第5 【経理の状況】	166
1 【連結財務諸表等】	167
2 【財務諸表等】	291
第6 【提出会社の株式事務の概要】	321
第7 【提出会社の参考情報】	322
1 【提出会社の親会社等の情報】	322
2 【その他の参考情報】	322
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	323
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第108期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	財務部長 須永 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	財務部長 須永 義彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
収益合計 (百万円)	1,593,722	664,511	1,356,751	1,385,492	1,851,760
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	787,257	312,627	1,150,822	1,130,698	1,535,859
税引前当期純利益(△損失) (百万円)	△ 64,910	△ 780,265	105,247	93,255	84,957
当社株主に帰属する当期純利益(△損失) (百万円)	△ 67,847	△ 708,192	67,798	28,661	11,583
当社株主に帰属する包括利益 (百万円)	△ 145,571	△ 755,518	77,103	8,097	△ 3,870
純資産額 (百万円)	2,001,102	1,551,546	2,133,014	2,091,636	2,389,137
総資産額 (百万円)	25,236,054	24,837,848	32,230,428	36,692,990	35,697,312
1株当たり純資産額 (円)	1,042.60	590.99	579.70	578.40	575.20
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(△損失) (円)	△ 35.55	△ 364.69	21.68	7.90	3.18
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(△損失) (円)	△ 35.57	△ 366.16	21.59	7.86	3.14
自己資本比率 (%)	7.9	6.2	6.6	5.7	5.9
自己資本利益率 (%)	△ 3.25	△ 40.15	3.70	1.36	0.55
株価収益率 (倍)	—	—	31.78	55.06	115.09
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 647,906	△ 712,629	△ 1,500,770	△ 235,090	290,863
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 102,019	△ 98,905	△ 269,643	△ 423,214	9,942
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	942,879	999,760	2,176,530	1,284,243	△ 844,311
現金および現金同等物の期末残高 (百万円)	507,236	613,566	1,020,647	1,620,340	1,070,520
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	18,026 [4,576]	25,626 [4,997]	26,374 [4,728]	26,871 [4,199]	34,395 [7,313]

(注) 1 当社および当社の連結子会社（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。

2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」および「自己資本利益率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。

3 米国財務会計審議会会計基準編纂書（以下、「編纂書」）210-20「貸借対照表一相殺」（以下「編纂書210-20」）の過年度遡及適用に伴い、第104期の「総資産額」および「自己資本比率」の数値を組み替えて表示しております。組み替え再表示前の「総資産額」および「自己資本比率」の数値は次のとおりです。

回次	第104期
決算年月	平成20年3月
総資産額 (百万円)	26,298,798
自己資本比率 (%)	7.6

4 第104期、第105期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

- 5 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 6 従業員数は一部の有期雇用社員（専任職）を従業員数に含め表示しております。
- 7 編纂書810「連結財務諸表」（以下、「編纂書810」）で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針（以下、「非支配持分新指針」）の適用に伴い、第104期、第105期の「税引前当期純利益（△損失）」および「純資産額」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の当該科目の金額は次のとおりです。

回次	第104期	第105期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月
税引前当期純利益(△損失) (百万円)	△ 64,588	△ 779,046
純資産額 (百万円)	1,988,124	1,539,396

(2) 提出会社の最近5事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	419,649	340,071	220,873	219,875	270,521
経常利益	(百万円)	246,231	127,181	29,121	11,690	52,526
当期純利益(△損失)	(百万円)	53,985	△ 393,712	12,083	△ 15,094	32,879
資本金	(百万円)	182,800	321,765	594,493	594,493	594,493
発行済株式総数	(千株)	1,965,920	2,661,093	3,719,133	3,719,133	3,822,563
純資産額	(百万円)	1,423,661	1,244,082	1,806,307	1,764,894	1,841,400
総資産額	(百万円)	4,449,810	3,681,507	4,566,078	5,278,581	5,438,184
1株当たり純資産額	(円)	740.17	466.99	485.62	481.23	488.38
1株当たり配当額	(円)	34.00	25.50	8.00	8.00	6.00
第1四半期	(円)	8.50	8.50	—	—	—
第2四半期	(円)	8.50	8.50	4.00	4.00	4.00
第3四半期	(円)	8.50	8.50	—	—	—
期末(第4四半期)	(円)	8.50	—	4.00	4.00	2.00
1株当たり当期純利益(△損失)	(円)	28.27	△ 202.62	3.86	△ 4.16	9.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	28.07	—	3.83	—	8.93
自己資本比率	(%)	31.7	33.1	39.0	32.8	32.9
自己資本利益率	(%)	3.74	△ 29.95	0.81	△ 0.86	1.87
株価収益率	(倍)	52.71	—	178.36	—	40.59
配当性向	(%)	120.27	—	213.61	—	66.89
自己資本配当率	(%)	4.60	4.00	1.45	1.66	1.23
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	52 [—]	52 [—]	50 [—]	65 [—]	162 [—]

(注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第104期および第105期は、四半期配当を実施しております。

3 第105期の期末(第4四半期)の1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数を記載しております。

5 第105期および第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6 第105期および第107期の株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、当社設立。
15年1月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和2年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	当社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年4月	東京証券取引所正会員となる。
26年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年4月	野村証券投資信託委託株式会社(平成9年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴い、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	当社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年4月	当社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年1月	当社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. を証券業現地法人として設立。
56年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc. を米州持株会社として設立。
2年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V. をアジア持株会社として設立。
5年8月	野村信託銀行株式会社設立。
9年4月	株式会社野村総合研究所のResearch部門を当社に移管し、金融研究所設立。
10年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
12年7月	野村バブcockアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。

年月	沿革
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴い、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に変更）。
13年12月	当社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年6月	当社および国内子会社14社が委員会設置会社へ移行。
16年8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
18年3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
18年4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社設立。
19年2月	インスティネット社を連結子会社とする。
19年10月	株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ設立。
20年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
21年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
23年5月	野村土地建物を連結子会社とする。これに伴い、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となる。
24年3月末現在	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は763社、持分法適用会社数は18社。

3 【事業の内容】

当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成24年3月末現在763社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は平成24年3月末現在18社であります。

また、当社および当社の連結子会社等の業務運営および経営成績の報告は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記]23セグメントおよび地域別情報」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。平成24年3月期において連結子会社等が事業別セグメント上、主にその他で増加しております。これは野村土地建物を子会社化したことによります。なお、これにより野村土地建物の子会社である野村不動産ホールディングス株式会社は当社の特定子会社となっております。事業別セグメントを構成する主要な関係会社については、以下の企業集団等の事業系統図をご参照ください。

・ 企業集団等の事業系統図

野村ホールディングス株式会社	営業部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村證券株式会社</p>	他
	マネジ アセ ット メン ト 部 門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村アセットマネジメント株式会社</p>	他
	ホー ル セ ー ル 部 門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村證券株式会社</p> <p>(海外) ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンス LLC インスティネット Inc. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ノムラ・インターナショナル PLC ノムラ・バンク・インターナショナル PLC ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC ノムラ・キャピタル・マーケット PLC ノムラ・アジア・ホールディング N.V. ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED ノムラ・シンガポール LIMITED</p>	他
	そ の 他	<p><主要な関係会社> (国内) 野村信託銀行株式会社 野村ファシリティーズ株式会社 野村土地建物株式会社 野村不動産ホールディングス株式会社</p> <p>株式会社野村総合研究所 ※ 株式会社ジャフコ ※</p>	他

※持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村証券株式会社 ※3、4、5	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都中央区	百万円 7,500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村インベスター・リレーションズ株式会社	東京都中央区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 3,503	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、投資助言・代理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	未公開企業調査・投資事業組合運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファシリティーズ株式会社 ※3	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 設備の賃貸借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村資本市場研究所	東京都千代田区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	投資運用業、投資助言・代理業	100%	役員の兼任…有
野村アグリプランニング&アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	役員の兼任…有
野村土地建物株式会社	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸および管理業	100%	役員の兼任…有
野村不動産ホールディングス株式会社 ※3、4	東京都新宿区	百万円 115,626	持株会社	50.8% (50.8%)	役員の兼任…無
野村不動産株式会社 ※5	東京都新宿区	百万円 2,000	住宅事業 ビル事業 資産運用開発事業 仲介・販売受託事業	50.8% (50.8%)	役員の兼任…無
朝日火災海上保険株式会社 ※4	東京都千代田区	百万円 5,153	損害保険業	53.8% (41.4%)	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,939	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 3,650	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管理業	100% (98.7%)	役員の兼任…無
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 400	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・アメリカ・モーゲージ・ファイナンスLLC ※3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,581	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカLLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 108	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 393	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
NH I アクイジション・ホールディングInc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
インスティネット Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,307	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 5,930	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル PLC ※3、5	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 6,417	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 555	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…有
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、 ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク(ドイツ) GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 10	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク(スイス) LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 120	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト)B.S.C.(c)	バハレーン、 マナマ市	百万米ドル 25	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファンディング・ファシリティー・コーポレーションLIMITED	アイルランド、 ダブリン市	百万ユーロ 1	金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. ※4	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 997	投資会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・キャピタル・マーケット PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,123	金融業	100%	役員の兼任…有
ノムラ・ヨーロッパ・インベストメントLTD.	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 51	持株会社	100%	役員の兼任…有
ノムラ・アジア・ホールディング N.V. ※3	オランダ、 アムステルダム市	百万円 122,122	持株会社	100%	役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED ※3	香港	百万円 132,711	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポ ールドル 239	証券業 金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシア、 クアラルンプール 市	百万マレーシ アドル 5	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オースト ラリアドル 165	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
P.T. ノムラ・インドネシア	インドネシア、 ジャカルタ市	百万インドネ シアルピア 250,000	証券業	96.4% (92.2%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント(インド・ボワイ)Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 0.1	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・サービズ・インディア・プライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドル ピー 895	ITサービス業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドル ピー 3,096	証券業 金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント(フィクスト・インカム) Pte Ltd	シンガポール、 シンガポール市	百万円 3,241	持株会社	100%	役員の兼任…無
その他 712社 ※4、6					
(持分法適用会社)					
株式会社野村総合研究所 ※4	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	38.2% (31.7%)	情報システムに関する業務委託 役員の兼任…無
株式会社ジャフコ ※4	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資 事業組合等管理 運営業	24.4% (5.5%)	役員の兼任…無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
株式会社だいこう証券ビジネス ※4	東京都中央区	百万円 8,904	証券関連業務	20.2%	役員の兼任…無
キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、 バンコック市	百万タイバーツ 717	証券業	39.9% (13.5%)	役員の兼任…無
その他 14社 ※4、7					

(注) 1 資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。

※2 資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。各関係会社の資本金相当額は次のとおりです。

ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ゼロ
 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ゼロ
 ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ゼロ
 ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 10ドル
 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ゼロ
 インスティネット Incorporated 2千75ドル

※3 特定子会社に該当します。

※4 有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりであります。

<連結子会社等> キーストーン・キャピタル・コーポレーション、杉村倉庫株式会社、株式会社メガロス

<持分法適用会社> 高木証券株式会社

※5 収益合計(連結会社間の内部収益を除く)の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村証券株式会社

有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

・野村不動産株式会社

売上高	296,860	百万円
経常利益	7,062	百万円
当期純利益	1,073	百万円
純資産額	43,457	百万円
総資産額	892,718	百万円

・ノムラ・インターナショナル PLC

収益合計	265,708	百万円
収益合計(金融費用控除後)	85,387	百万円
税引前当期純損失	△ 88,643	百万円
当期純損失	△ 86,928	百万円
純資産額	295,463	百万円
総資産額	18,476,642	百万円

※6 社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。

※7 編纂書323「投資—持分法ならびにジョイント・ベンチャー」に基づき、持分法が適用されるため、連結財務諸表上、持分法適用会社として取り扱われている以下のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーを含んでおります。資本金がゼロであるため、資本金または出資金として、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
フォートレス・インベストメント・グループLLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 2,022	投資業	11.8% (11.8%)	役員の兼任…有

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	34,395 [7,313]

- (注) 1 野村の事業セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門およびその他であります。当社および国内子会社における事業セグメント別の従業員数は、営業部門9,493人、アセット・マネジメント部門868人、ホールセール部門1,900人、その他9,348人であります。海外子会社の従業員数は12,786人であり、主にホールセール部門に所属しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 当連結会計年度において、当社の関連会社であった野村土地建物の株式を追加取得し、子会社化いたしました。これに伴い、前連結会計年度と比べ従業員数が大幅に増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
162 [一]	39歳 4月	3年 7月	13,671,242

- (注) 1 当社の従業員は事業セグメントのうち、主にその他に所属しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか、野村証券株式会社等との兼務者が179人おります。
- 4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第1 [企業の概況] 1 [主要な経営指標等の推移]」および「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表]」の部とあわせてご覧ください。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。野村の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

事業環境

日本

日本経済は、東日本大震災によって製造業を中心に操業・物流が悪化した影響からは急速に復旧しました。しかし、震災からの復興計画策定の遅れに加えて、欧州での政府債務危機問題などによる円高やタイでの大洪水の悪影響を受ける形で回復は鈍化、全体としては一進一退の状況が続けました。年度末にかけては復興需要が増加し始めたことや、タイでの大洪水の影響が剥落したことによる自動車の増産などで景気の持ち直しの動きもみられました。こうした中、平成24年3月期の実質GDP(国内総生産)は、平成23年3月期の前期比3.2%の後、△0.0%と二期ぶりのマイナス成長となりました。一方、景気後退に陥る状況が回避されているため、全体としては雇用情勢も緩やかな回復を続けています。

企業業績は、平成23年3月期末を前にした東日本大震災の影響、円高、タイでの大洪水の影響などを受け、製造業を中心に操業・物流が悪化した結果、売り上げが伸び悩みました。こうした状況に対応するためのリストラ策が行われたこともあって平成24年3月期は製造業を中心に減益傾向となりました。平成24年3月期の主要企業(Russell/Nomura Large Cap)の経常利益は前期比15%程度の減益となった見込みです。非製造業は公益セクターの落ち込みを除くと底堅く、企業業績を下支えする形となりました。

株式市場は、年度を通してみると代表的株価指数は下落した後で前年度末の水準に戻る形となりました。平成23年3月の東日本大震災の影響による急落の後、一旦は反転しましたが、欧州での政府債務問題やその結果としての円高による悪影響の懸念などから再度下落基調となりました。その後は欧州問題への懸念が緩和したことや円高が修正方向に向かったことなどから反発しました。代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)は、平成23年7月に一旦高値を付けた後、平成23年11月まで下落、その後平成24年3月にかけて上昇しました。TOPIXは平成22年3月末の978.81ポイントから平成23年3月末には869.38ポイントまで年度を通して11.2%の下落となった後、平成24年3月末には854.35ポイントまで1.7%の下落となりました。一方、日経平均株価は平成23年3月末の9,755.10円から平成24年3月末には10,083.56円と年度を通して3.4%の上昇となりました。

新発10年国債利回りは、震災復興需要に伴う政府債務拡大懸念もあって、平成23年4月上旬には1.3%台でしたが、株価下落を受けて平成23年11月には0.9%台まで低下しました。その後、株価反転にも関わらず1.0%を挟む水準で推移し、平成24年3月末は0.98%程度となりました。政府債務拡大に対する懸念はあるものの、日銀による追加金融緩和への期待感などが低金利の背景となりました。

外国為替市場では、円は欧州政府債務問題への懸念など海外の政策への市場の期待感の変化に影響されています。平成23年3月末の円の対米ドル、対ユーロはそれぞれ83円台、117円台でした。欧州での政府債務懸念が再度強まり、米国をはじめ世界経済に悪影響を及ぼすという見方が広がった平成23年7月以降に対円でドル安が進行、平成23年10月末には一時75円台となりました。その後、日本の財務省による円売り介入および、欧州発の市場の動揺の一巡を受けて円高修正が進み、平成24年3月末には1ドル83円台となりました。一方、対ユーロではギリシャの政府債務の問題が再度懸念され、他国への伝播やそれに伴う欧州経済への懸念が浮上、欧州中央銀行(ECB)による金融緩和を受けて円高が進行しましたが、政府債務問題拡大への懸念が一巡するにつれて対ユーロでも円高修正が進み、平成24年1月に97円台だったユーロは、平成24年3月末には111円程度となりました。

海外

主要先進国経済は、米国ではこれまでの量的金融緩和政策の効果が景気回復を後押ししている一方、欧州では政府債務問題の影響で信用収縮が起きていることや、この問題への対応で緊縮財政政策が取られていることを受けて景気が悪化に向かいました。国際商品市況は投資資金のリスク回避姿勢や新興国の景気減速懸念を受けて一進一退となりました。また、中国では不動産価格の上昇抑制が引き続き課題となる中で景気減速を踏まえて金融引き締めが一巡、新興国の中には景気刺激のため金融緩和に踏み切る国も出てきました。

米国の実質GDP成長率は平成22年に前年比3.0%と回復した後、平成23年には同1.7%に減速しました。ただし、年後半は政策効果などで企業業績が改善し、設備投資や雇用の環境が好転してきたため成長率はやや加速しました。一方で不動産市場の回復が遅れていることもあり、金融政策による景気への下支えが続けられています。

連邦準備制度理事会(FRB)は、金融緩和政策の中立化を模索したものの、緩和姿勢の維持を表明、景気下支えを継続しました。政策金利であるFFレートの誘導目標値を0~0.25%の範囲とする事実上のゼロ金利政策を継続するのに加えて、債券市場から米国債を買い上げて資金供給を増やしていた措置を平成23年6月で一旦打ち切りました。しかし欧州の政府債務懸念の再燃が金融市場を再び混乱させ、それが実体経済に悪影響を及ぼす懸念も強まりかねないため、平成23年8月にゼロ金利政策を平成25年前半まで続けると表明し、その後も金融緩和と継続を示唆し続けることで市場に安心感を与えました。米国株式市場は欧州政府債務問題の再燃につれて下落しましたが、FRBによる金融緩和と継続表明、欧州政府債務問題への懸念一巡につれて上昇しました。平成23年3月末のダウ平均株価は12,319.73ドルでしたが、平成23年8月には11,000ドルを割り込んだ後、平成24年3月末には13,212.04ドルまで反発しました。米国財務省証券10年利回りは、平成23年3月には3.5%程度でしたが、株価下落やFRBの緩和継続期待で平成23年9月には1.7%程度まで低下した後、平成24年3月まで2.0%前後の水準で推移しています。

欧州経済は、ユーロ圏の実質GDP成長率が平成22年の前年比1.9%から平成23年には同1.5%となりましたが、政府債務問題の影響で信用収縮が起きていることや、この問題への対応で財政政策が緊縮気味となっていることを受けて景気が悪化方向となりました。ECBによる金融緩和や、金融機関の資金繰りを支える3年物の資金供給が景気への悪影響を抑制していますが、政府債務自体への懸念が払拭されたわけではなく、市場の不安定化要因となっています。株価は、市場の懸念の強まりに沿って下落した後反発、ドイツの代表的な株価指数(DAX)は平成24年3月末までの1年間で約1%の下落となりました。

平成23年のアジア経済では、インフレ懸念がやや落ち着く中で景気減速懸念が強まっています。中国経済の実質GDP成長率は平成22年の前年比10.3%から平成23年には同9.2%となりました。投資を中心とした内需の拡大が経済を牽引していますが、平成23年後半には金融引き締めの影響で不動産投資が減速、欧州経済が悪化した影響で輸出が減速しています。また消費者物価上昇率に落ち着きが見え始めたため、不動産価格の上昇抑制を続けながら、金融政策を転換する可能性も浮上しています。インフレの抑制と経済成長のバランスを取って持続可能な経済運営ができるかどうか大きな課題となっています。

エクゼクティブ・サマリー

当期の世界経済は、欧州での政府債務問題に起因する国際金融市場の混乱、先進国での消費低迷、中国をはじめとする新興国の景気減速懸念、中東政情の不安定化と原油価格高騰による影響などにより回復基調が弱まりました。景気の先行きに対する不透明感が急激に高まり、世界的に株式などのリスク資産への投資を回避する動きが加速しました。一方、わが国経済も、東日本大震災の影響による製品供給網の寸断で輸出が落ち込み、1ドル＝75円台まで進行した急激かつ大幅な円高やタイの洪水などの影響を受けて減速しました。昨年末以降、一時、欧州債務問題への懸念が緩和したことや米国の経済指標の改善、復興需要の顕在化や自動車生産の回復などを受けて景況感はやや回復しましたが、金融業を除く主要上場企業の経常利益は2割程度の減益になったと見込まれます。TOPIXは期初の862ポイントから一時上昇した後、11月には706ポイントまで下落しました。年度末には854ポイントまで回復しましたが、株式市場の下落と先行きに対する不透明感などから日本企業の国内外の資本市場における資金調達額は大きく減少し、年間を通じて金融・証券市場における投資家の活動は低迷しました。また、バーゼルⅢ（金融機関に対する新たな自己資本等に関する規制）や米国ドッド・フランク法をはじめとして、国内外における金融機関に対する規制・監督の強化の動きも続いております。このような中、野村グループでは、厳しい事業環境にいち早く適応するため総額12億ドルのコスト削減策を決定し、欧州における規模の適正化と各地域への資源配分の見直しを通じてコスト効率の改善に努めました。またお客様中心主義のもと、営業部門ではコンサルティング営業の推進および商品の多様化、アセット・マネジメント部門では国内外における運用資産の拡大と運用パフォーマンスの向上に努めました。ホールセール部門では、お客様に付加価値が提供できるビジネス分野での「選択と集中」戦略を推進し、ビジネス間の連携強化、顧客とのビジネスにかかる収益の拡大、提供する商品やソリューション（問題解決策）の多様化などに取り組みました。その結果、コスト削減を着実に実行しながら、事業基盤を大幅に縮小することなく、全社ベースで3期連続の黒字を達成することができました。当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比36%増の1兆5,359億円、金融費用以外の費用は同40%増の1兆4,509億円、税引前当期純利益は850億円、当社株主に帰属する当期純利益は116億円となり、当期のROEは0.6%となっております。

平成24年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、投信募集手数料や株式委託手数料の減少などにより、前期比11%減の3,503億円となりました。金融費用以外の費用は同1%減の2,871億円、税引前当期純利益は同38%減の631億円となりました。お客様からのご相談やご要望に応じたコンサルティング営業を中心にビジネス展開を図ってまいりました。より多くのお客様のニーズに応えるために4店舗を出店し、また昨年10月から開始した野村ネット&コールにおいては非対面でのサービスの充実を図りました。コンサルティング営業の結果、株式、債券、投資信託、保険を中心にバランスの取れたビジネス拡大につながり、お客様からお預かりした資産の純増額は2.4兆円となりました。お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の70.6兆円から72.0兆円に増加し、お客様の口座数も前期末比で4.9万口座増の498.5万口座となるなど、営業基盤は着実に拡大しております。

平成24年3月期のアセット・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は前期比1%減の658億円となりました。また、金融費用以外の費用は同3%減の453億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同2%増の205億円となりました。厳しい投資環境の中、投資信託ビジネスでは、海外債券や日本株をはじめとした幅広い投資資産のファンドに資金が流入しました。さらに、当期に設定した投資環境に即した投資戦略で運用を行うファンドが運用資産の拡大に寄与しました。投資顧問ビジネスでは、国内の年金基金およびアジア・欧州を中心とした海外の年金基金や政府系機関など機関投資家からの受託が順調に増加しました。この結果、アクティブ運用をはじめとした多様な運用商品への資金流入により、平成24年3月末の運用資産残高は24.6兆円となりました。

平成24年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比12%減の5,559億円となりました。欧州における経済・金融市場の混乱の影響により、上期は対顧客取引が減少し、海外ビジネスが減収となるなど、厳しい決算となりました。下期に入り、第3四半期にプライベート・エクイティ関連の収益を計上したほか、第4四半期には欧州・米州地域で収益を回復させたものの、上期の業績を補うには至らず、通期では前期比で減収となりました。また、昨年7月および11月に公表した12億ドルのコスト削減計画は順調に進捗し、金融費用以外の費用は前期比5%減の5,935億円となりました。この結果、税引前当期純損失は376億円となりました。

経営成績

損益概況

野村の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。

	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)	平成24年3月期 (百万円)
金融収益以外の収益：			
委託・投信募集手数料	395,083	405,463	347,135
投資銀行業務手数料	121,254	107,005	59,638
アセットマネジメント業務手数料	132,249	143,939	144,251
トレーディング損益	417,424	336,503	272,557
プライベート・エクイティ投資関連損益	11,906	19,292	25,098
投資持分証券関連損益	6,042	△ 16,677	4,005
その他	37,483	43,864	563,186
金融収益以外の収益合計	1,121,441	1,039,389	1,415,870
純金融収益	29,381	91,309	119,989
収益合計(金融費用控除後)	1,150,822	1,130,698	1,535,859
金融費用以外の費用	1,045,575	1,037,443	1,450,902
税引前当期純利益	105,247	93,255	84,957
法人所得税等	37,161	61,330	58,903
当期純利益	68,086	31,925	26,054
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	288	3,264	14,471
当社株主に帰属する当期純利益	67,798	28,661	11,583
自己資本利益率 (ROE)	3.7%	1.4%	0.6%

平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成23年3月期の1兆1,307億円から36%増加し、1兆5,359億円となりました。委託・投信募集手数料は、欧州金融危機等市場環境の影響を受けたことから、主に募集・売出し手数料等の減少により前期比14%減少しました。投資銀行業務手数料は、主に日本国内企業のエクイティ・ファイナンスの減少により前期比44%減少いたしました。トレーディング損益は、欧州危機等による金融市場の低迷等により2,726億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、主に自己資金投資先企業の株式譲渡益を計上したことにより251億円となりました。その他は、主に野村土地建物を子会社化したことにより5,632億円となりました。

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成22年3月期の1兆1,508億円から2%減少し、1兆1,307億円となりました。委託・投信募集手数料は、主に投信募集手数料の増加により前期比3%増加しました。投資銀行業務手数料は、主に日本国内企業のエクイティ・ファイナンスで多数の大型案件がありました前期と比べ12%の減少となりました。アセットマネジメント業務手数料は、主に継続的な資金流入による運用資産の増加により前期比9%増加しました。トレーディング損益は、主にエクイティ・トレーディング損益が減少したことにより3,365億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、主に自己資金投資先企業の株式譲渡益および評価益を計上したことにより193億円となりました。

平成22年3月期、平成23年3月期および平成24年3月期の純金融収益は、それぞれ294億円、913億円、1,200億円でした。純金融収益は、トレーディング資産およびレボ・リバースレボ取引を含む総資産・負債の水準と構成、

ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な一つの要素であり、野村は、特にグローバル・マーケットについて、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。平成24年3月期においては、主に米州の証券化商品取引の増加等により、金融収益が前期比26%増加し、主に米州の有価証券貸借取引の金利費用の増加等により、金融費用が前期比24%増加しました。その結果、純金融収益は前期比287億円増加しました。平成23年3月期においては、主に米州の証券化商品トレードの拡大により、金融収益が前期比47%増加し、主にレポ取引の増加に伴い金融費用が前期比24%増加しました。その結果、純金融収益は前期比619億円増加しました。

野村は、投資持分証券関連損益として、平成22年3月期、平成23年3月期、および平成24年3月期に、それぞれ60億円、△167億円、40億円を計上しています。この項目は、野村が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券です。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、平成23年3月期の1兆374億円から40%増加し、1兆4,509億円となりました。主に野村土地建物を子会社化したことにより、その他費用が前期の1,254億円から296%増加して4,962億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、平成22年3月期の1兆456億円から1%減少し、1兆374億円となりました。関連会社に対する投資の減損が前期より減少したことなどにより、その他費用が前期の1,425億円から12%減少して1,254億円となった一方で、支払手数料が前期の861億円から7%増加して921億円となりました。

税引前当期純利益は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ1,052億円、933億円、850億円となりました。

野村は、日本においてさまざまな税金を課されており、日本の税法に基づき連結納税制度を適用しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としたものであり、平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率は約41%となっておりましたが、税制改正により国内の法定実効税率は、平成24年4月1日以降平成27年3月31日までの間は約38%、平成27年4月1日以降は約36%となっております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため野村の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取り扱いにも影響を受けています。

平成24年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、589億円、実効税率は69.3%となりました。この実効税率69.3%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、国内の税制改正の影響により45.7%、損金に算入されない費用項目により23.3%、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により14.1%実効税率が引き上げられた一方で、益金に算入されない収益項目により29.7%、評価性引当金の増減により22.5%実効税率が引き下げられたことがあげられます。

平成23年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、613億円、実効税率は65.8%となりました。この実効税率65.8%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により10.8%、益金に加算される項目により5.3%、損金に算入されない費用項目により16.6%実効税率が引き上

げられた一方で、益金に算入されない収益項目により8.4%実効税率が引き下げられたことがあげられます。

平成22年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、372億円、実効税率は35.3%となりました。この実効税率35.3%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により26.9%実効税率が引き下げられた一方で、益金に加算される項目により10.8%、損金に算入されない費用項目により10.5%実効税率が引き上げられたことがあげられます。

当社株主に帰属する当期純利益は平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ、678億円、287億円、116億円となりました。自己資本純利益率（ROE）は、それぞれ3.7%、1.4%、0.6%となりました。

事業セグメント別経営成績

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われており、この部門体制に基づき、事業別セグメント情報を開示しております。投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。営業目的で保有する投資持分証券評価損益は、セグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については、「第5[経理の状況]1[連結財務諸表等]（1）[連結財務諸表][連結財務諸表注記]23 セグメントおよび地域別情報」にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。なお、当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

営業部門

野村の営業部門は、国内のお客様に対する資産管理型営業を行っており、その中で手数料等を受け取っております。また、投資信託の運用会社からは野村が販売した投資信託の代行報酬を、保険会社からは野村が代理店として販売した保険の代理店手数料を受け取っております。

営業部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
金融収益以外の収益	384,816	389,404	347,385
純金融収益	3,456	3,029	2,873
収益合計（金融費用控除後）	388,272	392,433	350,258
金融費用以外の費用	274,915	291,245	287,128
税引前当期純利益	113,357	101,188	63,130

平成24年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、投信募集手数料や株式委託手数料の減少などから平成23年3月期の3,924億円から11%減少し、3,503億円となりました。

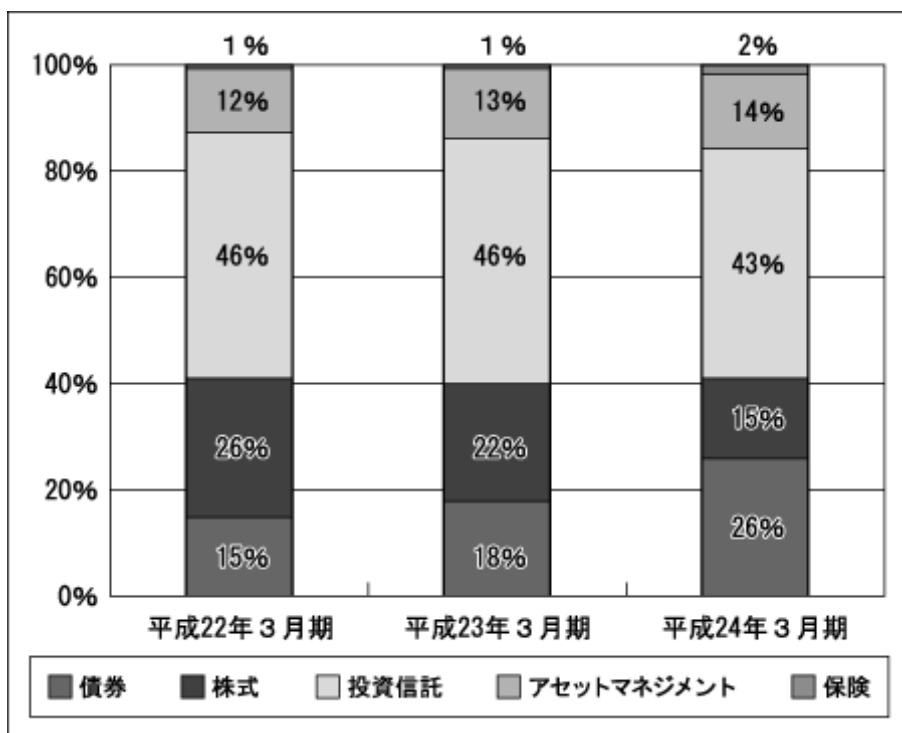
平成23年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、債券関連収入や投資信託関連収入の増加などにより、平成22年3月期の3,883億円から1%増加し、3,924億円となりました。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費等の減少により平成23年3月期の2,912億円から1%減少し、2,871億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、人件費等の増加により、平成22年3月期の2,749億円から6%増加し、2,912億円となりました。

税引前当期純利益は平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ1,134億円、1,012億円、631億円となりました。

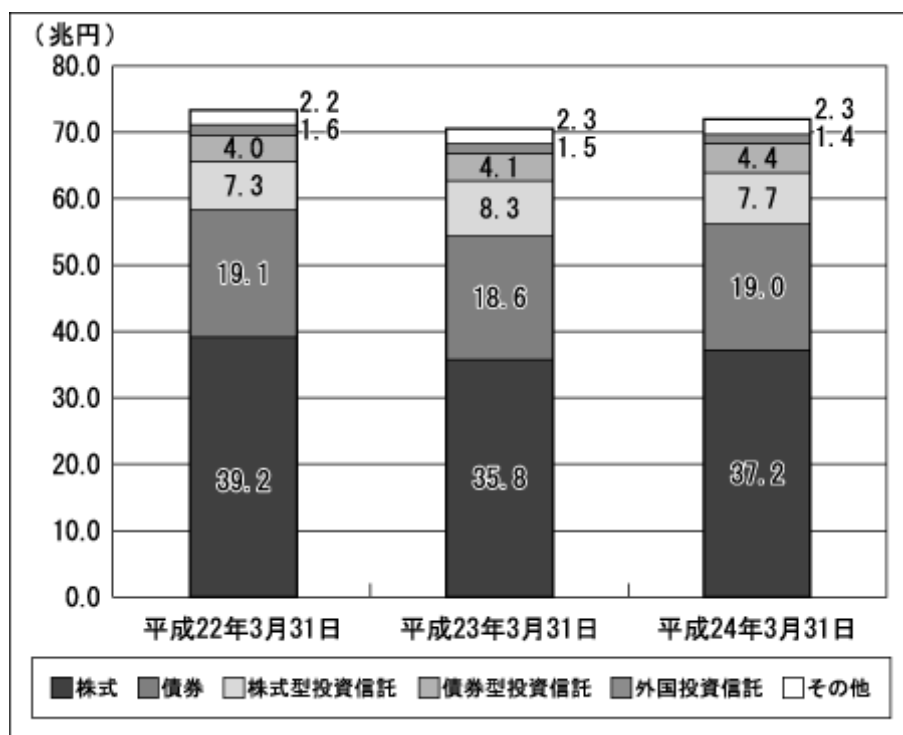
下のグラフは、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成比を示しています。



上記のとおり、平成24年3月期は、投資信託関連とアセットマネジメント関連の収益構成比は平成23年3月期の59%から57%に減少しました。株式関連の収益構成比は平成23年3月期の22%から15%に減少しました。債券関連の収益構成比は外債・国内債の販売が高水準に推移したことなどにより、平成23年3月期の18%から26%に増加しました。また、保険の代理店手数料の収益構成比は平成23年3月期の1%から2%に増加しました。

営業部門顧客資産残高

下のグラフは、平成22年3月末、平成23年3月末、平成24年3月末の営業部門顧客資産残高と、その内訳を示しています。なお、営業部門顧客資産残高は、顧客からの預かり資産と保険契約資産残高からなります。



平成24年3月末の営業部門顧客資産残高は、株式、債券、投資信託、保険を中心にバランスの取れたビジネス拡大につながり、平成23年3月末の70.6兆円から72.0兆円に増加しました。平成24年3月末の投資信託残高は、平成23年3月末の13.9兆円から3%減少し、13.5兆円となりました。その内訳は、0.7兆円の資金流入と1.1兆円の運用減によるものです。

平成23年3月末の営業部門顧客資産残高は、東日本大震災の影響によるマーケットの下落などにより、平成22年3月末の73.5兆円から70.6兆円に減少しました。平成23年3月末の投資信託残高は、平成22年3月末の12.9兆円から8%増加し、13.9兆円となりました。その内訳は、1.4兆円の資金流入と0.4兆円の運用減によるものです。

アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、野村アセットマネジメントを中心に、野村証券を含む証券会社や銀行、ゆうちょ銀行・郵便局を通じて販売される投資信託の開発・運用や、内外の年金その他の法人顧客に対する投資顧問業を行い、投資信託の運用報酬や投資顧問報酬を受け取っています。

アセット・マネジメント部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
金融収益以外の収益	60,537	62,670	63,022
純金融収益	1,515	3,865	2,778
収益合計（金融費用控除後）	62,052	66,535	65,800
金融費用以外の費用	46,836	46,513	45,281
税引前当期純利益	15,216	20,022	20,519

(注) 平成23年4月、アセット・マネジメント部門のノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.をその他のビジネスに統合いたしました。これに伴い、アセット・マネジメント部門とその他の損益を過去に遡り組み替えております。

平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、マーケットの下落を受けた運用資産残高の減少により、平成23年3月期の665億円から1%減少し、658億円となりました。

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、継続的な資金流入による運用資産残高の増加などにより、平成22年3月期の621億円から7%増加し、665億円となりました。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、平成23年3月期の465億円から3%減少し453億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、平成22年3月期の468億円から1%減少し465億円となりました。

税引前当期純利益は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ152億円、200億円、205億円となりました。

下の表は、平成22年3月末、平成23年3月末、平成24年3月末のアセット・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

	(単位：十億円)		
	平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日
野村アセットマネジメント	23,292	27,034	26,695
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	1,525	2,824	2,557
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント	1,107	1,841	1,504
野村プライベート・エクイティ・キャピタル	578	538	579
ノムラ・アセット・マネジメント・Deutschland KAG mbH	220	294	299
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーズ・アメリカ	240	196	253
単純合計	26,962	32,727	31,887
グループ運用会社間の重複資産	△ 3,518	△ 8,014	△ 7,324
合計	23,444	24,713	24,563

アセット・マネジメント部門の運用資産は、平成24年3月末で24.6兆円となっており、平成22年3月末比で1.1兆円の増加、平成23年3月末比で0.2兆円の減少となりました。

投資信託ビジネスでは、海外債券や日本株をはじめとした幅広い投資資産のファンドへの資金が流入しました。投資顧問ビジネスでは、海外顧客を中心に受託残高が増加しました。平成24年3月末において、野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、マーケットの下落などにより、前期比0.7兆円減（4%減）の15.3兆円となりました。その内訳は、0.2兆円の資金流入と0.9兆円の運用減によるものです。個別ファンドでは、「野村豪ドル債オープン・プレミアム」、「ノムラ・グローバルトレンド（バスケット通貨選択型）」、「野村グローバル高配当株プレミアム（通貨選択型）」、「野村日本ブランド株投資（通貨選択型）」などの残高が増加しました。平成23年3月末の国内投資信託残高は前期比1.3兆円増（9%増）の15.9兆円となりました。その内訳は、1.7兆円の資金流入と0.5兆円の運用減によるものです。

下の表は、平成22年、平成23年、平成24年のそれぞれ3月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア（純資産残高ベース）を示しています。

野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア

	平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日
公募投資信託合計	20%	22%	22%
株式型投資信託	15%	17%	17%
公社債型投資信託	43%	43%	44%

ホールセール部門

ホールセール部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
金融収益以外の収益	763,567	534,094	426,608
純金融収益	25,964	96,442	129,274
収益合計（金融費用控除後）	789,531	630,536	555,882
金融費用以外の費用	614,349	623,819	593,465
税引前当期純利益（△損失）	175,182	6,717	△ 37,583

平成24年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、欧州における経済・金融市場の混乱の影響により、平成23年3月期の6,305億円から12%減少し、5,559億円となりました。

平成23年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、ギリシャをはじめとする欧州各国の政府債務問題に端を発した金融市場混乱の影響により、平成22年3月期の7,895億円から20%減少し、6,305億円となりました。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、コスト削減計画が順調に進捗し平成23年3月期の6,238億円から5%減の5,935億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、業績に応じた人件費のコントロールに努めたものの、上期に海外ビジネス拡大のための投資を進めたことにより、平成22年3月期の6,143億円から2%増の6,238億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ1,752億円、67億円、△376億円となりました。

グローバル・マーケット

野村は、長年にわたって主に国内外の機関投資家を対象として、債券・株式や為替およびそれらの派生商品のセールスとトレーディングをグローバルに展開してきました。近年では、多様化・複雑化するお客様のニーズに応えるため、トレーディング能力と商品組成能力の強化に取り組み、国内外の機関投資家のみならず、営業部門およびアセット・マネジメント部門にさまざまな高付加価値商品を提供すると同時に、インベストメント・バンキング部門とも協働し、付加価値の高いソリューションを提供しています。

また、国内外の機関投資家に加えて、国内の富裕層・諸法人や地域金融機関、国内外の政府機関や金融機関・事業法人などと強固な関係を構築しております。これにより、お客さまが現在どのような商品を求めているかを把握し、そのニーズに合わせた商品を国内外のプロダクトラインにおいて迅速に開発・提供することが可能となっております。

	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
収益合計（金融費用控除後）	658,441	518,788	460,737
金融費用以外の費用	486,433	499,300	475,016
税引前当期純利益（△損失）	172,008	19,488	△ 14,279

平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成23年3月期の5,188億円から4,607億円となりました。フィクスト・インカムの平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成23年3月期の2,598億円から2,712億円となりました。エクイティの平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成23年3月期の2,273億円から1,815億円となりました。フィクスト・インカムビジネスでは、欧州危機を背景とした厳しい経営環境の中、前期を上回る業績を達成しました。市場では顧客・投資家の活動が低下したものの、顧客フローの取り込みとリスク管理の徹底により、顧客との取引に伴うビジネスが大きく収益に貢献しました。商品別では、市場の低迷により証券化商品が伸び悩んだものの、金利、クレジットともにストラクチャード・ビジネスが収益を牽引し、為替も好調な業績を上げました。エクイティビジネスでは、投資家の活動が停滞し、世界的に取引所での取引高が減少するなど、厳しい一年となりました。商品別では、エグゼキューション・サービス（売買執行にかかるサービス）の手数料収入が市場出来高の減少とともに減少しましたが、デリバティブ関連ビジネスでは国内における新たな商品の投入や海外での事業会社向けのソリューションの提供などが収益に貢献しました。

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の6,584億円から5,188億円となりました。フィクスト・インカムの平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の3,080億円から2,598億円となりました。エクイティの平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の3,528億円から2,273億円となりました。国内外の金融市場混乱の影響を受けた厳しいビジネス環境ながらも、顧客基盤の拡大と商品の拡充に取り組んだ結果、顧客とのビジネスに係る収益は堅調に推移しました。フィクスト・インカムビジネスでは、これまで収益の柱であった金利およびクレジットに加え証券化商品および為替の貢献度が高まるとともに、米国やアジアからの収益が拡大するなど、商品と地域の両面から収益源の多様化がすすみました。エクイティビジネスでは、海外の株式等のリサーチ体制および注文を執行するための基盤・体制の整備により、エグゼキューション・サービスが収益に貢献しました。国内では、東日本大震災の際も十分な流動性を供給したことから、従来と比較して高い市場シェアを獲得しました。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、コスト削減計画が順調に進捗し平成23年3月期の4,993億円から5%減少し、4,750億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、ビジネス拡大のためのインフラ整備等の費用の増加により、平成22年3月期の4,864億円から3%増加し、4,993億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ1,720億円、195億円、△143億円となりました。

インベストメント・バンキング

野村は、引受、アドバイザー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A/財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。また、グローバルでのオーダーメイド型サービス提供による、顧客との強固で長期的な関係を構築することを追求しております。

	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
インベストメント・バンキング（グロス）	196,076	185,011	141,678
その他部門等へのアロケーション	△ 77,154	△ 82,623	△ 67,096
インベストメント・バンキング（ネット）	118,922	102,388	74,582
その他	12,168	9,360	20,563
収益合計（金融費用控除後）	131,090	111,748	95,145
金融費用以外の費用	127,916	124,519	118,449
税引前当期純利益（△損失）	3,174	△ 12,771	△ 23,304

平成24年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成23年3月期の1,117億円から951億円と減少しました。平成24年3月期のインベストメント・バンキング（ネット）は、株式を中心とする資金調達やM&Aの世界的な停滞が影響し、平成23年3月期の1,024億円から746億円に減少しました。平成24年3月期のその他は、平成23年3月期の94億円から206億円に増加しました。平成24年3月期の国内における投資先企業などの売却益は337億円となり、評価損益は123億円の損失となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は5億円となり、評価益は48億円となりました。主に住宅用不動産投資・公益分野における投資案件において売却益および評価益を計上しましたが、レジャー・サービス分野における投資案件においては評価損を計上しました。

平成23年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成22年3月期の1,311億円から1,117億円と減少しました。平成23年3月期のインベストメント・バンキング（ネット）は、平成22年3月期の1,189億円から1,024億円に減少しました。平成23年3月期のその他は、平成22年3月期の122億円から94億円に減少しました。平成23年3月期の国内における投資先企業などの売却益は111億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却損は34億円となり、評価益は146億円となりました。主に住宅用不動産投資・レジャー・公益分野における投資案件において売却益および評価益を計上しましたが、メディア分野における投資案件においては売却損を計上しました。平成22年3月期の国内における投資先企業などの評価益は48億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は6億円となり、評価益は84億円となりました。投資環境が回復したことにより、主に住宅用不動産投資・再生可能エネルギー・公益分野における投資案件において売却益および評価益を計上しました。

平成24年3月期の金融費用以外の費用は、コスト削減計画が順調に進捗し平成23年3月期の1,245億円から5%減少し、1,184億円となりました。

平成23年3月期の金融費用以外の費用は、業績に応じた人件費のコントロールに努めたことにより、平成22年3月期の1,279億円から3%減少し、1,245億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ32億円、△128億円、△233億円となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記]23 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

その他の経営成績は、平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期、それぞれ△2,079億円、△178億円、351億円の税引前当期純利益（損失）となりました。

平成24年3月期に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益167億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益104億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失161億円がその他の業績に含まれております。

平成23年3月期に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益93億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益205億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失66億円がその他の業績に含まれております。

地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、税引前当期純利益（損失）については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記]23 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (5) 流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表][連結財務諸表注記] 2 金融商品の公正価値および 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

(1) VaRの前提

- ・信頼区間：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

(2) VaRの実績

	平成23年3月31日 (億円)	平成24年3月31日 (億円)
株式関連	18	14
金利関連	41	65
為替関連	45	25
小計	104	104
分散効果	△ 41	△ 32
バリュアットリスク (VaR)	63	72

	平成24年3月期		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	97	49	65

2 【対処すべき課題】

金融機関に対する規制強化が進み、また欧州における財政危機問題をはじめとした様々な不安定要因が発生するなど、世界的に厳しい金融・経済環境が続いております。平成24年に入り、マーケットは一時落ち着きを取り戻しつつありましたが、再び先行きに対する不透明感が高まっており、本格回復に至るまでにはまだ相当な時間を要する可能性があると思定しております。このような経営環境の下、野村は、経営資源の適正な配分を進め、さらなる効率性の追求、競争力の強化および収益性の向上を目指します。また、野村の競争優位性である強固な財務基盤を活かし、今後の市場環境、金融環境およびお客様のニーズに即したサービス、ソリューションの提供を機動的に実現し、マーケットを通じた安定的で円滑な資金供給の場を提供するという野村の社会的役割を全うしてまいります。各部門の課題、取り組みは以下のとおりです。

〔営業部門〕

営業部門においては、お客様の多様化、高度化するニーズに対応するために、対面、インターネット、コールセンターなどを通して提供する金融商品、サービスの拡充を図ってまいります。コンサルティング営業を推し進め、お客様のニーズに沿ったワールドクラスの質の高い商品・サービスを提供していくことで、野村グループが、引き続きお客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

〔アセット・マネジメント部門〕

投資信託ビジネスにおいては、個人投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。日本とアジアに高い競争力を持つワールドクラスの運用会社として、運用パフォーマンスの向上を目指すとともに、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

〔ホールセール部門〕

ホールセール部門には、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うフィクスト・インカムおよびエクイティ、投資銀行業務を行うインベストメント・バンキングの3つの事業分野があります。

マーケットに関連するフィクスト・インカムおよびエクイティの業務では、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでまいりました。引き続き、フィクスト・インカムの事業分野では、お客様中心主義を軸にしたグローバルな展開を推進し、エクイティの事業分野では、日本における強固な顧客基盤などを背景に、アジアでの優位性をさらに強固なものとし、欧州や米州における事業基盤の強化を進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを迅速に提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネスなどの拡大に取り組み、収益源の多様化を進めてまいります。

また、ホールセール部門では、お客様の要望に応えるために、グループ内のこれら複数の事業分野および地域をまたいだ連携が一層重要になっています。グローバルな金融サービスグループとして、特に、さらなる経済発展および顧客企業の進出が見込め、また野村が地理的にも優位性を持つアジア地域において、今後の成長のための総合

力の発揮に努めてまいります。日本とその他のアジア地域との一体運営、ビジネス連携の強化を進め、さらにグローバルな業務展開を通じた事業基盤の融合・発展により、ワールドクラスのサービスを提供する投資銀行としての地位の確立を目指してまいります。

以上の取り組みの実効性を高めるべく、国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の安定とさらなる拡大・発展に尽力するとともに、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

[その他の課題]

リスク・マネジメントについては、グローバルなリスク管理の一層の強化と効率化が必要であり、事後計測型のリスク管理体制ではなく、事前予測型のリスク管理体制を構築してまいります。経営トップ自らがリスク・マネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下す体制の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、業務の多様化・国際化が進む中、その重要性はますます高くなっていると認識しております。野村は、営業を展開している各国の法令・規則の遵守の徹底に努めることはもちろんのこと、加えて、単に法令・規則の遵守にとどまらず、社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、すべての役職員がプロフェッショナルとしての高い倫理観をもって業務に取り組む体制をさらに充実させてまいります。

人事については、優秀な人材こそが資産と考えております。顧客重視の基本的な考え方のもと、総合的な成果主義に基づいてグローバルに統一した人事制度を通じ、お客様にご満足いただける総合サービスを提供できるプロフェッショナルな集団を作ってまいります。

3 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、野村のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも野村に悪影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日（平成24年6月27日）現在において判断したものです。

野村のビジネスは日本および世界のあらゆる金融市場、経済情勢および市場の変動により重大な影響を受ける可能性があります

直近数年間にわたり、日本および世界の市場動向や経済情勢を急激にかつ極めて悪い方向へと向かわせる事象が、継続的に発生しております。平成20年から21年の初めにかけて、金融サービス業、グローバルな証券市場および先進国を中心とする経済は、世界的な金融危機により大きく影響を受けました。また、平成23年には、米国における財政問題の顕在化や、ギリシャを中心としたユーロ圏の周縁国における財政、経済および構造上の問題が深刻化し、世界の主要な金融市場に対し大きな影響を与えるなど、中長期的な経済の見通しも不透明な状況が続いています。

金融市場や経済は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクまたはイベント、自然災害などによっても影響を大きく受けます。例えば、平成23年3月に起こった東日本大震災は原子力発電所の損壊およびそれに伴う電力不足、サプライ・チェーンの混乱等を引き起こし、また既存および潜在顧客が金融取引や企業間取引を抑制した結果、日本経済ならびに野村のビジネス環境に大きな影響を与えました。現在においても一部復興需要などは見込まれるものの、景気の本格回復には至っておりません。

これらの要因等による金融市場や経済の低迷が長期化した場合、野村のビジネスに悪影響が及び、結果として大きな損失が発生する可能性があります。金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、日本および野村がビジネスを行う他の各国・地域における政府・金融当局による財政および金融政策についての変更やその他ビジネス環境の変化が野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。野村のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入も減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村は顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、野村の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、野村の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合にはこれらの収入が減少する可能性があります。

野村の電子取引業務からの収入が減少する可能性があります

電子取引システムは、野村のビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムです。取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することができます。取引手数料等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、経済または市場が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性があります。また、様々なキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、取引手数料やスプレッドに対する価格低下圧力が増しております。電子取引により取引ボリュームは今後増加する可能性があります。取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は野村の収入が減少する可能性があります。野村は今後も効率的な取引プラットフォームの提供ができるようにこのようなテクノロジーへの投資を続けていく予定ですが、電子取引の手数料に対する低下圧力が増した場合には、投資収益を最大限に確保できない可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

野村は自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。野村のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジット、商品取引などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に悪影響を与える場合があります。野村が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村が損失を被る可能性があります。また、野村が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒されることとなる可能性があります。そのため、野村はさまざまなヘッジ方法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、資産の価格変動により、損失を被る可能性があります。また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村の予測していない動きをした場合には、野村は損失を被る可能性があります。

野村のビジネスはボラティリティ水準の変化に影響を受けており、または受ける可能性があります。野村のトレーディングビジネスの一部は、市場のボラティリティ変化により作り出されるトレーディングや裁定取引の機会に影響を受けることから、ボラティリティの低下によって取引機会が減少した場合は、これらのビジネスの結果に悪影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあります。これによりバリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村がマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って負担するリスクが増加し、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジション残高または取引量を減らすことがあります。

さらに野村は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。また、野村が投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定、ポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがあります。野村は市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、野村が担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村の格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性があります。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性があります。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村が大きな損失を被る可能性があります

マーケット・メイクやブロックトレード、引受業務あるいは証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、もしくは顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することによりリスクが高まり大きな損失を被る可能性があります。野村は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがあります。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても市場価格が変動すると、野村が大きな損失を被る可能性があります。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、野村の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。この結果、野村が当該市場において資産を売却、ヘッジ、または資産価格を観測することが困難になる可能性があります。特に店頭デリバティブ等においてはポジションの全てを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、流動性が低い市場において資産価格を観測することが困難な場合、予期しない損失を生じることがあります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

野村はさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村は損失を被る可能性があります。野村のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし野村は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

野村のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村の方針や手続が、十分な効果を発揮しない場合があります。野村のリスク管理方法の一部は過去の金融市場動向に基づいています。過去の金融市場動向が将来的に同様のものとなるわけではありません。その結果、過去の金融市場動向が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには大きな損失を被る可能性があります。また、野村が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。また、市場の変動などにより野村の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の野村のビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがあります。

また、野村が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村の流動性ニーズが急激に高まる可能性があります。一方で、野村の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、野村の顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります

野村は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村が適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みです。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとして扱われます。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失が認識される可能性があります。その場合、野村の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

流動性リスクによって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります

流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村のビジネスにとって極めて重要です。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な流動性の確保に努めています。しかし、野村は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。

その内容は以下のとおりです。

野村が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

野村は、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期の債券発行市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、野村の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、野村がビジネスを行うために必要とする資金調達につき、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷に伴う野村の営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドの拡大による野村の資金調達コストの上昇を招くような金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通しなど、野村に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。

野村が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

野村は、野村のビジネスに必要な無担保短期資金調達につき、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入を利用しています。これらの借入れの継続的な借り換えは、野村の流動性管理において極めて重

要です。野村が発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になった時に新たな資金調達（借り換え）に応じる義務を負っているわけではありません。不足が発生した場合でも、野村は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性があります。

野村が資産を売却できなくなる可能性があります

野村が債券発行市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、野村は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、野村は資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは野村が保有する資産の流動性低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に野村の経営成績や財政状態に悪影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村の資産売却に悪影響を及ぼすことがあります。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

野村の資金調達コストや債券発行市場の利用は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は野村の格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。このような場合、野村の資金調達コストが上昇し、債券発行市場の利用が制約される可能性があります。その結果、野村の経営成績や資金調達に悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村に固有でない要因によっても、野村の資金調達コストが上昇する可能性があります。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成13年9月11日の米国同時多発テロ、平成19年以降の米国サブプライム問題、平成20年秋の金融危機、平成23年3月の東日本大震災、および平成23年の米国や欧州諸国における財政問題などの重大な事象に限らず、より個別具体的に野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

- ・主要格付機関による、野村のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村が受取るべき対価を受取れないこと、または野村がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産、行政処分、詐欺的行為等

野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

野村の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、野村に対して債務を負担することがあります。これら取引先が法的倒産、信

用低下、流動性の不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象による制約など、様々な理由で債務不履行に陥った場合、野村は大きな損失を被る可能性があります。

信用リスクは、次のような場合からも生じます。

- ・ 第三者が発行する証券の保有
- ・ クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村の取引相手の債務不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブの取引

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、野村に悪影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しております。その結果、ある金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行につながり、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった野村が日々取引を行っている金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村に悪影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性問題や支払能力の危機に直面した場合、野村の資金調達にも悪影響を及ぼす可能性があります。

野村の信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

野村は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、野村が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性があります。さらに、野村が担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足する可能性があります。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもあります。現地市場における混乱や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として野村に対する債務の履行に悪影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争に晒されています

野村のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くと思われれます。野村は、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、昨今は、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。平成16年12月1日から施行されている証券取

引法の改正（平成19年9月30日より金融商品取引法に改名）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となりました。また、平成21年6月から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増しています。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村のシェアに影響を及ぼしています。

金融業界の国内外の統合・再編の進展は野村にとって競争の激化を意味します

近年の金融業界における金融機関同士の統合・再編の結果、大手の商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関は、証券業を傘下に抱えております。これらの大手金融機関は、グループ内の再編等を通じた事業規模の拡大や、コスト削減等を含めた収益力の強化を進めております。こうした統合や再編により、証券会社と銀行がグループ一体となって、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品・サービスの提供が進む可能性があります。また、これら金融機関グループは、こうした幅広いサービスの提供によって、野村との比較で競争力が高まる可能性があります。これらの金融機関グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。このため、これらの統合・再編に伴う金融機関グループの事業拡大や収益力の向上などにより、野村の市場シェアが低下する可能性があります。

海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村のグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性があります

海外には多くのビジネス機会およびそれに伴う競争が存在します。野村がこれらのビジネス機会を有効に活用するためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関との競争に打ち勝たなければなりません。これらの金融機関のいくつかは野村に比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な人的資源を有し、現地における高い営業実績を誇っています。野村は海外ビジネスの強化のため、平成20年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してまいりました。しかしながら、その後の世界経済の悪化や混乱、欧州の財政問題、規制や監督の厳格化などにより、競合金融機関の多くがコスト削減や資産の売却、更には一部事業の撤退を進めています。野村としては、これらの厳しい環境を踏まえ、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に尽力してまいります。こういった取り組みは野村のグローバルな経営戦略を成功させる上で極めて重要ですが、十分な効果が上がらなかった場合は、野村のビジネス、財政状態、経営成績に悪影響を与える可能性があります。

野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

野村が重大な法的責任を負うことまたは野村に対する行政処分がなされることにより、財務状況が悪化し、または野村のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通しや経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、野村や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが野村のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

野村は様々な法的責任を負う可能性があります

野村は、ビジネスにおいて様々なリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびに野村の財務アドバイザー業務やマーチャント・バンキング業務に関する法的賠償請求等が含まれます。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもありえます。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により野村のレピュテーションが悪化する可能性もあります。さらに、違法行為にあたと断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

野村に適用のある様々な規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。野村は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、野村のビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性があります。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村の顧客および野村と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村の活動を制限することがあります。また、野村は法令諸規制を遵守するための対策を講じておりますが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消などの処分を受ける可能性があります。野村が行政上または司法上の処分を受けた場合、野村のレピュテーションが悪化する可能性があります。また、それらの処分により、顧客、特に公的機関が野村との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村がビジネスの機会を喪失する可能性があります。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります

野村のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。規制の導入・改正・撤廃により、野村の全部または一部の事業を継続することが経済的でなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性があります。

とりわけ、平成20年秋の金融危機を受けて、将来の危機に備えて金融システムの安定性と金融セクターの強靱性を高めるため、G-20首脳会合における政策的合意を基に、国際合意をもって、または各国において、様々な金融規制改革が進行しています。例えば、米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策が挙げられますが、これらの規制強化策（金融関連課税を含む）が野村および金融業界全体にもたらす影響は重大なものになりうると思われれます。これらの制度改正の詳細および野村への影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制によります。

加えて、会計基準や連結自己資本規制・流動性比率に関する規制の変更が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社は、最終指定親会社に対して適用される、バーゼル2.5に沿って金融庁が定める連結自己資本規制に関する告示に基づいて、連結自己資本規制比率を算出しております。バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によるバーゼルⅢと呼ばれる新しい自己資本・流動性比率規制については、平成24年3月に、バーゼルⅢに対応した自己資本比率規制に関する改正告示が金融庁より公表され、平成25年3月末より施行の予定です。新たな規制が施行された場合、当社の連結自己資本規制比率は低下する可能性があり、また、野村の資金調達コストが上昇する、あるいは野村のビジネス、資金調達活動や野村の株主の利益に悪影響を及ぼす資産売却、資本増強もしくは野村のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。なお、バーゼルⅢに基づき、金融当局が認定するグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）の対象およびG-SIFIsに対する追加的な自己資本規制等は、毎年見直されることが金融安定理事会（FSB）およびバーゼル委員会により公表されており、今後当社がG-SIFIsの対象となる場合、上記のコスト負担や影響が加重される可能性があります。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります

野村は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上しております。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性があります。その結果、野村の経営成績および財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

従業員、取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為や詐欺により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、従業員や取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為というリスクに晒されています。野村の従業員、取締役、執行役または執行役員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引等の従業員、取締役、執行役、執行役員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれ、その結果、野村が行政処分を受けたり法的責任を負う可能性、もしくは野村のレピュテーションや財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。野村は、これらの不正行為を防止または発見するための対策を講じておりますが、従業員、取締役、執行役、執行役員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為の結果として野村に対する行政上または司法上の処分が行われれば、野村は一定期間、ビジネス機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、ビジネス機会を喪失する可能性があります。

また野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村に対する信頼が損なわれる恐れもあります。

不適切な利益相反の処理または特定により、野村に悪影響を及ぼす可能性があります

野村は、多様な商品およびサービスを個人、企業、金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関です。それに伴い、野村の日々の業務において潜在的な利益相反が発生するおそれがあります。潜在的な利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供または野村の利益が、別の顧客の利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生します。さらに、適切な非公開情報の情報遮断措置または共有がされていない場合にも潜在的な利益相反が生じる可能性があります。野村は利益相反を処理および特定するための利益相反管理体制を整備していますが、適切に対処、特定または開示することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村のレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性があります。また、潜在的な利益相反の発生により監督官庁による検査処分、または訴訟の提起を受ける可能性があります。

野村のビジネスは、様々なオペレーショナル・リスクの影響を受けます

野村は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、野村は経済的損失、事業の中断、第三者からの提訴、行政処分、規制、罰金、またはレピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・ 有価証券の取引の実行、確認または決済を実行しないリスク
- ・ 役員や従業員が正確な事務処理を怠るリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- ・ 策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、野村の施設やシステムが被災し、あるいは業務の継続が困難になるリスク
- ・ 新型インフルエンザ等の流行病により業務遂行に支障が生じるリスク
- ・ 野村または第三者のコンピューターシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、コンピューターウイルス、もしくはサイバー攻撃によるリスク

野村のビジネスは、機密情報を野村のコンピューターシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠しています。野村はセキュリティ・システムの継続的なモニタリングおよびアップデートを行い、リスクを軽減するための策を講じていますが、常に変化するサイバー脅威により、野村へのリスクは増していると認識しています。今後サイバー脅威が高度化するにつれ、野村のシステムを修正するためにより多くの資源を必要とする可能性があり、更に、野村の対策が十分でない場合には、サイバー攻撃により重大な侵害を受ける可能性があります。

野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は業務に関連して顧客から取得する情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられています。

野村は個人情報保護法および関連する諸法令やガイドライン等に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村のビジネスに様々な点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の漏洩により顧客に損失が生じた場合には、野村は顧客からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更、または野村のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、野村に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりする可能性があります。

当社は持株会社であり、当社の子会社からの支払に依存しています

当社は、配当金の支払や負債の支払の資金として、当社の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。法規制などにより、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような法規制の適用を受けています。これらの法規制は当社の債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性があります。

プライベート・エクイティ投資において野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は国内および海外で議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開しています。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性があります。また、野村が期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、野村の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有しています。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村の損益に大きな影響を与えます。市場の環境によっては、野村はこれらの株式・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

野村は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、野村が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村が判断したときには、野村は対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。

野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

野村は、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があります。さらに、野村が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。野村が提供したこれら商品に損失が生じた場合、野村は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村が保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要]」をご参照ください。

なお、「第2 [事業の状況] 2 [対処すべき課題] および3 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積もり

財務諸表作成上の見積もり

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、税金の見積もり、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っております。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

野村の金融商品の大部分は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

編纂書820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって三段階のレベルに分類されます。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似する商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、レベル1やレベル2の金融商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを当社が判断するための重要な基準には、取引数、市場参加者による価格決定の頻度、市場参加者間で取引される価格の多様性、および公表された情報の量などが用いられております。

毎期経常的に公正価値評価される資産のうち、デリバティブを除いた資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、平成24年3月31日現在で4%となりました。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日					レベル3 比率
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保と の相殺	合計	
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	6,951	7,522	658	—	15,131	4%
デリバティブ資産	599	22,669	484	△ 22,392	1,360	
デリバティブ負債	630	22,752	502	△ 22,576	1,308	

詳細につきましては「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 2 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕1 会計処理の原則および会計方針の要旨：プライベート・エクイティ事業 および 4 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

デリバティブ取引

野村は、トレーディング目的およびトレーディング以外の目的のため、先物取引、先渡取引、スワップ、オプション取引を含むさまざまなデリバティブ取引を行っています。全てのデリバティブは公正価値で評価され、公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書で認識されます。

法的に拘束力のあるマスター・ネットリング契約を交わしたデリバティブの公正価値は、野村の連結貸借対照表では相殺して表示しております。加えて、現金担保の請求権または現金担保の返還義務はそれぞれ、相殺されたデリバティブ負債またはデリバティブ資産と相殺されております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、通常取引所価格によって決定されます。店頭デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。上場デリバティブおよび店頭デリバティブの資産および負債は次のとおりであります。

	平成23年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	224	334
店頭デリバティブ	1,267	1,322
合計	1,491	1,656

	平成24年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	304	334
店頭デリバティブ	1,056	974
合計	1,360	1,308

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在における、契約上の残存満期年限ごとに分類した店頭デリバティブ資産および負債の公正価値は次のとおりであります。

	平成23年3月31日 (十億円)						異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	満期年限							
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超			
店頭デリバティブ—資産	512	598	717	575	1,424	△ 2,559	1,267	
店頭デリバティブ—負債	713	768	612	681	1,369	△ 2,821	1,322	

	平成24年3月31日 (十億円)						異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	満期年限							
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超			
店頭デリバティブ—資産	633	747	736	728	2,024	△ 3,812	1,056	
店頭デリバティブ—負債	838	776	785	627	1,879	△ 3,931	974	

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合の相殺の金額を表示しております。同じ満期間の相殺はその年限内にて相殺しております。また、同じ取引相手先との現金担保の相殺を含んでおります。

デリバティブ取引の公正価値にはクレジットリスクに対する調整を含んでおり、これにはデリバティブ資産へのカウンターパーティークレジットリスクとデリバティブ負債への自社クレジットが含まれます。野村はポジションのクレジットリスクを軽減する目的でデリバティブ取引を行っており、この様なポジションとデリバティブのクレジットリスクの変動に関する損益を一体として認識しております。

のれん

米国会計原則では、レポーティング・ユニットごとに配分することを義務付けており、年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）、減損判定を実施することが規定されております。各レポーティング・ユニットの評価に使用される仮定には将来キャッシュ・フローおよびそのキャッシュ・フローを現在価値に割引く株主資本コストの見積もりが含まれます。

減損判定は事業セグメントの一つ下のレベルで行われております。当社は当連結会計年度において米国会計原則上第1段階の減損テストが要求される状況にあるのれんについては経営者による将来の収益性の合理的な見積もりに基づき当該テストを実施しております。その結果、当該テストの対象となったのれんが配分されたレポーティング・ユニットの公正価値は帳簿価額を上回っており各レポーティング・ユニットにおいてのれんの減損が懸念される状況にはありませんでした。

しかしながら、各国の資本市場では経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在します。経済情勢および相場環境の悪化は結果として経営成績の低下につながる可能性があります。将来の経営成績の低下および著しい株主資本コストの増加は将来におけるレポーティング・ユニットの見積もり公正価値および関連するのれんの価値の低下につながりその一部が減損損失として将来の連結損益計算書に計上される可能性があります。

一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

野村の証券化商品に対するエクスポージャーには、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅不動産ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券、その他証券化商品が含まれます。野村は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成24年3月31日現在における野村の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日				
	合計残高 (1)	日本	アジア・オセアニア	ヨーロッパ	アメリカ
CMBS (2)	61,951	1,963	—	9,845	50,143
RMBS (3)	321,050	45,684	3,123	33,647	238,596
商業用不動産担保証券	12,295	12,295	—	—	—
その他証券化商品 (4)	151,684	32,606	312	13,280	105,486
合計	546,980	92,548	3,435	56,772	394,225

- (1) 上記金額には、野村が行った金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡ならびにサービシング」（以下「編纂書860」）により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、野村が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。
- (2) 平成24年3月31日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン（コミットメントを含む）の24,227百万円です。
- (3) アメリカのRMBSからは、信用リスクが軽微であると考えられるため、パススルー証券および米国政府保証が付されたCMO（Collateralized Mortgage Obligation）の残高を除外しております。
- (4) その他証券化商品には、CLO（Collateralized Loan Obligations）、CDO（Collateralized Debt Obligations）、ABS（Asset-Backed Securities）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン、ホームエクイティ・ローン等）を含みます。

次の表は平成24年3月31日現在における野村のCMBSに対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。格付は、平成24年3月31日現在のStandard & Poor's、Moody's Investors Service、Fitch Ratings LTD、日本格付研究所および格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日								
	合計残高	AAA	AA	A	BBB	BB	B	無格付	GSE (1)
日本	1,963	591	—	901	126	—	—	345	—
ヨーロッパ	9,845	505	270	2,566	2,168	1,664	1,343	1,329	—
アメリカ	50,143	14,956	1,906	13,717	9,014	5,955	1,641	2,954	—
合計	61,951	16,052	2,176	17,184	11,308	7,619	2,984	4,628	—

- (1) GSEは、Government Sponsored Enterprisesの略です。

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成24年3月31日現在における野村のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

	(単位：百万円)		
	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	2,682	—	2,682
ヨーロッパ	51,995	31,890	83,885
アメリカ	5,095	14,366	19,461
アジア・オセアニア	2,036	520	2,556
合計	61,808	46,776	108,584

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケットメイク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

新しい会計基準の公表

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 1 会計処理の原則および会計方針の要旨：会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

(3) 繰延税金資産の状況

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

平成24年3月31日現在、連結貸借対照表上、その他の資産—その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

平成24年3月31日	
繰延税金資産	
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	70,406
子会社・関連会社株式投資	177,522
金融商品の評価差額	197,961
未払退職・年金費用	34,291
未払費用および引当金	84,628
繰越欠損金	313,245
その他	20,034
繰延税金資産小計	898,087
控除：評価性引当金	△ 490,986
繰延税金資産合計	407,101
繰延税金負債	
子会社・関連会社株式投資	78,262
金融商品の評価差額	56,732
海外子会社の未分配所得	3,167
固定資産の評価	117,112
その他	14,077
繰延税金負債合計	269,350
繰延税金資産の純額	137,751

2) 繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

3) 過去5年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

上記1)に記載されている繰延税金資産のうち、当社およびその子会社である野村證券株式会社（以下「野村證券」）の残高（純額）はそれぞれ100,283百万円、102,872百万円となっており、野村の連結財務諸表における繰延税金資産残高（純額）の大部分を占めております。

また、当社は日本にて連結納税制度を採用しており、野村證券も当制度に含まれております。そのため、以下の記載ではこれら両社が含まれる連結納税グループの合算数値を記載しております。

過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日本の連結納税グループ合算値	333,802	293,711	△ 63,244	△ 57,662	47,020

(注) 法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の連結納税グループについては、5年を課税所得見積もり期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、724,500百万円、647,136百万円となっております。

(4) リスクについての定量・定性的開示

リスク・マネジメント

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

グローバル・リスク管理体制

ガバナンス

野村は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでおります。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議において統合リスク管理規程を制定し、リスク管理にかかる基本理念、組織体制、リスク管理の枠組みを含むリスク管理態勢を定め、リスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。

リスク管理基本理念

野村では、業務運営において生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなる可能性、および収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなる可能性をリスクとして定義しております。

その上で、野村の役員及び社員等は、自らがリスク管理を行う主体であると認識し、日々の業務運営において発生するリスクに関して、適切に対処するとともに、野村グループ各社において適切にリスクを管理するほか、業務を執行する部署、リスク管理を行う部署、および内部監査を行う部署の各階層においてリスクを認識、評価した上で、適切に管理することを基本理念としております。

リスク管理の基本方針

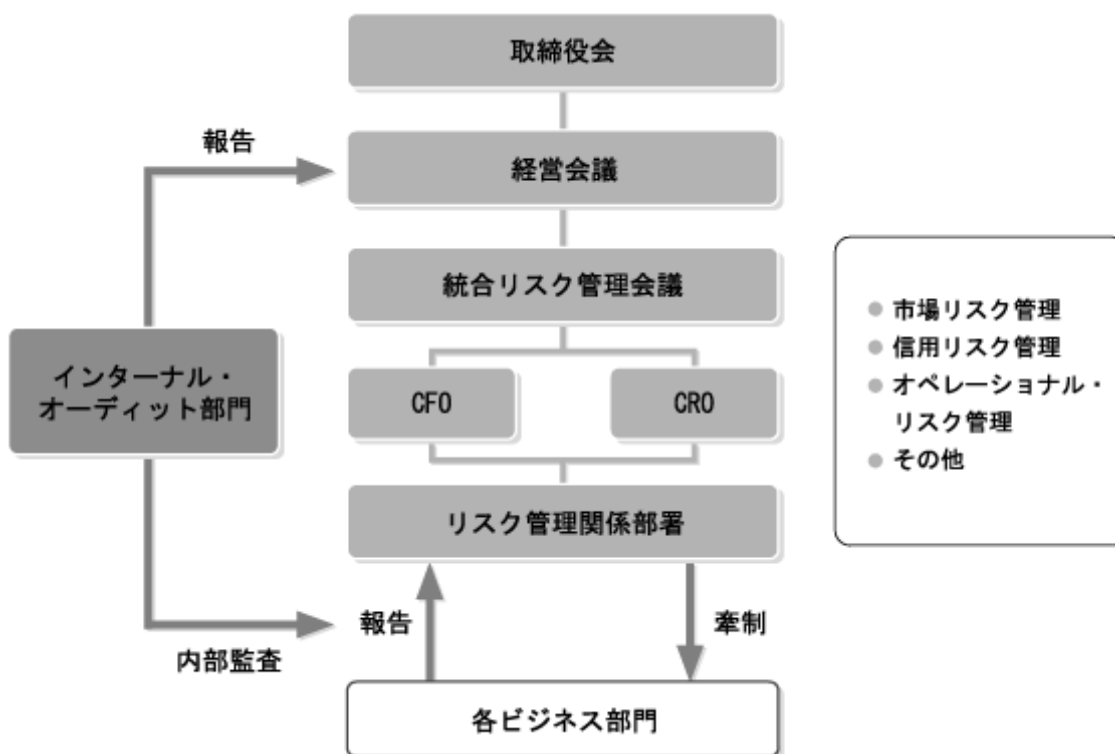
野村は、グループ全体の経営戦略、経営目標及び経営体力（財務基盤）に即したリスク許容度の基準として、リスク・アピタイトを明確に設定した上で、業務運営から生じるリスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制することをリスク管理に関する基本方針とし、業務運営において、その浸透に努めております。

野村のリスク・アピタイトは、定量的項目、定性的項目で構成されます。定量的項目として、資本十分性、資金流動性、収益性に関して基準を設定しているほか、定性的項目として、全く許容しないリスクであるゼロ・トレランス・リスク、および収益性、リスク削減手法、監視体制などを勘案し限定的に許容するリスクであるミニマム・トレランス・リスク、それぞれに関して基準を設定しております。

また野村は、可能な限り定量的な手法を用いてリスクを評価することに努め、リスク評価手法の高度化を図っております。野村では、定量的に評価したリスクを総体的に捉えたものを経済資本とし、それを自己資本の充実度の評価、資本配賦、リスク管理を行う上での主要な指標と位置付けています。なお、定量的な手法によるリスクの評価において、その補完的な手段としてストレス・テストを実施し、自己資本及び各リスクに対する影響度を分析、評価しております。

リスク管理の組織態勢

野村におけるリスク管理態勢の組織体制図、および主要組織の概要は以下のとおりです。



経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、株主価値の増大に資することを目的として、野村における経営戦略及び経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議、決定します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定をします。統合リスク管理会議は、グループ全体のリスク管理の中核となる組織であり、野村のリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）は、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者（CFO）は、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。流動性リスク管理については、統合リスク管理会議が定めるリスク・アピタイトに基づくことを基本方針としております。野村は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。野村の資金流動性管理は、危機発生等により1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立した組織として構成され、グループ・リスク・マネジメント部及び野村グループ各社においてリスク管理を担当する部署又は組織をいいます。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員及び統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も行います。

リスクの分類と定義

野村では、リスクを以下のとおり分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しております。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク。
信用リスク	債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク。
カントリー・リスク	ある国の政治、経済、法律、慣習、宗教等の固有の特性がもたらすリスク、または国家体制の変化、政策の予見可能性の低下、景気の悪化もしくは社会的混乱等により、当該国の情勢が変化することから損失を被るリスク。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク。
システム・リスク	オペレーショナル・リスクの内、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。

市場リスク

市場リスクは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関あるいはその他の市場要因の変化によって生ずる潜在的な資産価値の損失と定義されます。野村では、主にトレーディングにおいて、このリスクに晒されています。市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では、継続して市場リスクを計量的に計測・制限する手段としてバリュー・アット・リスク（VaR）を利用しております。VaRリミットは、野村のリスク・アピタイトに沿うように設定されます。VaRに加えて、ストレス・テストや感応度分析等も市場リスクを評価・管理する手段として利用しております。感応度は、市場リスク要因の単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す非統計的尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、リスク・ファクターを合算することはできません。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートにより、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

[VaR]

VaRは、特定の信頼水準の下で、予め定義された期間における市場の好ましくない動きにより発生するトレーディング・ポジションの価値の損失額を計測するものです。VaRモデルにより計測される市場リスクは、株価、金利、クレジット、為替レート、コモディティ、それらのボラティリティや相関を含みます。

平成23年10月、リスク計測モデルの改善や業界の先端であるための継続的な投資の一環として、野村のVaRモデルは分散共分散方式がヒストリカル・シミュレーション方式となりました。これにより、非線形リスクの捕捉の改善ならびにVaR計算において様々なベースス・リスクの捕捉のために使用されるデータ数の拡大が行われました。二つのモデルは、モデル変更の結果と影響を十分理解するために平成23年の初期から平成23年10月の切り換えまでの期間においてグローバル・レベルでの並行運用が行われました。平成23年1月から同年9月の平均VaRでは、新しいモデルのVaRは古いモデルのVaRに比べて27%増加しており、主な理由はベースス・リスクなどのリスク捕捉の改善やテイル・イベントがより現実的に計測されるようになったことです。これに伴い、野村は、平成23年12月末に適用されたバーゼル規制の要件に対応しております。

VaRメソッドロジーの前提

現在、野村は、将来発生しうる利益あるいは損失を予測するVaRメソッドロジーとして、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。ヒストリカルな（過去の）市場の動きは、野村の現在のエクスポージャーに繰り返し適用され、ポートフォリオ収益の分布を形成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することができます。

野村において、VaRは信頼水準99%で計算されます。保有期間1日のVaRはリスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。また、野村は、社内のリスク管理目的で、同じ分布において発生しうる利益を表す1%VaRを計算しております。計測方法における99%と1%の違いを見ると、市場が常に単純な統計確率モデルに従っている訳ではないことが良くわかります。野村は、更に、バーゼル2.5として知られる規制の要件を満たすために必要な測定方法でのVaR計算も行っております。それらのひとつであるストレスVaR（SVaR）はストレス下にある金融市場の1年分のデータを利用して計算されます。全てのVaRとSVaRは、以下に挙げた点を除いて同じ前提に基づいて、同じシステムで計算されます。

VaRモデルは予め設定された2年分の期間（520営業日）のヒストリカル・データを利用します。野村は、リスク管理ならびにバック・テスト（後述）に、直近のデータにより比重をおいて計算するVaRを利用しております。VaR計算においてヒストリカル・シミュレーション・シナリオそれぞれの損益に割り当てられる確率比重はシミュレーション・シナリオの発生時点に依存します。古い時点での観測は、比重が軽くなります。指数的に重み付けされるスキームは、比重を0.995に設定して利用されております。このパラメータの選択により、データの古さの加重平均が159営業日（7ヶ月を少し過ぎた時点）となります。

SVaRの計算には、金融市場がストレス環境下にある期間の1年分のデータを利用します。1年の期間は、野村の現在のポートフォリオに基づいて、SVaRが最大となるよう設定されます。SVaRに利用されるヒストリカル・データは重み付けされておられません。

過去の市場変動データに基づき、野村のVaRモデルはセンシティブティ（greeks）を利用して現在のポートフォリオにおける収益インパクトを計算します。株式、金利、為替については二次のセンシティブティ（gamma）を使うことにより、VaRモデルが非線形のペイ・オフを持つオプションのリスクを計算することを可能とします。重要なベースス・リスクは、異なるヒストリカル・データ（例：株式とADR）もしくはセンシティブティとベーススのヒストリカル・データ（例：債券とクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のクレジット・スプレッドのベースス）のどちらかを利用して計算することができます。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のアンダーライニングのヒストリカル・データを利用します。現在、野村は、約25,000のヒストリカル・データのデータベースを有しております。ヒストリカル・データは原則として全ての資産について利用可能ですが、特定のアンダーライニング資産について必要な期間（言い換えれば520営業日）のデータが存在しない場合には、VaRモデルは代理変数に従って当該エクスポージャー（例えば、最近発行された株式のオプション）に適切なヒストリカル・データを割り当てます。VaRモデルで行われる代理変数の水準は内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされ、また、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaRバック・テスト

野村のVaRモデルのパフォーマンスは、所期の目的に合致し続けるよう、継続的にモニタリングされております。VaR検証に利用される主な方法は、1日分の損益とそれに対応するVaR値の比較です。信頼水準99%のVaRでは、1年間に2回から3回の超過（例：VaRを上回る損失が発生すること）が想定されます。野村は、VaRモデルのバック・テストを、グローバル・レベルのみならず、更に下位のレベルでも行っており、バック・テストの結果は野村のリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

VaRの限界と利点

リスク計測手法としてのVaRの主な利点は、（他のリスク計測手法ではセンシティブリティをそのまま合算できないことに比べて）様々な資産区分のリスクの合算が可能であることです。野村の異なる部門のリスクは、VaRを利用することにより、合算され、容易に比較することができます。リスク計測方法としてのVaRには、しかしながら、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。将来の損益を推測するために過去の市場の動きを利用することは、実際に発生した事象のみがポートフォリオのリスクの分析に関係していることを意味します。また、VaRは定められた（99）パーセンタイル値（例：100日において1日だけ保有期間1日のVaRより大きな損失が発生する場合）の損失を推定するのみであり、VaRを超える損失が発生する際にどの程度の損失が発生しえるのかを推定するものではありません。リスク計測手法としてのVaRは流動性のある市場のリスクの把握に最も適しており、これまで発生したことがないような深刻な金融事象による影響を過小評価する可能性があります。具体的には、過去データに基づく相関は、極端な市場の動き的环境下では崩壊し、VaRの動きをオフセットするポジションが同じ方向に動いてしまい、損失が大きくなる可能性があります。野村は、野村のVaRが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。VaRを補う目的で使用されるその他の指標としては、ストレス・テストや感応度分析が挙げられます。

グループ・レベルではバックテストにおける超過はありませんでした。

【他の計測方法】

特定のビジネスやポートフォリオのリスクについて、VaR以外の指標や、リミットによる管理を行います。これら手法には、追加的な条件を満たすことや特定の取引について取引前に上位のコミティーの承認を得ることなどがあります。

〔ストレス・テスト〕

野村は、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクや非線形な変化などのテイル・リスクを捕捉できないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは、日次や週次で行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグローバル・レベルでのストレス・テストも行っております。

〔モデル・レビュー〕

野村は、トレーディング・ポジションの評価やリスク管理、財務報告、規制資本や内部資本計算にモデルを利用しております。グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの設計や開発の担当者から独立した立場で、モデルの妥当性やモデル間の平仄について検証を行います。このプロセスの一環として、グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの適切性を評価するために多くのファクターを分析するとともに、モデル・リザーブや資本調整を通じたモデル・リスクの計量化を行っております。

〔ノン・トレーディング・リスク〕

野村におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIXの変化に対する市場感応度分析があります。

野村では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式の直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。野村の試算では、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10%変動すると、平成23年3月末で約141億円、平成24年3月末で約120億円の損失が予想されました。TOPIXは平成23年3月末が869.38ポイント、平成24年3月末は854.35ポイントで引けております。このシミュレーションは、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式全体を対象にしたシミュレーションの結果です。したがって、個々の株式の価格変動により、実際の結果はこの試算とは異なる点にはご注意ください。

信用リスク

野村では、信用リスクを、「債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク」と定義しております。

このような信用リスクを適切に管理するため、適切なリスク・テイクを行い十分なリターンを確保しつつ、顧客の多様なニーズに応えることが、野村の企業価値を向上させるために重要であるとの基本方針を、信用リスク管理の基本規程である信用リスク管理規程に定めております。この基本方針の下、経営目標の達成に向けて、強固で包括的な信用リスク管理体制を構築しております。

野村では、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成23年3月末より基礎的内部格付手法を採用しております。ただし、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位または資産区分については、標準的手法を適用しております。

〔信用リスク管理体制〕

野村の信用リスク管理体制としては、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が、野村の統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定しており、その一環として信用リスク管理規程その他の信用リスク管理に関わる重要な管理指針を定めております。また、統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める野村の戦略的なリスク・アロケーション、リスク・アピタイトに基づいて、野村のクレジット・リスク管理上の重要事案を審議、決定しております。

野村では、CROの下、適切な相互牽制機能を備えた組織体制を構築しております。与信企画部署が内部格付モデルの開発、管理及び継続的な見直しを含めた内部格付制度の変更、改廃に係る立案及び実施を担っております。

クレジット部署は、ビジネス部門から機能的に独立した組織として、与信審査、内部格付の付与、信用集中リスクを含む信用リスク・プロファイルに関するモニタリング等を行っております。また、信用リスク管理部署は、ビジネス部門及びクレジット部署から機能的に独立した組織として、内部格付制度の運用の監視、検証等を行っております。また、信用リスク管理の妥当性については、各部門から独立した内部監査部署による内部監査を受けております。

〔信用リスク管理の方法〕

内部格付制度

野村では、信用リスクを合理的に評価する統一的、網羅的、客観的な枠組みとして、内部格付制度を設けております。内部格付は、債務者の信用力に関する評価を示す債務者格付、担保・保証による信用補完等を勘案した、案件毎のデフォルト発生時の回収不能リスクに関する評価を示す案件格付及び特定貸付債権に対する債務不履行の可能性に関する評価を示す特定貸付債権格付により構成されております。また、内部格付は、評価された信用力の程度に応じ、非デフォルト等級17段階、デフォルト等級3段階の、合計20段階に区分されております。特定貸付債権は、川上連結告示により、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、等と定められております。

債務者格付は、信用リスク・アセット計測の対象となる債務者に対し原則付与しており、債務者の信用力を適切に反映するため年1回以上の定例見直しを行うほか、債務者の信用状況に重要な変化が認められる場合には、速やかに見直しを行うこととしております。尚、内部格付の付与は、ビジネス部門から組織的・機能的に独立したクレジット部署が行うことにより、付与プロセスの健全性を確保しております。

特定貸付債権は各債権に特定貸付債権格付が付与され、期待損失額を計算するために、優、良、可、弱い、デフォルトのいずれかの区分が適用されます。特定貸付債権格付の見直し頻度及びプロセスは債務者格付に概ね準じております。

また、ビジネス部門及びクレジット部署から組織的・機能的に独立した信用リスク管理部署は、内部格付制度の妥当性等の検証を年1回以上行っております。これに加えて、各部門から独立した内部監査部署が、信用リスク管理に係る内部監査の一環として、内部格付制度全般の妥当性等についての内部監査を行うこととなっております。

個別与信の管理

野村における信用リスク・アセット計測の主たる対象先は、派生商品取引及び証券金融取引（以下総称して、「デリバティブ等取引」という。）に係るカウンターパーティー（取引相手先）です。

デリバティブ等取引にかかるカウンターパーティー向けの与信は、個別与信先毎に与信審査を実施の上、クレジット・リミットを設定して管理しております。取引実行後のモニタリングとしては、取引満期までの潜在的な与信相当額を日次で計測した上で、クレジット・リミットによる管理を行うと共に、適切な頻度で与信先の実態把握に努め、それに基づく債務者格付及びクレジット・リミットの見直しを実施しております。

信用リスクの削減手法

野村では、派生商品取引に際し、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）の包括契約または同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約をカウンターパーティーと事前に締結します。マスター・ネットリング契約により、カウンターパーティーの債務不履行により発生しうる損失を軽減しております。

加えて、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い有価証券を必要に応じて担保として徴求することで、債務不履行により発生しうる損失を軽減しております。

〔信用リスク管理の対象〕

信用リスク管理の対象は、カウンターパーティー取引、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券を含む債券あるいは株式商品ならびに信用リスク管理の観点から必要と考えられるその他の商品を含みます。

〔統合管理〕

野村は、債務者毎に信用リスクを把握するのみならず、当該債務者と実質的に一体として信用リスクを判断すべき債務者の範囲を特定し、当該債務者グループ単位で信用リスクを把握しております。

〔信用リスクの報告〕

リスク・マネジメント部門は、信用リスクの状況について、適切な頻度でモニタリング・評価・分析を実施するとともに、CRO、リスク管理担当役員、統合リスク管理会議に報告を行っております。

〔信用リスクの計測〕

信用リスクは、グローバルに統一された方法で計量的に計測されます。また、担保や保証の効果を適切に考慮して計測されております。

〔デリバティブ等取引の取引相手に対する信用リスク〕

野村ではデリバティブ等取引の取引相手に対する与信相当額を、日々の評価時点でのエクスポージャーとしての公正価値と取引の満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しております。全てのデリバティブ等取引のクレジット・ライン管理はリスク・マネジメント部門により行われております。

前述のとおり、野村はデリバティブ等取引に際し、ISDAの包括契約もしくは同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約を取引相手と締結します。マスター・ネットリング契約により、取引相手の債務不履行に対するリスクを軽減するとともに同一取引相手に対するエクスポージャー相殺後のより実態に即した数値を連結財務諸表上に開示しております。また、債務不履行リスクを軽減する手当として、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として徴求することとしております。

平成24年3月末における野村のトレーディング目的のデリバティブ等取引における与信相当額は以下のとおりで、カウンターパーティーの信用格付と年限ごとの公正価値で表示しております。適用されている格付は野村のクレジット部署により決定された社内格付です。

(単位：十億円)

信用格付	満期までの年限					異なる満期間 の相殺(1)	公正価値 の合計 (a)	受入 担保額 (b)	再構築 コスト (a) - (b)
	1年から	3年から	5年から	7年超					
	1年未満	3年	5年	7年	7年超				
AAA	10	26	24	21	81	△ 82	80	6	74
AA	123	164	215	179	307	△ 772	216	24	192
A	288	327	354	331	1,031	△ 1,901	430	117	313
BBB	75	99	73	81	412	△ 495	245	155	90
BB	22	33	28	18	71	△ 145	27	47	△ 20
その他(2)	115	98	42	98	122	△ 417	58	65	△ 7
小計 (店頭取引デリバティブ)	633	747	736	728	2,024	△ 3,812	1,056	414	642
上場デリバティブ	323	180	31	6	0	△ 236	304	0	304
合計	956	927	767	734	2,024	△ 4,048	1,360	414	946

- (1) 同じ取引相手先において異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ取引相手先と同一の満期間の公正価値を相殺する場合は、それぞれの満期年限帯で相殺されます。編纂書210-20に適合するデリバティブ等取引純額に対する現金担保との相殺額を含んでおります。
- (2) 「その他」は、必ずしも、取引先の格付が投資不適格であることを意味しません。

〔特定の欧州周縁国に対するエクスポージャー〕

平成23年から平成24年にかけて、経済や財政状況の悪化により、「GIIPS」と呼ばれる）ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペインなど、欧州周縁の幾つかの国の信用力が低下しました。GIIPSにおける金融、経済、そして構造的問題の悪化は、グローバル金融市場の多くに悪影響を与えました。市場や経済の低迷が続くと、野村のビジネスに悪影響を与え、大きな損失が発生する可能性があります。

野村のリスク管理方針に基づいて計測された平成24年3月31日現在におけるGIIPSに対するエクスポージャーは次のとおりです。

(単位：百万円)

平成24年3月31日					
金融取引による区分					
	インベントリー (1)	デリバティブ 契約 ⁽²⁾ 、証券 金融取引等 ⁽³⁾	グロス・エク スポージャー	ヘッジ ⁽⁴⁾	ネット・エク スポージャー
ギリシャ	3,148	8,690	11,838	△ 4,042	7,796
ソブリン	2,616	6,193	8,809	△ 3,782	5,027
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	532	2,497	3,029	△ 260	2,769
アイルランド	33,574	1,174	34,748	△ 251	34,497
ソブリン	△ 7,028	846	△ 6,182	△ 246	△ 6,428
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	40,602	328	40,930	△ 5	40,925
イタリア	80,756	39,487	120,243	△ 39,258	80,985
ソブリン	86,152	22,605	108,757	△ 36,650	72,107
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	△ 5,396	16,882	11,486	△ 2,608	8,878
ポルトガル	△ 15,210	13,326	△ 1,884	△ 14,701	△ 16,585
ソブリン	△ 15,065	0	△ 15,065	△ 9,728	△ 24,793
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	△ 145	13,326	13,181	△ 4,973	8,208
スペイン	6,921	27,449	34,370	△ 11,539	22,831
ソブリン	△ 10,459	5,050	△ 5,409	△ 5,225	△ 10,634
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	17,380	22,399	39,779	△ 6,314	33,465
合計	109,189	90,126	199,315	△ 69,791	129,524
ソブリン	56,216	34,694	90,910	△ 55,631	35,279
ソブリン以外 ⁽⁵⁾	52,973	55,432	108,405	△ 14,160	94,245

(1) インベントリーは一般に野村の財務諸表に公正価値で計上される債券、株式、ローン、エクイティ・デリバティブ、クレジット・デリバティブのロング・ポジションとショート・ポジションから構成されます。クレジット・デリバティブにはGIIPS所在の個別名を参照するCDSが含まれます。当該CDSの購入分と売却分のグロス額面は、3,600十億円と3,603十億円です。それぞれの公正価値は413十億円と403十億円です。これらの額面ならびに公正価値は、カウンターパーティーとのマスター・ネットリング契約や担保契約を考慮しておらず、野村のエクスポージャー全体を表すものではありません。野村のクレジット・デリバティブ取引に関するより詳しい情報については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表] (1) [連結財務諸表注記] 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。インベントリーには公正価値で9,452百万円分のGIIPS証券を担保とする満期レポ取引が含まれております。

(2) デリバティブ契約のエクスポージャーは受入担保額が控除されております。

(3) レポ取引、証券貸借取引などの証券金融取引は一般に償却原価で計上され、カウンターパーティー毎に受入担保額が控除されます。

(4) 主なヘッジはCDSによります。

(5) ソブリン以外のカウンターパーティーは金融機関が多くを占めます。

上記に加えて、GIIPS所在のカウンターパーティーに対するローン・コミットメントの未使用額面が6,364百万円あります。

オペレーショナル・リスク

〔オペレーショナル・リスク管理の概要〕

野村では、バーゼル銀行監督委員会による定義に準拠し、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しております。

統合リスク管理会議においてグループ・オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、その中で上記オペレーショナル・リスクの定義や野村全体に適用される管理の枠組み等の基本事項を定めております。この規程に基づいて、整合性あるオペレーショナル・リスク管理を推進するための各種ルールやガイドライン等を定めております。具体的には、グローバル・ベースで定めた基本方針、ルール・手続等に基づいて、各地域の実状に沿った形で基本方針や、ルール・手続きを定めております。

〔基本方針〕

野村においては、以下の基本方針に基づいて、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしております。

- (1) ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行う。
- (2) オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理にかかる方針と枠組みを策定し、その運用を推進する。
- (3) 内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの検証を行う。

また、統合リスク管理会議がこの管理体制全体を監督しています。

この管理方針を実践することにより、グループ全体のオペレーショナル・リスク管理に対して適切な監視と独立した検証を行っております。

〔野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み〕

野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のツール、活動から構成されております。

主要な管理活動を支えるインフラの整備

基本方針等の枠組み： オペレーショナル・リスク管理に関し定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化。

トレーニング及び啓蒙： オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取り組み。

主要な管理活動の実施

シナリオ分析： 低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイルリスク」を特定、分析するプロセス。

損失事象等の報告： 野村内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセス。

KRI (Key Risk Indicator、リスク指標)： オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行うプロセス。

RCSA (Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価) : 主要なリスク、コントロールを自ら特定・評価し必要な対応策の策定を行うプロセス。

管理活動結果の活用

分析および報告： オペレーショナル・リスク管理部署による分析結果を、意思決定に資する情報として経営陣等へ報告。

所要資本の計算： オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算し、各ビジネスに配賦することによりリスク対比で効率的な事業活動を促進。

【オペレーショナル・リスクの分類】

野村では、連結自己資本規制比率告示において示されたイベント・タイプ・カテゴリーに準拠し、「内部の不正」、「外部からの不正」、「労務慣行および職場の安全」、「顧客、商品および取引慣行」、「有形資産に対する損傷」、「事業活動の中断およびシステム障害」、「注文等の執行、送達およびプロセスの管理」の7つの区分を用いてオペレーショナル・リスクを管理しております。

【オペレーショナル・リスクの所要自己資本額】

野村では、金融庁告示に定められた粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としております。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。この金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分及び適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- ・金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、上表の業務区分に配分します。
- ・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。

- ・いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。
- ・業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。
- ・配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- ・この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。
- ・年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。
- ・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

(5) 流動性資金調達の管理

資金調達と流動性管理

概況

野村では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。流動性リスク管理については、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が定める流動性リスク・アピタイトに基づくことを基本方針としております。野村は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。野村の資金流動性管理は、危機発生等により1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、様々な流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理、(2) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(4) 流動性ストレス・テストの実行、(5) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、CFOは、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

1. 余剰資金の集中管理

野村は、野村グループ内で有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリー部門によって、使用状況はモニタリングされております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行ってまいります。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、様々なグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

2. 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。野村は金融市場の環境変化等に起因して1年間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、資産の売却を迫られることなく業務継続が可能としております。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レポ契約や証券貸付取引等を含む有担保での資金調達能力。長期性資金必要額は、ストレス・シナリオ下で、有担保借入能力の保守的な見積もりを使って計算されております。

- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他低流動性資産
- (iii) 野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請。加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した野村が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 野村規制対象子会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

野村の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されております。

野村は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。野村は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、資金調達先の分散のメリットを享受しております。

野村は、様々な種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれます。仕組債は、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いた債券です。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。なお、日本円以外の長期債務比率は、平成23年3月31日現在28.5%、平成24年3月31日現在28.0%となっております。

2.1 短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで1年未満のものを含む）、コマーシャルペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで1年以内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。

短期無担保債務は、主として、短期銀行借入金が、平成23年3月31日現在の8,843億円から平成24年3月31日現在の1兆2,507億円に3,664億円増加したことにより、平成23年3月31日現在の2兆6,343億円から平成24年3月31日現在の3兆91億円に3,748億円増加しました。平成24年3月期中のコマーシャル・ペーパーの平均残高は、3,380億円でした。

下表は、野村の短期無担保債務の概略です。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
短期無担保債務(1)	2,634.3	3,009.1
短期銀行借入	884.3	1,250.7
その他の短期借入	84.8	99.0
コマーシャル・ペーパー	379.5	315.6
銀行業務受入預金	573.1	589.8
譲渡性預金	184.0	234.7
償還まで1年以内の社債	528.6	519.3

(1) 短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が1年以内となったものを含んでおります。

2.2 長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保していくために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。更に、適切なコストでの調達と、適切な長期債務償還プロファイル維持の両方を満たすように債券発行を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中の様々なマーケットと資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、NSC、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.（以下「NEF」）およびノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）が外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、様々なプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保社債の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付け、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておられません。

社債が、平成23年3月31日現在4兆2,230億円から平成24年3月31日現在に3兆5,593億円に6,637億円減少しました。一方、長期銀行借入金が、平成23年3月31日現在の1兆9,996億円から平成24年3月31日現在の2兆5,891億円に5,895億円増加しました。その結果、長期無担保債務は、939億円減少して、平成23年3月31日現在の6兆4,669億円から平成24年3月31日現在の6兆3,730億円となりました。

平成24年3月期中において、野村は、1,700億円の劣後社債と454億円の普通社債合わせて、2,154億円の社債を発行しました。

下表は、野村の長期無担保債務の概略です。

(単位：十億円)

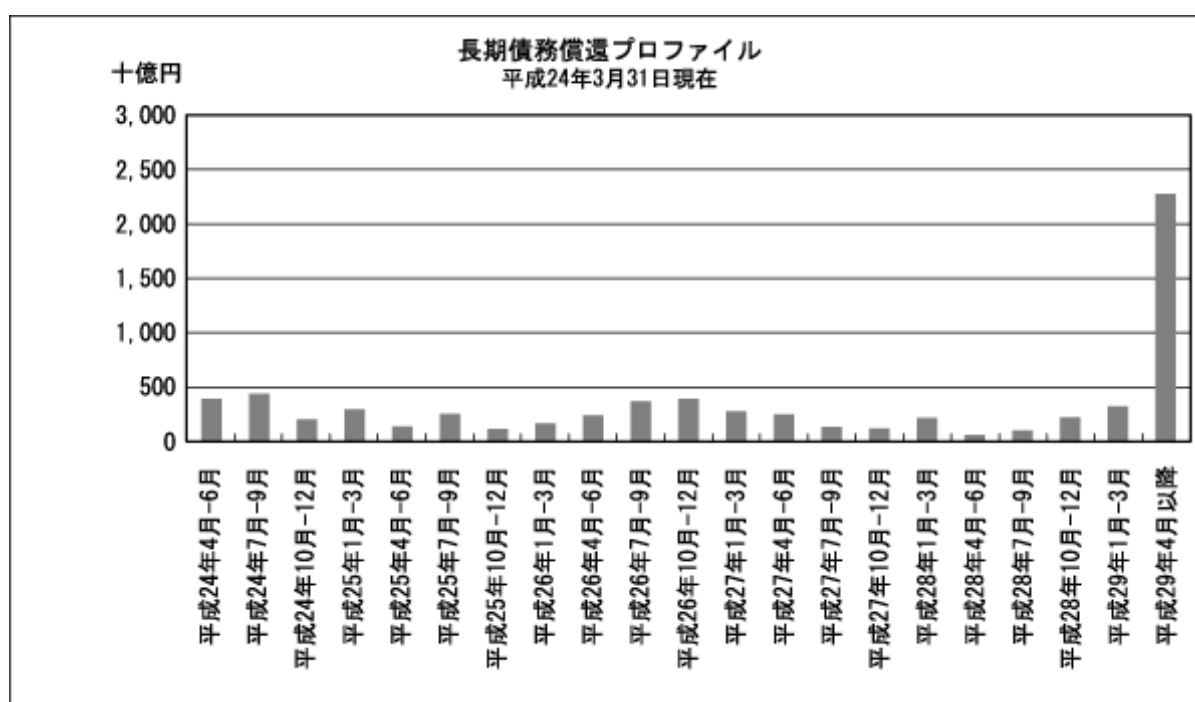
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
長期無担保債務	6,466.9	6,373.0
長期銀行業務受入預金	55.5	80.2
長期銀行借入	1,999.6	2,589.1
その他の長期借入	188.8	144.4
社債(1)	4,223.0	3,559.3
当社株主資本	2,082.8	2,107.2

(1) 編纂書810に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体(VIE)が発行する社債”と編纂書860により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消に伴う担保付借入を含んでおりません。

2.3 償還プロフィール

プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めております。平成24年3月31日現在の平均残存年数（残存期間1年超のもの平均）は、4.33年となっております。また、ミディアム・ターム・ノートの発行については、その大部分が、金利、株価、指標、為替、あるいはコモディティにリンクした仕組債です。インデックスによる早期償還の条件は、個別発行ごとに定められております。それらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリー部門によりモニターされております。プレーン・バニラ債や借入は、契約上の満期日をもとに評価しております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。

上記のモデルに基づき評価された仕組債の平均残存期間（残存期間1年超のもの平均）は、平成24年3月31日現在で、10.35年です。野村のプレーン・バニラ物を合わせた長期債務の平均残存期間1年超のもの平均は、平成24年3月31日現在で、6.79年です。下図は、野村の長期債券と長期借入の満期の分散状況を示す図です。



(1) 償還足は、個別銘柄毎の償還確率を考慮したものです。なおストラクチャーに偏りがあることから、一定のストレスをかけた後の確率を使用しています。

2.4 有担保債務

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レポ契約、日本の現先レポ取引による有担保ベースで、通常行っております。レポ取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において、買戻条件付きで契約するものです。日本の現先レポ取引は、値洗いや有価証券の差し換えを有さないものです。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。レポ契約は、短期のものが多く、オーバーナイトもあります。野村は、有担保調達に伴う流動性リスクを、カウンターパーティのグローバルな分散、担保の種類の多様化、そして、一部の取引については、積極的に契約期間を長期のものにするよう努めております。詳細は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表注記] 6 担保付取引」をご参照ください。

3. 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する金融機関との間で、一定量のコミットメント・ファシリティを維持しております。平成24年3月31日現在の当社の未使用コミットメント・ファシリティの総額は平成23年3月31日現在の1,244億円から139億円増加して、1,383億円になりました。野村は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。これらのファシリティそれぞれの貸し出し条件や財務制限状況は異なっておりますが、現時点において、野村はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。野村は適宜これらのドローダウンテストを行っております。

4. 流動性ストレステストの実行

野村は、流動性ポートフォリオを維持しており、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性をモニターしております。

流動性資金必要額は、様々なストレスシナリオ下において、異なるレベルで、様々な時間軸に沿って見積もられております。想定される親会社や子会社レベルでの格下げに起因する、無担保資金調達市場へのアクセスの喪失、有担保資金調達市場での追加担保要求および市場へのアクセスの制限等を含めた、当社固有および市場全体のイベントが発生する状況下での必要額を見積もります。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー」と呼んでおります。

潜在的な流動性資金必要額を考慮し、十分な流動性資金を確保するために、野村は、現金や売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。ストレス・シナリオを考慮した流動性資金必要額を満たす流動性ポートフォリオの金額は、平成24年3月31日現在、5兆4,277億円となっております。流動性に関する外部規制については、バーゼル委員会を含む監督機関の更なる議論が継続されるものと認識しております。野村が現在行っている既存のモデルやシミュレーションは、これらの議論の結果次第では、見直す必要があるものと考えております。野村の流動性ポートフォリオは、以下の流動性の高いプロダクトで構成されております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
流動性ポートフォリオ	5,819.1	5,427.7
現預金	1,959.7	1,137.3
国債	3,851.1	3,877.4
その他	8.3	413.0

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を平成24年3月31日現在、1兆2,896億円所有しております。流動性ポートフォリオとそれ以外の担保未提供資産の合計は、6兆7,173億円となりました。これは、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、223.2%に相当します。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
その他担保未提供資産	1,806.9	1,289.6
流動性ポートフォリオ	5,819.1	5,427.7
合計	7,626.0	6,717.3

ストレステストでは、連結会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出を想定しております。

流動性ポートフォリオのサイズや構成は、以下のことから発生する必要額を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整しております。ストレステストの影響をシミュレートするために用いるモデルは、資産の売却ができない状況、追加の無担保調達を行うことができない状況、既存のレポ調達時の担保掛目の拡大、決済銀行からの担保・預託金追加要求、コミットメント提供先のドローダウン、そして、損失に伴う資金の喪失を想定しております。

平成20年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（「健全な原則」）を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性に係る二つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な2つの目的を達成するために策定されております。

第1の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、1ヶ月間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率（LCR）を策定しました。

第2の基準の目的は長期的な強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。安定調達比率（NSFR）は、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら二つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。観察期間が終了した後、LCRは必要に応じ修正を加えたうえ、平成27年から導入される予定です。また、NSFRは、必要に応じ修正を加えたうえ、平成30年までに最低基準とされる予定です。

5. コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（“CFP”）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、野村特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に 대응できるように作られております。なお、野村は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行う様々な証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

キャッシュ・フロー

野村のキャッシュ・フローは、主に顧客ビジネスフローやトレーディングからなる営業活動およびそれと密接な繋がりのある財務活動によりもたらされます。金融機関はビジネスを展開していくことにより営業活動および投資活動において現金支出となる傾向にあり、野村のキャッシュ・フローも平成23年3月期は営業活動および投資活動において現金支出となりましたが、平成24年3月期は以下に記載しておりますとおり営業活動および投資活動において現金収入となりました。下の表は、野村の平成23年3月期および平成24年3月期の連結キャッシュ・フロー計算書の抜粋です。

(単位：十億円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
営業活動から得た（△営業活動に使用された）現金（純額）	△ 235.1	290.9
当期純利益	31.9	26.1
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	△ 1,481.9	971.3
トレーディング負債	1,206.4	△ 1,058.4
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）	327.7	980.2
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金（純額）	△ 446.2	△ 508.8
その他（純額）	127.0	△ 119.4
投資活動から得た（△投資活動に使用された）現金（純額）	△ 423.2	9.9
財務活動から得た（△財務活動に使用された）現金（純額）	1,284.2	△ 844.3
長期借入の増減（純額）	1,079.6	△ 867.6
その他（純額）	204.6	23.3
現金および現金同等物に対する為替相場変動の影響額	△ 26.2	△ 6.3
現金および現金同等物の増加（△減少）額	599.7	△ 549.8
現金および現金同等物の期首残高	1,020.6	1,620.3
現金および現金同等物の期末残高	1,620.3	1,070.5

詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表]⑤連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照ください。

平成24年3月期を通じて、野村の現金および現金同等物は5,498億円減少し1兆705億円となりました。長期借入の減少により8,676億円の現金支出があり、財務活動に使用された現金（純額）は8,443億円となりました。トレーディングにおいてはトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資の減少による現金収入がありましたが、トレーディング負債の減少による現金支出の結果、871億円の現金支出となりました。一方、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券や借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金のようなレポ取引、有価証券貸借取引から4,714億円の現金収入がありました。この結果、営業活動から得た現金（純額）は2,909億円となりました。

平成23年3月期を通じて、野村の現金および現金同等物は5,997億円増加し1兆6,203億円となりました。長期借入の増加により1兆796億円の現金収入があり、財務活動から得た現金（純額）は1兆2,842億円となりました。トレーディングにおいてはトレーディング負債の増加による現金収入がありましたが、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資の増加による現金支出の結果、2,755億円の現金支出となりました。一方、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券や借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金のようなレポ取引、有価証券貸借取引から1,185億円の現金支出がありました。この結果、営業活動に使用された現金（純額）は2,351億円となりました。

貸借対照表および財務レバレッジ

平成24年3月31日現在の資産合計は、平成23年3月31日現在の36兆6,930億円に対し、現金および現金同等物、売戻条件付買入有価証券、トレーディング資産が減少したこと等により、9,957億円減少し、35兆6,973億円となりました。また、平成24年3月31日現在の負債は、平成23年3月31日現在の34兆6,014億円に対し、買戻条件付売却有価証券、トレーディング負債およびその他の担保付借入が減少したこと等により、1兆2,932億円減少し、33兆3,082億円となりました。平成24年3月31日現在の当社株主資本は、平成23年3月31日現在の2兆828億円に対し、資本剰余金の増加に伴い、前期末比244億円増加の2兆1,072億円となりました。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的ナリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。現在のところ、レバレッジ・レシオに関する規制当局や開示法制による要求はありません。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
当社株主資本	2,082.8	2,107.2
総資産 (1)	36,693.0	35,697.3
調整後総資産 (2)	21,536.7	21,954.7
レバレッジ・レシオ (3)	17.6倍	16.9倍
調整後レバレッジ・レシオ (4)	10.3倍	10.4倍

- (1) 担保付貸借取引とされずに売買取引とされる満期レポ取引、および特定の日本国内有価証券貸借取引を除いた金額となっております。またこれにより売却処理された有価証券の公正価値は、上記平成23年3月31日現在、および、平成24年3月31日現在の当社のレバレッジ・レシオ、もしくは、調整後レバレッジ・レシオに重要な影響を及ぼすものではありません。
- (2) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。
- (3) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。
- (4) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

総資産は、主に売戻条件買入有価証券が減少したことにより、2.7%減少しました。当社株主資本は、1.2%増加しました。この結果、野村の財務レバレッジは、平成23年3月31日現在の17.6倍から平成24年3月31日現在16.9倍に下降しました。

調整後総資産が増加した理由は、建物、土地、器具備品および設備の増加によるものです。その結果、調整後レバレッジ・レシオは、平成23年3月31日現在の10.3倍から平成24年3月31日現在10.4倍に上昇しました。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、平成17年4月より当社は連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

当社は、平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-五-三（3）に基づき、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成十八年金融庁告示第二十号）の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。

平成23年4月から、当社は親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」という。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。平成23年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定した、バーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しております。

当社は、川上連結告示第三条の算式に従い、自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額、およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。また、同告示二条に従い、野村の連結自己資本規制比率が8%を上回っていることを確認しております。平成24年3月31日現在の連結自己資本比率は16.5%となり、要件を満たしました。

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在の連結自己資本比率は、下記に示しております。

	(単位：億円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
自己資本		
基本的項目 (Tier 1)	19,150	20,902
補完的項目 (Tier 2)	6,515	3,196
準補完的項目 (Tier 3)	1,396	2,243
控除項目	1,218	2,070
自己資本合計	25,843	24,270
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額	74,684	83,244
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	24,423	39,246
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	17,188	24,320
リスク・アセット合計	116,295	146,810
連結自己資本比率		
連結自己資本比率	22.2%	16.5%
基本的項目 (Tier 1) 比率	16.4%	14.2%

自己資本の額は基本的項目（Tier 1）、補完的項目（Tier 2）、準補完的項目（Tier 3）および控除項目から成り立っています。当社の基本的項目の主な内訳は普通株式と非支配持分からのれん、無形固定資産の一部、期待損失の50%を控除したものです。また、補完的項目（Tier 2）、準補完的項目（Tier 3）は契約時または発行時の償還期間やその他川上連結告示の規定に基づき補完的項目（Tier 2）、準補完的項目（Tier 3）に分類された劣後債務からなっています。控除項目については、期待損失の50%、金融機関の株式の意図的保有等が含まれます。

マーケット・リスク相当額は内部モデル方式により算出しています。平成23年12月末より、バーゼル2.5に基づく計測方法が求められており、マーケット・リスク相当額はバーゼル2に基づく計測方法に比べ、大きく増加しております。信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は、金融庁の承認を得て平成23年3月31日より基礎的内部格付手法および粗利益配分手法により算出しております。

当社は川上連結告示で定められた要件の遵守状況を示す他に、バーゼル・ルールと同じ枠組にある他の金融機関との比較を容易にする為、連結自己資本規制比率や基本的項目（Tier 1）比率を開示しております。当社の経営者はこれらに関する報告を定期的に受けております。

金融危機によって明らかになった脆弱性を踏まえ、規制資本の枠組みを強化するより広範な取組みについてバーゼル委員会は一連の文書を公表しました。当社にとって関連が深いと思われる事項について、以下に概要を記載しております。

平成21年7月13日に、バーゼル委員会はトレーディング勘定に対する資本賦課の取扱いの強化と、バーゼルIIの枠組みの3本の柱を強化する措置に係る文書を公表し、平成23年末より実施するとしました。いわゆるバーゼル2.5と呼ばれるトレーディング勘定に関する規制の見直しは、複雑なトレーディング業務に係る信用リスクを捕捉するためにより高い資本賦課を導入するものです。これにはストレスのかかったVaR（ストレスVaR）による資本賦課が含まれます。

平成22年12月16日にバーゼル委員会は銀行セクターの強靱性を高めるために、いわゆるバーゼルIIIテキスト「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」および「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表しました。提案には、資本の質、一貫性および透明性の向上、店頭デリバティブ取引における信用評価調整（Credit Value Adjustment）の導入のような自己資本の枠組みにおけるリスク捕捉の強化、リスク・ベースの枠組みに対する補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、現行の枠組みにおける「プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）」に対する懸念を抑制する一連の措置の導入が含まれています。また、30日間の流動性カバレッジ比率と、それを補完するより長期的な構造の流動性比率を含む、最低限の流動性基準の導入も含まれています。また、システム上重要な金融機関が全体にもたらす外部要因としての影響を減少させるような、追加資本、流動性およびその他の監督上の措置も検討に上っています。この基準は、平成25年より段階的に実施される予定です。

また、平成23年11月のG-20サミットにおいて、金融安定理事会とバーゼル委員会は、G-SIFIsおよび破綻処理計画の策定を含むG-SIFIsに対する追加的要件を公表しました。G-SIFIsのグループは毎年11月に更新されると公表されています。

国内においては、金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資者等の保護を確保するため証券会社の連結規制・監督が導入され、平成23年4月1日より一定規模以上の証券会社を対象とする規制やモニタリングに関する告示が施行されました。その後、バーゼル2.5、バーゼルⅢをうけて、川上連結告示の見直しが行われ、平成25年3月末より、バーゼルⅢに対応した告示が施行される予定です。今後も、川上連結告示を始めとする各業態の自己資本規制はバーゼル委員会の一連の規制強化の動きに沿って改定されると予想されます。

格付会社による信用格付

無担保資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付の影響を受けます。当社および野村証券には、Standard & Poor's、Moody's Investors Service、格付投資情報センターおよび日本格付研究所より長期および短期の信用格付が付与されています。

平成24年5月31日現在の当社および野村証券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	BBB+
Moody's Investors Service	—	Baa3
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	—	AA-

野村証券（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	A-
Moody's Investors Service	P-2	Baa2
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	—	AA-

平成24年3月15日に、Moody's Investors Serviceは、当社の長期債務格付をBaa2からBaa3に、野村証券の長期債務格付をBaa1からBaa2に引き下げました。野村証券の短期債務格付P-2は変更がありませんでした。また、全ての格付の見通しは安定的となっております。Moody's Investors Serviceは、野村の最近における事業再編の進捗と、国内において確立されたリテール業務およびホールセール業務の営業基盤については考慮しているものの、格付アクションには、Moody's Investors Serviceが想定する野村の機関投資家向けホールセール業務が直面している長期的な課題、およびグローバル投資銀行業務のビジネスモデルに内在するリスクに対する再評価が反映されております。

(6) オフ・バランス・シート取引

非連結事業体との取引

野村は通常の業務において、将来の財政状態や業績に影響を与える可能性があるさまざまなオフ・バランス・シート取引を非連結事業体と行っております。

野村が行う非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引には、以下のものが含まれます。

- ・債務保証契約上の義務
- ・譲渡した資産に対する留保持分または偶発的な持分、もしくは、譲渡した資産に関し信用リスク、流動性リスク、市場リスクを補完するような類似の取引
- ・デリバティブとして会計処理される契約による一切の義務（偶発債務を含む）
- ・非連結事業体が資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスクの補完を野村に対し提供している場合、またはリース、ヘッジ、研究開発契約を野村と結んでいる場合、野村が保有しかつ野村にとって重要な非連結事業体の変動持分から発生する一切の義務（偶発債務を含む）

非連結事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。野村は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

野村の非連結事業体との関与は、マーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケットメーク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。これらの事業体との重要な関与は、たとえ期末日における損失の可能性が低くても、取引全てに基づいて評価されています。

変動持分事業体との取引については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

売却取引として会計処理しているレポ取引等

野村は、編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として経理している一定の形式のレポ取引や有価証券貸借取引を行っております。こうした取引には、満期レポ取引および特定の日本国内有価証券貸借取引があります。

満期レポ取引は、現物債券取引とレポ取引の裁定取引を行う目的で利用しております。特定の債券を市場で調達し、同時に別の取引先と担保債券の満期と一致する満期のレポ取引を締結します。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として野村は会計処理しております。野村の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成23年3月31日現在169,766百万円、平成24年3月31日現在39,797百万円であります。

野村は、（日本上場株券などの）保有有価証券を資金調達目的で譲渡する特定の有価証券貸借取引を日本国内で行っております。この取引には様々な担保率が適用されますが、通常は貸し付ける有価証券の時価に比べ相当少ない額の現金を取引先より受領しております。この取引は従前の編纂書860の金融資産の消滅の要件（特に、譲受人が倒産した場合に実質的に合意した期間に譲渡した金融資産の返却を受けられないため、譲渡した金融資産に対して有効な支配を継続できないという点）を満たしていたため、野村の連結財務諸表上は売却取引として会計処理されておりました。平成24年1月1日付けでのASU第2011-03号「買戻契約に関する実質的な支配の再検討」の適用により、適用日以降これらの取引は、売却ではなく担保付調達処理されることとなりました。平成23年3月31日現在および平成24年3月31日において連結貸借対照表から売却処理された有価証券貸借取引に関わる有価証券の金額はそれぞれ291,870百万円および1,930百万円であります。

(7) 契約上の義務の開示

野村の業務の一部として、将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。これらの取引は以下のものを含んでおります。

スタンドバイ信用状およびその他の債務保証

野村は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

長期借入および約定金利の支払

野村の業務に関連して、野村の資金調達政策に従い、日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入、それに関わる変動および約定金利の支払いを行っております。

オペレーティング・リース・コミットメント

野村は、日本国内においてオフィスおよび特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。

野村は、特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リース契約により賃借しております。

キャピタル・リース・コミットメント

野村は、特定のオフィス、器具備品および施設をキャピタル・リース契約により賃借しております。

購入義務

物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。

貸出コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。

投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる有価証券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。

パートナーシップへ投資するコミットメント

野村は、マーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントおよび当該投資に関連してパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。

航空機購入コミットメント

野村は、航空機のリース事業に関連して、航空機を購入するコミットメント契約を結んでおります。

不動産購入コミットメント

野村は、不動産の販売および賃貸に関連して不動産を購入するコミットメント契約を結んでおります。

「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕13 借入」に野村の短期借入および長期借入にかかる追加的情報を、「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕22 コミットメント、偶発事象および債務保証」にこれらにかかる追加的情報を記載しております。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

下記の表は平成24年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	21,674	12,919	138	212	8,405
長期借入(1)	8,281,872	1,112,828	2,463,672	1,623,241	3,082,131
約定金利の支払(2)	1,090,956	142,159	233,456	146,067	569,274
オペレーティング・リース・コミットメント	169,038	21,129	35,821	25,089	86,999
キャピタル・リース・コミットメント(3)	52,855	616	864	6,099	45,276
購入義務(4)	37,237	26,872	10,365	—	—
貸出コミットメント	332,009	81,515	48,052	147,354	55,088
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	28,825	15,155	7,961	971	4,738
航空機購入コミットメント	52,411	25,727	26,684	—	—
不動産購入コミットメント	234,400	139,376	86,620	8,404	—
合計	10,301,277	1,578,296	2,913,633	1,957,437	3,851,911

- (1) 長期借入で開示されている金額は、編纂書860に従って金融資産の譲渡を売却取引ではなく金融取引として会計処理されている金融負債を含んでおりません。これらは野村の資金調達を目的とした借入ではなく、したがって野村が現金を返済する実際の契約上の義務を表しておりません。
- (2) 約定金利の支払金額は、長期借入金に関連し、その償還期日および平成24年3月31日現在適用される金利に基づいて見積もられる将来の支払金利の総額であります。
- (3) キャピタル・リース・コミットメントの契約総額は利息を控除する前の最低支払リース料を記載していません。
- (4) 購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債または支払債務として計上されているものは除かれています。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達（例えば、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引）およびトレーディング負債などを含んでおりません。

上記の金額に加えて、野村は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成24年3月31日現在、売戻契約に対して2,519十億円および買戻契約に対して1,711十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

多様化するお客様のニーズに的確に応えながら、質の高い金融サービスを提供できるように、地域の特性にあった特色ある店舗を積極的に展開していくという戦略に基づき、平成24年3月期は、野村證券株式会社において営業部門に関連し、4支店を新たに開設いたしました。平成24年3月期は、ホールセール部門およびその他で、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し、26,034百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要 (注)3、4
			帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
本店	東京都中央区	その他	—	1,468	—	—	—	162	所有 (一部賃借) (注)5
大手町本社	東京都千代田区		—	4,283	—	—	—		所有 (一部賃借) (注)5

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要 (注)3、4
			帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
野村証券株式会社本店	東京都中央区	営業部門、ホールセール部門およびその他	6,210	27,816	21,688	4,529	27,898	4,591	所有 (一部賃借)
野村証券株式会社大手町本社	東京都千代田区	営業部門、ホールセール部門およびその他	3,674	57,785	8,603	749	12,277		賃借 (一部所有)
野村証券株式会社大阪支店	大阪市中央区	営業部門およびホールセール部門	2,496	11,633	13,144	1,939	15,640	161	所有
野村証券株式会社名古屋支店	名古屋市中区	営業部門およびホールセール部門	616	7,703	2,736	2,052	3,352	157	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社ビル	東京都中央区	アセット・マネジメント部門	1,952	7,966	5,810	910	7,762	327	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社分室	東京都中央区	アセット・マネジメント部門	236	8,302	—	—	236	481	所有 (注)5
野村信託銀行株式会社本社	東京都千代田区	その他	200	4,002	—	—	200	357	賃借
野村バブコックアンドブラウン株式会社本社	東京都中央区	その他	52	1,117	—	—	52	59	賃借
野村インベスター・リレーションズ株式会社本社	東京都中央区	ホールセール部門	11	1,180	—	—	11	65	所有 (注)5
野村ファシリティーズ株式会社本社	東京都中央区	その他	95	1,155	—	—	95	74	賃借
株式会社杉村倉庫	大阪市港区	その他	34	1,471	39	2,489	73	13	所有
朝日火災海上保険株式会社	東京都千代田区	その他	48	2,047	—	—	48	187	賃借
野村土地建物株式会社	東京都中央区	その他	7	664	—	—	7	7	賃借
野村不動産株式会社本社	東京都新宿区	その他	4,980	9,186	33,733	4,639	38,713	954	所有

(3) 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要(注)3、4
			帳簿価額(注)1、2(百万円)	面積(m ²)	帳簿価額(注)2(百万円)	面積(m ²)	帳簿価額(百万円)		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. 本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	1,281	17,013	—	—	1,281	2,286	賃借
インスティネット Incorporated 本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	1,099	9,754	—	—	1,099	282	賃借
ノムラ・インターナショナルPLC 本社	イギリス、ロンドン市	ホールセール部門	44,958	46,122	—	—	44,958	2,731	所有(土地は賃借)
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED 本社	香港	ホールセール部門	1,143	14,905	—	—	1,143	1,098	賃借
ノムラ・シンガポールLIMITED 本社(注)6	シンガポール、シンガポール市	ホールセール部門	1,591	11,550	—	—	1,591	408	賃借
ノムラ・サービスズ・インディア・プライベート・リミテッド 本社	インド、ムンバイ市	その他	1,465	44,247	—	—	1,465	3,088	賃借

- (注) 1 賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。
 2 連結会社の所有にかかる金額が含まれております。なお所有物件の場合、帳簿価額は総額で記載しております。
 3 所有物件には、連結会社による所有が含まれております。
 4 平成24年3月期の支払賃借料(建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む)は43,536百万円であります。
 5 連結会社の所有にかかる建物および構築物の帳簿価額ならびに土地の帳簿価額および面積は野村証券株式会社本店、大手町本社に含まれております。
 6 平成24年3月期に当社の連結子会社、ノムラ・シンガポールLIMITED 本社はMarina Bay Financial Centre Tower 2に移転しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月27日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,822,562,601	3,822,562,601	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,822,562,601	3,822,562,601	—	—

(注) 1 提出日(平成24年6月27日)現在の発行数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	112（注）	15（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～ 平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	14,798（注1）	14,768（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,479,800	1,476,800
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,134円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,152円 資本組入額 567円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	882（注）	646（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88,200	64,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～ 平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	2,627（注）	2,575（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262,700	257,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～ 平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	17,420（注1）	17,390（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,742,000	1,739,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,763円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～ 平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,763円 資本組入額 1,125円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	47（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～ 平成25年10月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	3,373（注）	2,749（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	337,300	274,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～ 平成26年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	4,056（注）	3,856（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	405,600	385,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～ 平成26年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,130 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,909円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,909円 資本組入額 1,203円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	18,200（注1）	18,170（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,820,000	1,817,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,909円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,909円 資本組入額 1,203円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	2,036（注）	1,916（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,600	191,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	218（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～ 平成26年10月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	6,003（注）	5,987（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,300	598,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～ 平成27年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	733 (注)	629 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,300	62,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	3,468（注）	3,270（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,800	327,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,100 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,312円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,312円 資本組入額 797円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	18,980（注1）	18,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,898,000	1,895,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,312円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,312円 資本組入額 797円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	30 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	104 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第27回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	141（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。</p> <p>ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第28回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	8,513（注）	5,887（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	851,300	588,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～ 平成28年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	3,061 (注)	3,046 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	306,100	304,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	5,771（注）	5,052（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	577,100	505,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第31回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,760 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり745円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 745円 資本組入額 459円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第32回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	23,235 (注1)	23,200 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,323,500	2,320,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり745円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 745円 資本組入額 459円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第34回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	22,086 (注)	18,860 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,208,600	1,886,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第35回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	76,948（注）	56,231（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,694,800	5,623,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第36回新株予約権		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	22,118（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,211,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月19日～ 平成29年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第37回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	296,442 (注)	157,247 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,644,200	15,724,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月30日～ 平成29年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 328円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第38回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	94,864(注)	94,500(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,486,400	9,450,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月30日～ 平成30年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 328円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第39回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	28,410 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,841,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり481円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年11月16日～ 平成29年11月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 481円 資本組入額 304円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第40回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	197,496 (注)	163,375 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,749,600	16,337,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月25日～ 平成30年5月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 199円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第41回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	196,010 (注)	195,322 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,601,000	19,532,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月25日～ 平成30年5月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 199円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第42回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	195,609 (注)	194,921 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,560,900	19,492,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月25日～ 平成30年5月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 199円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第43回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	28,510 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,851,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり302円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年11月16日～ 平成30年11月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 302円 資本組入額 175円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- ② 新株予約権付社債
該当事項はありません。
 - ③ 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債ならびに新株引受権付社債
該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月11日(注1)	661,572,900	2,627,492,760	132,248,423	315,048,212	132,248,423	244,752,688
平成21年3月27日(注2)	33,600,000	2,661,092,760	6,716,640	321,764,852	6,716,640	251,469,328
平成21年10月13日(注3)	766,000,000	3,427,092,760	208,474,560	530,239,412	208,474,560	459,943,888
平成21年10月27日(注4)	34,000,000	3,461,092,760	9,253,440	539,492,852	9,253,440	469,197,328
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注5)	258,040,481	3,719,133,241	55,000,000	594,492,852	55,000,000	524,197,328
平成23年7月1日(注6)	103,429,360	3,822,562,601	—	594,492,852	35,478,900	559,676,228

- (注) 1 一般募集：発行株数 661,572,900株、発行価格 417円、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円
2 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
発行株数 33,600,000株、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
3 一般募集：発行株数 766,000,000株、発行価格 568円、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円
4 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
発行株数 34,000,000株、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
5 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
6 当社と野村土地建物の株式交換(交換比率1：118)による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府 および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	250	111	4,416	654	266	448,327	454,025	—
所有株式数 (単元)	162	8,139,847	1,122,794	2,143,153	12,099,924	5,793	14,695,569	38,207,242	1,838,401
所有株式数 の割合 (%)	0.00	21.31	2.94	5.61	31.66	0.02	38.47	100.00	—

- (注) 1 自己株式155,752,988株のうち、1,557,529単元は「個人その他」に、88株は「単元未満株式の状況」に含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	187,713	4.91
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	135,436	3.54
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリアニューサウスウェールズ州、 シドニーピットストリート338 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	93,365	2.44
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	50,926	1.33
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区月島4丁目16-13)	47,713	1.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	37,090	0.97
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	34,577	0.90
ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファン ド クライアantz エグゼンプ ト (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ノースクインシー ヘリテイジドライブ1776 (東京都中央区月島4丁目16-13)	33,413	0.87
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	33,268	0.87
野村グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋1丁目9-1	33,115	0.87
計	—	686,615	17.95

(注) 1 当社は、平成24年3月31日現在、自己株式を155,753千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- 2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年4月21日付の大量保有報告書、平成23年10月6日付の変更報告書の写しの送付があり、平成23年9月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

平成23年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5-33	95,571	2.50
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目23-1	81,105	2.12
中央三井アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目23-1	5,577	0.15
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	22,955	0.60
計	—	205,208	5.37

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 155,752,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 4,693,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,660,277,500	36,602,775	—
単元未満株式	普通株式 1,838,401	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,822,562,601	—	—
総株主の議決権	—	36,602,775	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式88株、相互保有株式55株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	155,752,900	—	155,752,900	4.07
(相互保有株式) 朝日火災海上保険株式会社	東京都千代田区 神田美土代町7番地	2,528,800	—	2,528,800	0.07
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿 1丁目26-2	1,000,000	—	1,000,000	0.03
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	—	1,000,000	0.03
高木証券株式会社	大阪市北区梅田 1丁目3番-1-400	100,000	—	100,000	0.00
東京航空計器株式会社	東京都町田市小山ヶ丘 2丁目2-6	60,000	—	60,000	0.00
ノムラ・ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋掘留町 2丁目1-3	5,000	—	5,000	0.00
計		160,446,700	—	160,446,700	4.20

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

① 平成16年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第6回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

② 平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員401名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第9回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第10回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

③ 平成18年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人に対し新株予約権を発行することを平成18年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人522名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第12回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第13回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第14回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人77名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

④ 平成19年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役、監査役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第16回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人558名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第17回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第18回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第19回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人77名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第21回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人102名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑤ 平成20年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成20年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第23回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人582名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第27回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第28回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第30回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人76名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑥ 平成21年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成21年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第32回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人968名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第35回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人85名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第36回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

⑦ 定時株主総会による特別決議によらない発行

第15回新株予約権

決議年月日(注)	平成19年7月12日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた代表執行役会決議日

第20回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年6月6日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第22回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第24回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第26回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年10月24日
付与対象者の区分および人数	当社の使用人2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第29回新株予約権

決議年月日(注)	平成21年5月29日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第31回新株予約権

決議年月日(注)	平成21年7月17日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第34回新株予約権

決議年月日(注)	平成22年4月30日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第37回新株予約権

決議年月日(注)	平成22年7月9日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人354名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第38回新株予約権

決議年月日(注)	平成22年7月9日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人290名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第39回新株予約権

決議年月日(注)	平成22年10月28日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の執行役および使用人1,130名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第40回新株予約権

決議年月日(注)	平成23年5月19日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人589名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第41回新株予約権

決議年月日(注)	平成23年5月19日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人705名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第42回新株予約権

決議年月日(注)	平成23年5月19日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人704名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第43回新株予約権

決議年月日(注)	平成23年10月31日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役および使用人1,135名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第44回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人1,119名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	13,658,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年 4月20日～平成30年 4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第45回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人1,119名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	13,629,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年 4月20日～平成31年 4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第46回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人1,119名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	13,596,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年4月20日～平成32年4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第47回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人514名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	5,375,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年4月20日～平成33年4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第48回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人514名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	5,365,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年4月20日～平成34年4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第49回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年 5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人58名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,982,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年10月20日～平成33年4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第50回新株予約権

決議年月日(注)	平成24年5月16日
付与対象者の区分および人数	当社の使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人58名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,981,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年10月20日～平成34年4月19日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号および第13号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式 (注1)	47,842,719	8,287,428,304
当期間における取得自己株式	1,845	602,689

(注) 1 単元未満株式の買取請求に伴う取得および子会社からの現物配当による取得であります。

2 平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注1)	9,273,130	6,694,838,806	19,295,599	12,028,830,107
保有自己株式数	155,752,988	—	136,459,234	—

(注) 1 単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分を行ったものであります。

2 平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・ 事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・ 監督規制上求められる水準を充足していること
- ・ グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めてまいります。

しかしながら、各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績を合わせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めておりますが、配当回数については、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

当期の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、平成23年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり4円をお支払いいたしました。平成24年3月31日を基準日とする配当金につきましては、同方針に基づき1株当たり2円をお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき6円となりました。

当期に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成23年11月1日 取締役会	平成23年9月30日	14,658	4.00
平成24年4月27日 取締役会	平成24年3月31日	7,334	2.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	2,580	1,918	934	717	436
最低(円)	1,395	403	498	361	223

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	327	302	267	289	390	417
最低(円)	261	223	231	238	273	356

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	—	古賀 信行	昭和25年8月22日生	昭和49年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成11年4月 当社常務取締役 平成12年6月 当社取締役副社長 平成13年10月 当社取締役副社長 野村證券株式会社取締役副社長 平成15年4月 当社取締役社長 野村證券株式会社取締役社長 平成15年6月 当社取締役兼執行役社長 野村證券株式会社取締役兼執行役社長 平成20年4月 当社取締役兼代表執行役 野村證券株式会社取締役兼執行役 会長 平成20年6月 同社取締役兼執行役会長 平成23年6月 当社取締役会長(現職) 野村證券株式会社取締役会長(現職) <主要な兼職> 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長	(注1)	1,305
取締役	—	渡部 賢一	昭和27年10月28日生	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年10月 当社取締役 野村證券株式会社常務取締役 平成14年4月 当社取締役 野村證券株式会社専務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村證券株式会社取締役兼専務執行役 平成16年4月 当社執行役 野村證券株式会社専務執行役 平成18年4月 同社執行役副社長 平成20年4月 当社執行役社長 野村證券株式会社取締役兼執行役社長 平成20年6月 当社取締役兼執行役社長 野村證券株式会社取締役兼執行役社長 平成23年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼執行役社長 平成24年4月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(現職)	(注1)	1,749

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	柴田 拓美	昭和28年1月8日生	昭和51年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成23年6月 平成24年4月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 野村證券株式会社常務取締役 同社専務取締役 当社執行役 野村證券株式会社専務執行役 当社執行役 野村證券株式会社取締役兼専務執行役 当社執行役 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長 当社執行役副社長 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 当社取締役兼執行役副社長 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 当社取締役兼代表執行役グループCOO 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 当社取締役兼代表執行役グループCOO(現職)	(注1)	1,583
取締役	—	板谷 正徳	昭和28年10月13日生	昭和51年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年6月	当社入社 当社取締役 広報・IR担当 当社取締役 企画部門兼広報担当 当社取締役 総合管理部担当 当社執行役 グローバル広報、総合管理部兼秘書室担当 当社執行役 インターナル・オーデジット担当 当社常務執行役 インターナル・オーデジット担当 当社取締役(現職)	(注1)	1,309
取締役	—	西松 正記	昭和33年2月3日生	昭和55年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年10月 平成22年4月 平成22年6月	当社入社 野村證券株式会社取締役 営業業務本部支店経営担当(首都圏) 同社執行役 営業業務本部支店経営担当(首都圏) 同社執行役 東京担当 同社常務執行役 東京担当 同社常務執行役 名古屋駐在 同社常務(執行役員) 名古屋駐在 当社顧問 当社取締役(現職) 当社監査特命取締役(現職)	(注1)	868
取締役	—	David Benson [デイビッド・ベンソン]	1951年2月9日生	1997年2月 1999年7月 2005年3月 2007年8月 2008年11月 2011年1月 2011年4月 2011年6月	Nomura International plc入社 同社欧州リスクマネジメントヘッド 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー(COO) 同社退社 当社執行役員 チーフ・リスク・オフィサー(CRO) 当社執行役員 リスク・アンド・レギュラトリーアフェアーズ パイス・チェアマン 当社副会長(執行役員) 当社取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	坂根 正 弘	昭和16年1月7日生	昭和38年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成22年6月 平成23年3月	株式会社小松製作所入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長兼CEO 同社代表取締役会長 東京エレクトロン株式会社社外取締役(現職) 当社社外取締役(現職) 株式会社小松製作所取締役会長(現職) 旭硝子株式会社社外取締役(現職)	(注1)	300
取締役	—	兼元 俊 徳	昭和20年8月24日生	昭和43年4月 平成4年4月 平成7年8月 平成8年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成19年1月 平成19年2月 平成20年6月 平成23年6月	警察庁入庁 熊本県警察本部長 警察庁国際部長 国際刑事警察機構(ICPO)総裁 警察大学校長 内閣官房 内閣情報官 弁護士登録(第一東京弁護士会) シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー(現職) 亀田製菓株式会社社外監査役(現職) 当社社外取締役(現職)	(注1)	—
取締役	—	辻 晴 雄	昭和7年12月6日生	昭和30年3月 昭和61年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成20年6月 平成22年6月	早川電機工業株式会社(現、シャープ株式会社)入社 同社取締役社長 同社相談役(現職) 当社社外監査役 当社社外取締役(現職) 小林製菓株式会社社外取締役(現職) セーレン株式会社社外取締役(現職)	(注1)	140
取締役	—	藤 沼 亜 起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 昭和45年6月 昭和49年11月 平成3年5月 平成5年6月 平成12年5月 平成16年7月 平成19年6月 平成19年7月 平成19年8月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年6月 平成20年7月 平成22年5月	堀江・森田共同監査事務所入所 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 公認会計士登録 監査法人朝日新和会計社代表社員 太田昭和監査法人(新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人))代表社員 国際会計士連盟会長 日本公認会計士協会会長 新日本監査法人退職 日本公認会計士協会相談役(現職) 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役(現職) 東京証券取引所自主規制法人理事(現職) 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授(現職) 住友商事株式会社社外監査役(現職) 武田薬品工業株式会社社外監査役(現職) 当社社外取締役(現職) 住友生命保険相互会社社外取締役(現職) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役(現職)	(注1)	194

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	Clara Furse [クララ・ファース]	1957年9月16日生	1983年2月 1990年6月 1997年6月 1998年5月 2001年1月 2009年6月 2009年12月 2010年4月 2010年6月 2011年6月	Phillips & Drew (現、UBS) 入社 LIFFE (London International Financial Futures Exchange) ノン・エグゼクティブ・ディレクター LIFFE デピュティ・チェアマン Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティブ London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ Legal & General Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現職) Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター (現職) Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現職) Amadeus IT Holdings SA ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現職) 当社社外取締役(現職) UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現職)	(注1)	—
取締役	—	草刈隆郎	昭和15年3月13日生	昭和39年4月 平成11年8月 平成14年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月	日本郵船株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長経営委員 同社代表取締役会長経営委員 同社代表取締役会長・会長経営委員 同社取締役・相談役 新日本製鐵株式会社社外監査役(現職) 日本郵船株式会社相談役(現職) 当社社外取締役(現職)	(注1)	—
取締役	—	Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	1946年9月10日生	1972年8月 1992年1月 1998年10月 1999年7月 2002年9月 2006年7月 2007年11月 2009年2月 2011年6月 2011年10月 2011年11月 2012年4月	Price Waterhouse, Singapore 入所 同所マネージング・パートナー The Singapore Public Service Commission メンバー(現職) PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン Land Transport Authority of Singapore チェアマン(現職) Nomura Singapore Ltd. ノンエグゼクティブ・チェアマン(現職) Legal Service Commission, Singapore メンバー(現職) Nomura Asia Holding N.V. ノン・エグゼクティブ・ディレクター 当社社外取締役(現職) Pro -Tem Singapore Accountancy Council チェアマン(現職) Accounting Standards Council, Singapore チェアマン(現職) Nomura Asia Holding N.V. ノン・エグゼクティブ・チェアマン(現職)	(注1)	—
計							7,448

- (注) 1 取締役の任期は、平成24年6月27日の定時株主総会での選任後、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 2 取締役 坂根正弘、兼元俊徳、辻晴雄、藤沼亜起、Clara Furse、草刈隆郎およびMichael Lim Choo Sanは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	古賀	信行
	委員	坂根	正弘
	委員	兼元	俊徳
報酬委員会	委員長	古賀	信行
	委員	坂根	正弘
	委員	兼元	俊徳
監査委員会	委員長	辻	晴雄
	委員	藤沼	亜起
	委員	板谷	正徳

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表執行役	グループ CEO	渡 部 賢 一	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
代表執行役	グループ COO ホールセール 部門チェ アマン兼CEO	柴 田 拓 美	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
執行役	営業 部門 CEO	沓 掛 英 二	昭和35年9月12日生	昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 野村証券株式会社執行役 平成20年10月 同社執行役員 平成21年4月 同社常務(執行役員) 平成23年4月 当社常務(執行役員) 営業部門COO 野村証券株式会社専務(執行役員)(現職) 平成24年4月 当社執行役(現職) 営業部門CEO(現職)	(注2)	179
執行役	アセット・ マネジメン ト部門 CEO	岩 崎 俊 博	昭和32年5月10日生	昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 野村証券株式会社執行役 平成20年4月 野村信託銀行株式会社執行役社長 平成23年4月 野村アセットマネジメント株式会 社執行役員副社長 平成23年6月 当社執行役(現職) アセットマネジメント部門CEO(現職) 野村アセットマネジメント株式会 社取締役、CEO兼執行役会長(現 職) <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会 社取締役、CEO兼執行役会長	(注2)	268
執行役	財務統括 責任者 (CFO)	中 川 順 子	昭和40年7月26日生	昭和63年4月 当社入社 平成13年9月 当社退職 平成13年10月 野村証券株式会社入社 平成16年3月 同社退社 平成20年1月 野村ヘルスケア・サポート&アド バイザリー株式会社シニアアドバ イザー 平成20年4月 同社取締役社長 平成22年6月 同社取締役 平成23年4月 当社執行役(現職) 当社財務統括責任者(CFO)(現職) 野村証券株式会社執行役(現職) 同社財務統括(現職)	(注2)	—
計 (注3)						448

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

- 2 執行役の任期は、平成24年6月27日の取締役会での選任後、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
- 3 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性とスピード感のあるグループ経営を追求し、野村グループ全体として中長期的な企業価値の向上を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。

なかでも、経営の透明性の確保に係る改革を積極的に推進し、平成13年10月に持株会社体制へ移行した際、監督機能の強化のための社外取締役の設置、社外取締役も参加する経営管理委員会（現、内部統制委員会）の設置、過半数が社外取締役からなる報酬委員会の設置、社外の有識者からなるアドバイザリー・ボードの設置等を行い、また同年12月にはニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場を機に情報開示の更なる充実を図り、透明性の高い経営体制の構築を進めてまいりました。平成15年6月には委員会設置会社に移行し、経営の監督機能と業務執行を分離し、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置することで、より一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上を実現するとともに、執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することで、スピード感のある連結経営を行っております。

また、平成16年には「野村グループ倫理規程」を制定し、コーポレート・ガバナンスに関する事項や企業の社会的責任に関する事項について野村グループの役員・社員一人一人が遵守すべき項目を定め、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、当社ホームページからもご覧いただけます。

(<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/>)

提出会社の企業統治に関する事項

1. 企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は委員会設置会社形態を採用しております。委員会設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断いたしております。

また、当社はNYSE上場企業として、我が国における機関形態の中で、委員会設置会社形態がNYSE上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近い機関形態であると考えております。

<業務執行の仕組み>

当社は委員会設置会社であるため、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については「経営会議」、「統合リスク管理会議」、「内部統制委員会」といった会議体を設置し、審議・決定することとしております。各会議体の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

①経営会議

グループCEOを議長とし、グループCOO、部門CEO（ビジネスを行う部門の責任者）、その他グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループの経営戦略、事業計画および予算ならびに経営資源のアロケーションをはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

②統合リスク管理会議

グループCEOを議長とし、グループCOO、部門CEO、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、財務統括責任者（CFO）その他の関連役員から構成される会議体であり、経営会議からの委任を受けて、野村グループの統合リスク管理に関する重要事項について審議・決定しております。なお、ポジション・リスク管理上重要性の高い個別の事案については、統合リスク管理会議の下に「リスク審査委員会」を設置し、そこで審議・決定することとしております。このほか、リスク・マネジメントについては、流動性リスク管理について審議する会議体や、リスク管理に関する情報収集・分析を行う専門部署を設置するなど、国際的な議論等も踏まえた適切な管理体制を構築しております。

③内部統制委員会

グループCEOを議長とし、グループCEOが指名する者、監査委員会が選定する監査委員および取締役会が選定する取締役（監査特命取締役）から構成される会議体であり、野村グループの業務に係る内部統制の整備および評価ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

取締役会から委任された重要な業務の執行を決定している会議体での審議状況について、取締役会は各会議体から3ヶ月に1回以上の報告を受けることとしております。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受け、個々の担当業務のビジネス、オペレーションに専念する役割の「執行役員」を設置しております。

このほか、経営戦略の立案に社外の視点を活用することを目的に、経営会議の諮問機関として著名な経営者からなる「アドバイザリー・ボード」を設置しております。

<各種委員会について>

当社は委員会設置会社であるため、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

①指名委員会

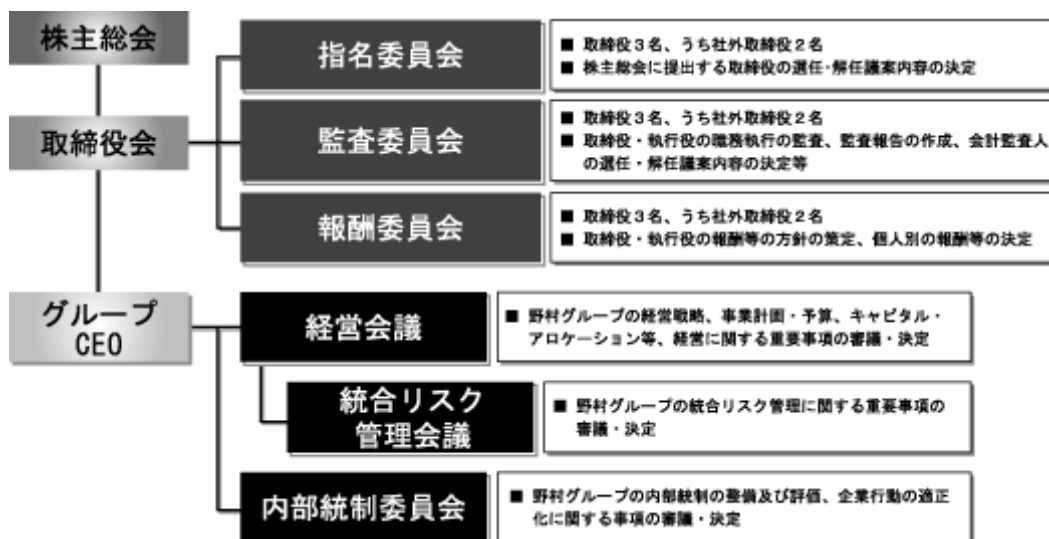
株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。議案の決定は、人格・識見、企業経営の経験や専門性、独立性などの一定の選任基準を定め、当該基準を踏まえて行っております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役の坂根正弘および兼元俊徳で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

②監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役の辻晴雄および藤沼亜起、ならびに執行役を兼務しない取締役の板谷正徳で構成され、委員長は辻晴雄が務めております。すべての委員は、米国企業改革法に基づく独立取締役の要件を満たしており、また、藤沼亜起は同法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

③報酬委員会

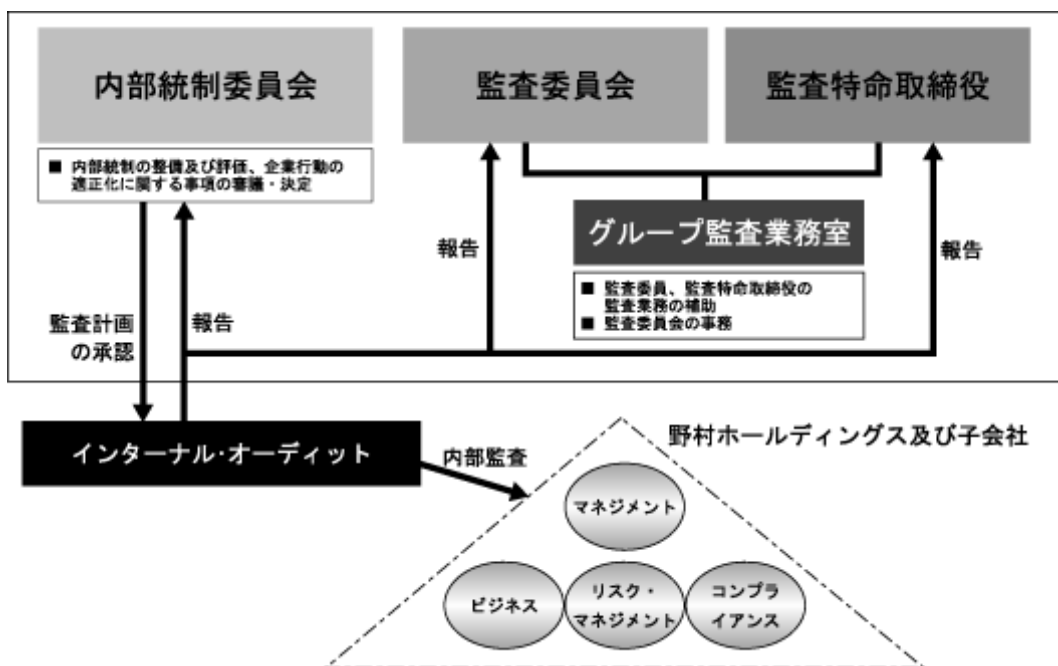
取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。報酬委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役の坂根正弘および兼元俊徳で構成され、委員長は古賀信行が務めております。



2. 内部統制システム整備の状況

野村グループは、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しております。

また、内部統制の有効性および妥当性については、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーデイト部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。同部はその業務遂行について、内部統制委員会の指揮に従っております。内部監査の結果については、執行ラインのみならず、監査委員会および監査特命取締役に対しても報告が行われております。



3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (4) リスクについての定量・定性的開示」をご参照ください。

4. 報酬

野村の報酬制度の概要は、以下のとおりです。

(1) 報酬の方針

当グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上等に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めております。当該方針は以下の6つの内容から構成されます。

1. 野村が重視する価値および戦略との合致
2. 会社、部門、個人の業績の反映
3. リスクを重視した適切な業績測定
4. 株主との利益の一致
5. 適切な報酬体系
6. ガバナンスとコントロール

(2) 報酬におけるガバナンス

当社の法定の報酬委員会は、「野村グループの報酬の基本方針」を決定し、報酬制度と事業戦略との一致を図っております。

報酬の方針の実際の運営にあたっては、「人事委員会」に一定の権限が委任されております。報酬に関する人事委員会の主な役割は以下のとおりです。

- ・グローバルな報酬戦略に基づき、役員および従業員に対して業績向上につながる適切なインセンティブを提供し、事業の成功に対する各人の貢献に正しく報いるような報酬制度を承認すること
- ・賞与総額および各部門に対するその配分額を承認すること
- ・業績連動報酬を含む処遇が個人の業績と会社全体の業績を適切に反映するように、主要な経営幹部の業績測定方法を検討すること
- ・報酬の方針の妥当性を継続的に検証すること
- ・グローバルな福利厚生制度に関する主要な変更を承認すること

人事委員会の現在のメンバーは、当社のグループCEO、グループCOO兼ホールセール部門チェアマン&CEO、営業部門CEO、アセット・マネジメント部門CEO、財務統括責任者（CFO）、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、CEO/COOオフィス担当執行役員、人事担当執行役員であり、グループCEOが委員長を務めております。

(3) 報酬の体系

当社の報酬の枠組みは以下のとおりです。

報酬項目	目的	具体的な内容
ベースサラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・各自の知識、スキル、能力、経験に応じて支給 ・各国・地域の労働市場における水準を反映 	基本給
固定手当	<ul style="list-style-type: none"> ・各国・地域の労働市場の慣行を反映し、固定報酬の一部として支給 	住宅関連手当 時間外労働手当
変動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・チームおよび個人の業績と事業戦略や将来の付加価値への貢献に対する報酬 ・社内および外部市場との適切な比較に基づき決定 ・個人業績、リスクへの対処、コンプライアンス、部門間の協力等の幅広い観点に基づき決定 	現金賞与 繰延報酬

(注) 福利厚生制度は各国・地域の法令・慣行に基づき運営されるものであり、上記には含めておりません。

(4) 変動報酬

(3)に記載した報酬の体系のうち、変動報酬については以下のとおりとなっております。

(a) 現金賞与

変動報酬の一定部分は事業年度終了後に現金で支給されますが、報酬水準が高いほど現金賞与の比率が低くなります。これは規制当局の指針に沿ったものであり、グローバルに適用される方針ですが、各国・地域ごとに個別の規制がある場合は、現金賞与比率の決定に際し、当該規制が遵守されます。

(b) 繰延報酬

一定以上の年間報酬総額を受け取る役員および従業員に対しては、変動報酬の一部が繰延報酬の形で支給されます。報酬の経済的価値を当社の株価にリンクすることや一定の受給資格確定期間を置くことによって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利害の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に個人資産増大の機会を与えることによるリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門や地域を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、繰延報酬については、金融安定理事会が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」において、繰延期間を3年以上とすることが推奨されています。そこで当グループにおいても原則として繰延期間を3年以上、さらに一定以上の職責につく者については繰延期間を5年としております。

また、権利確定までの期間において、

- ・財務諸表の重大な修正
- ・グループの規程に対する重大な違反
- ・グループの事業やレピュテーションに対する重大な損害

といった事象が発生した場合は、当該繰延報酬は減額または没収とすることが定められております。

現在の繰延報酬の種類は① 基本繰延報酬、② 追加繰延報酬、③ 業績連動繰延報酬に大別されます。

1. 基本繰延報酬

ア. スtock・オプション

下記の2種類のStock・オプションを発行しております。

・Stock・オプションAプラン

権利を付与する時点での当社株式の時価を上回る権利行使価額のStock・オプションが付与されます。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。日本では税制適格型オプションとなるため、主として日本国内の従業員に対して付与しています。

・Stock・オプションBプラン

欧米で一般的なりストリクテッド・Stock（譲渡制限期間付きの株式）と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。

イ. ファントム・ストックプラン

同プランはストック・オプションBプランと主要な点で同一となるように設計されています。税制等の理由でストック・オプションの利用が不利な国においてもファントム・ストックプランは利用可能です。

2. 追加繰延報酬

平成23年3月期の繰延報酬付与時から、下記の繰延報酬も導入しました。これらのプランは、一定の役員および従業員に対して基本繰延報酬とは別に付与されます。これにより、競争の激しいマーケットにおいて、優秀な人材を維持し、動機づけることに役立つと考えております。

ア. カラー付ファントム・ストックプラン

同プランは当社の株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に限定されます。

イ. ファントム・インデックスプラン

同プランは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つ（主要先進国の株価を反映）に連動します。繰延期間や受給資格など他の主要な条件はカラー付ファントム・ストックプランと同じです。

3. 業績連動繰延報酬

平成24年3月期に対応する繰延報酬から、一定以上の職責につく役職員に対して導入いたしました。同プランは、一定の業績目標達成時に付与される繰延報酬の数量をあらかじめ対象者に通知し、2年間の業績測定期間終了後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整したストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランを付与するというものです。なお、当該業績測定期間の業績が一定基準を下回った場合は付与されません。

(5) リスク管理との整合性および業績との連動性

報酬総額の決定にあたっては、一定のリスク調整後の税引前・人件費控除前の利益額に対する人件費の比率等を参考にしております。当該リスク調整は、経済資本に一定の比率を乗じた金額をそれぞれの部門の収入より控除することで行われます。

なお、当該経済資本には、定量的に評価したリスクが総合的に捉えられており、市場リスク、信用リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクが反映されております。

また、報酬総額がグループ全体の財務の健全性の現状および将来見通しとの整合性を保っており、かつ将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しております。

(6) 取締役および執行役の報酬

上記の報酬に関する基本的な考え方や枠組みのもと、日本の会社法上の委員会設置会社である当社では、法定の報酬委員会が、取締役および執行役にかかる報酬の方針に基づき、取締役および執行役の報酬等の額を決定しております。

1. 取締役・執行役の報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	人数 (注1)	基本報酬等 (注2)	賞与	総額
取締役 (うち、社外)	15名 (10名)	362 (170)	— —	362 (170)
執行役	6名	378	—	378
合計	21名	740	—	740

(注)

- 上記人数には、平成23年5月および6月に退任した取締役3名（うち社外取締役2名）、執行役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役14名、執行役5名で、うち2名は取締役と執行役を兼任しております。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
- 基本報酬等の額740百万円には、その他の報酬（通勤定期券代）として支給された報酬1百万円が含まれています。
- 上記のほか、(1)当事業年度以前にストック・オプションおよび追加繰延報酬を付与しており、当事業年度において取締役分として214百万円（うち社外取締役分1百万円）、執行役分として587百万円の会計上の費用を計上しております。また、(2)当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計138百万円支給しております。

2. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

(単位：百万円)

氏名	会社	役員区分	固定（基本報酬）			変動報酬（注2）			合計
			基本給	株式報酬 (ストック・ オプション) (注1)	合計	現金賞与	繰延報酬 (ストック・ オプション 等)	合計	
渡部 賢一	提出会社	取締役 代表執行役 (グループCEO)	108	20	128	—	—	—	128
柴田 拓美	提出会社	取締役 代表執行役 (グループCOO)	96	17	113	—	—	—	113

(注)

- 上記の基本報酬中の株式報酬（ストック・オプション）の公正価値は、付与時点（平成23年6月）の株価に基づく、1株あたり397円です。詳細は[第4 提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]に記載の通りです。
- 上記の変動報酬は、当事業年度の業績に応じた報酬として決定された金額を表示しております。金融商品取引法および金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、本年より、証券会社の最終指定親会社である当社は、「業務及び財産の状況に関する説明書」を作成し、その中で、グループ全体の主要な役職員の報酬体系および当事業年度の報酬総額等の開示が求められることとなったことから、本有価証券報告書においても当事業年度の業績に応じた報酬を金額で表記しております。
- なお、ストック・オプション等の株式報酬・繰延報酬は、会計上、付与後の権利行使制限期間中にわたって費用計上されます。渡部賢一および柴田拓美に関する当事業年度中の費用計上額（基本報酬中の株式報酬および変動報酬）は、当事業年度以前の複数年に付与された分の累計で、それぞれ191百万円および164百万円となります。これらの金額は当事業年度の業績に応じて決定された報酬の額ではありません。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続・内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は委員会設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および監査委員会が担っております。監査委員会は、社外取締役の辻晴雄および藤沼亜起、ならびに執行役を兼務しない取締役の板谷正徳で構成されており、業務執行からの独立性を一層明確にしております。そのうち、藤沼亜起は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、野村グループの業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席や日常的なヒアリング・往査等の経営監視活動を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会を補助する組織として、室長1名を含む使用人5名以上からなる「グループ監査業務室」を設置し、監査委員および監査特命取締役の監査業務の補助や、監査委員会の事務を行っております。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、グループ監査業務室の使用人に係る採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、監査委員および監査特命取締役が出席する「内部統制委員会」に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。個別の内部監査の結果についても、グループ・インターナル・オーディット部から監査委員会に対し直接または監査特命取締役を通じ、原則として月次で定期報告がなされています。また、監査委員は内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができることとしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に1度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、CFOの説明を受け監査委員会として同意しております。これに加えて、会計監査人およびその関連会社が、当社および当社の子会社に対して提供する業務の内容および報酬については、米国企業改革法および関連する米国証券取引委員会（SEC）規則に基づき、CFOの申請を受け、監査委員会が協議・事前承認する手続を定めております。

社外取締役の員数、提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係、企業統治に果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方

経営の監督機能と業務執行が制度的に分離された委員会設置会社である当社の取締役会は、取締役13名のうち7名を社外取締役が占めており、外部の視点を重視した監督のもとで、透明性の高い経営の実践を志向しております。社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし、取締役会あるいは指名・監査・報酬の各委員会の活動を通じて、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

社外取締役は全員とも、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は社外取締役7名全員を「独立役員」として指定し、取引所に届け出ております。

株式の保有状況

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 378銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 85,454百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄名称	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	3,553	11,903	取引関係強化のため
株式会社電通	2,400	5,153	同上
アサヒビール株式会社	2,650	3,665	同上
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	1,810	3,428	同上
株式会社りそなホールディングス	7,905	3,130	同上
ヒロセ電機株式会社	300	2,688	同上
株式会社千葉銀行	5,693	2,653	同上
株式会社ベネッセホールディングス	568	1,933	同上
株式会社高島屋	3,200	1,699	同上
株式会社群馬銀行	3,168	1,397	同上
日揮株式会社	700	1,364	同上
株式会社西日本シティ銀行	4,610	1,102	同上
南海電気鉄道株式会社	3,316	1,101	同上
株式会社広島銀行	3,000	1,083	同上
株式会社静岡銀行	1,500	1,032	同上
株式会社クレディセゾン	759	1,016	同上
株式会社大阪証券取引所	2	1,002	同上
株式会社武蔵野銀行	313	844	同上
スルガ銀行株式会社	1,136	839	同上
株式会社十六銀行	2,617	715	同上
三井不動産株式会社	516	708	同上
株式会社ほくほくフィナンシャルグル ープ	4,132	669	同上
株式会社札幌北洋ホールディングス	1,670	668	同上
日本通運株式会社	2,060	657	同上
株式会社伊予銀行	934	647	同上
日本証券金融株式会社	1,010	556	同上
昭和飛行機工業株式会社	834	533	同上
株式会社青森銀行	2,040	520	同上
株式会社平和	400	515	同上
株式会社阿波銀行	1,000	505	同上

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄名称	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	3,553	12,684	取引関係強化のため
株式会社電通	2,400	6,326	同上
アサヒグループホールディングス株式会社	2,650	4,857	同上
株式会社りそなホールディングス	7,905	3,012	同上
株式会社千葉銀行	5,693	3,006	同上
ヒロセ電機株式会社	300	2,607	同上
株式会社ベネッセホールディングス	568	2,342	同上
株式会社群馬銀行	3,168	1,403	同上
株式会社静岡銀行	1,500	1,278	同上
株式会社クレディセゾン	759	1,271	同上
南海電気鉄道株式会社	3,316	1,167	同上
株式会社広島銀行	3,000	1,134	同上
株式会社大阪証券取引所	2	1,103	同上
株式会社西日本シティ銀行	4,610	1,079	同上
スルガ銀行株式会社	1,136	960	同上
株式会社高島屋	1,379	947	同上
株式会社武蔵野銀行	313	892	同上
三井不動産株式会社	516	817	同上
株式会社十六銀行	2,617	746	同上
株式会社伊予銀行	934	685	同上
日本通運株式会社	2,060	665	同上
株式会社平和	400	665	同上
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	4,132	653	同上
日本テレビ放送網株式会社	42	555	同上
株式会社青森銀行	2,040	522	同上
株式会社札幌北洋ホールディングス	1,670	509	同上
株式会社阿波銀行	1,000	508	同上
株式会社常陽銀行	1,298	492	同上
株式会社肥後銀行	1,000	490	同上
日本証券金融株式会社	1,010	484	同上

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	1,000	1,950	—	—	—
非上場株式以外の 株式	25,312	10,884	524	10,977	7,543

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

取締役および執行役の責任免除

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

種類株式について

資金調達の実現を可能な限り広く確保し、将来にわたり経済やビジネスの環境変化に迅速に対応していくことが可能となるよう、当社は、普通株式のほか、無議決権優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、普通株主に先立ち優先配当金を受けている限り、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

なお、提出日現在、現に発行している株式は普通株式のみであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

1. 業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 松重 忠之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 松村 洋季	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻井 雄一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 亀井 純子	新日本有限責任監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 22名

その他 65名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	806	74	766	60
連結子会社	297	99	527	112
計	1,103	173	1,293	172

② 【その他重要な報酬の内容】

提出会社およびその連結子会社等は、監査公認会計士等に該当する新日本有限責任監査法人の提携会計事務所であるアーンスト アンド ヤングおよび同一のネットワークに属している関係会社等より、監査業務、監査関連業務、税務業務などの役務提供を受けており、その報酬の総額は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
監査報酬	1,480	1,649
監査関連報酬	67	126
税務業務に対する報酬	115	127
その他の報酬	156	100
合計	1,818	2,002

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項にかかる助言等の役務提供等およびコンフォートレター作成業務等があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）の説明を受けた上で監査委員会として同意する手続きが執られております。また、新日本有限責任監査法人、その提携会計事務所であるアーnst アンド ヤングならびに同一のネットワークに属している関係会社等が野村に対して提供する非監査業務の内容および報酬については、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続きを定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がある所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年3月期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表および第108期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、かつ会計基準等の変更等についての的確に対応するための社内組織や、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保するための社内組織を設置しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		平成23年3月31日	平成24年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		1,620,340	1,070,520
定期預金		339,419	653,462
取引所預託金およびその他の顧客分別金		190,694	229,695
計		2,150,453	1,953,677
貸付金および受取債権：	※9		
貸付金	※2	1,271,284	1,293,372
(平成23年3月31日現在 554,180百万円、 平成24年3月31日現在 458,352百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		32,772	58,310
顧客以外に対する受取債権		928,626	864,629
貸倒引当金		△ 4,860	△ 4,888
計		2,227,822	2,211,423
担保付契約：	※2		
売戻条件付買入有価証券		9,558,617	7,662,748
(平成23年3月31日現在 904,126百万円、 平成24年3月31日現在 752,407百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,597,701	6,079,898
計		15,156,318	13,742,646
トレーディング資産およびプライベート ・エクイティ投資：	※2,3		
トレーディング資産		14,952,511	13,921,639
(平成23年3月31日現在 4,621,042百万円、 平成24年3月31日現在 4,732,118百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成23年3月31日現在 15,444百万円、 平成24年3月31日現在 16,548百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※2,4	289,420	201,955
(平成23年3月31日現在 62,553百万円、 平成24年3月31日現在 53,635百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		15,241,931	14,123,594
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		392,036	1,045,950
(平成23年3月31日現在 300,075百万円、 平成24年3月31日現在 355,804百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2,7	591,797	862,758
投資持分証券	※2	91,035	88,187
関連会社に対する投資および貸付金	※9,21	273,105	193,954
その他	※2,7, 12	568,493	1,475,123
(平成24年3月31日現在 1,627百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		1,916,466	3,665,972
資産合計		36,692,990	35,697,312

		平成23年3月31日	平成24年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成23年3月31日現在 183,524百万円、 平成24年3月31日現在 153,497百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	1,167,077	1,185,613
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		880,429	764,857
顧客以外に対する支払債務		410,679	767,860
受入銀行預金		812,500	904,653
計		2,103,608	2,437,370
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (平成23年3月31日現在 332,337百万円、 平成24年3月31日現在 307,083百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2	10,813,797	9,928,293
貸付有価証券担保金		1,710,191	1,700,029
その他の担保付借入		1,162,450	890,952
計		13,686,438	12,519,274
トレーディング負債	※2, 3	8,688,998	7,495,177
その他の負債 (平成24年3月31日現在 4,246百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 12	552,316	1,165,901
長期借入 (平成23年3月31日現在 2,300,606百万円、 平成24年3月31日現在 1,925,421百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	8,402,917	8,504,840
負債合計		34,601,354	33,308,175
コミットメントおよび偶発事象	※22		
資本：	※19		
資本金		594,493	594,493
無額面：			
授権株式数－ 平成23年3月31日現在 6,000,000,000株 平成24年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数－ 平成23年3月31日現在 3,719,133,241株 平成24年3月31日現在 3,822,562,601株			
発行済株式数(自己株式控除後)－ 平成23年3月31日現在 3,600,886,932株 平成24年3月31日現在 3,663,483,895株			
資本剰余金		646,315	698,771
利益剰余金		1,069,334	1,058,945
累積的その他の包括利益		△ 129,696	△ 145,149
計		2,180,446	2,207,060
自己株式(取得価額)		△ 97,692	△ 99,819
自己株式数－ 平成23年3月31日現在 118,246,309株 平成24年3月31日現在 159,078,706株			
当社株主資本合計		2,082,754	2,107,241
非支配持分		8,882	281,896
資本合計		2,091,636	2,389,137
負債および資本合計		36,692,990	35,697,312

次の表は連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「[連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
現金・預金	92	52
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	1,110	999
その他資産	132	555
資産合計	1,334	1,606
トレーディング負債	38	42
その他の負債	7	35
借入	1,032	992
負債合計	1,077	1,069

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成23年3月期	平成24年3月期
		自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		405,463	347,135
投資銀行業務手数料		107,005	59,638
アセットマネジメント業務手数料		143,939	144,251
トレーディング損益	※2,3	336,503	272,557
プライベート・エクイティ投資関連損益		19,292	25,098
金融収益		346,103	435,890
投資持分証券関連損益		△ 16,677	4,005
その他	※11	43,864	563,186
収益合計		1,385,492	1,851,760
金融費用		254,794	315,901
収益合計(金融費用控除後)		1,130,698	1,535,859
金融費用以外の費用：			
人件費		518,993	534,648
支払手数料		92,088	93,500
情報・通信関連費用		182,918	177,148
不動産関係費		87,843	100,891
事業促進費用		30,153	48,488
その他	※11	125,448	496,227
金融費用以外の費用計		1,037,443	1,450,902
税引前当期純利益		93,255	84,957
法人所得税等	※18	61,330	58,903
当期純利益		31,925	26,054
差引：非支配持分に帰属する当期純利益		3,264	14,471
当社株主に帰属する当期純利益		28,661	11,583

区分	注記 番号	平成23年3月期	平成24年3月期
		自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
		金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※14		
基本－			
当社株主に帰属する当期純利益		7.90	3.18
希薄化後－			
当社株主に帰属する当期純利益		7.86	3.14

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

③ 【連結資本勘定変動表】

区分	平成23年3月期	平成24年3月期
	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	635,828	646,315
新株の発行	—	30,356
自己株式売却損益	3,191	719
新株予約権の付与および行使	7,296	19,466
子会社株式の購入・売却等	—	1,915
期末残高	646,315	698,771
利益剰余金		
期首残高	1,074,213	1,069,334
会計原則の変更による累積的影響額(1)	△ 4,734	—
当社株主に帰属する当期純利益	28,661	11,583
現金配当金	△ 28,806	△ 21,972
期末残高	1,069,334	1,058,945
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 74,330	△ 97,426
当期純変動額	△ 23,096	△ 13,226
期末残高	△ 97,426	△ 110,652
確定給付年金制度		
期首残高	△ 34,802	△ 32,270
年金債務調整額	2,532	△ 2,862
期末残高	△ 32,270	△ 35,132
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	—	—
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	—	635
期末残高	—	635
期末残高	△ 129,696	△ 145,149
自己株式		
期首残高	△ 68,473	△ 97,692
取得	△ 37,378	△ 8,944
売却	4	1
従業員に対する発行株式	8,155	6,693
その他の増減(純額)	—	123
期末残高	△ 97,692	△ 99,819
当社株主資本合計		
期末残高	2,082,754	2,107,241
非支配持分		
期首残高	6,085	8,882
現金配当金	△ 100	△ 2,760
非支配持分に帰属する当期純利益	3,264	14,471
非支配持分に帰属する累積的其他の包括利益		
為替換算調整額	△ 1,055	△ 575
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	—	206
年金債務調整額	—	207
子会社株式の購入・売却等(純額)	0	271,515
その他の増減(純額)	688	△ 10,050
期末残高	8,882	281,896
資本合計		
期末残高	2,091,636	2,389,137

(1)前期で表示しております「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-17号「連結（トピック810）：変動持分事業体に関わる企業の財務報告書の改善」（以下「ASU2009-17」）に関する初年度適用期首残高調整額です。
 関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

④ 【連結包括利益計算書】

	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	31,925	26,054
その他の包括利益：		
為替換算調整額(税引後)：	△ 24,151	△13,801
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	4,074	△4,203
繰延税額	△ 1,542	1,548
計	2,532	△2,655
トレーディング目的以外の有価証券：		
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	—	1,339
繰延税額	—	△498
計	—	841
その他の包括利益合計	△ 21,619	△15,615
包括利益	10,306	10,439
差引：非支配持分に帰属する包括利益	2,209	14,309
当社株主に帰属する包括利益	8,097	△3,870

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	31,925	26,054
当期純利益の営業活動から得た(△営業活動に 使用された)現金(純額)への調整		
減価償却費および償却費	75,587	100,572
ストック・オプション費用	18,638	26,869
投資持分証券関連損益	16,677	△ 4,005
持分法投資損益(受取配当金控除後)	△ 6,800	△ 969
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	6,348	5,351
繰延税額	55,199	37,772
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	△ 155,251	△ 318,104
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△ 67,738	△ 39,225
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	△ 1,481,908	971,327
トレーディング負債	1,206,394	△ 1,058,445
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)	327,668	980,156
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)	△ 446,152	△ 508,844
その他の担保付借入	△ 160,031	△ 271,498
貸付金および受取債権(貸倒引当金控除後)	△ 354,691	28,933
支払債務	319,506	218,915
賞与引当金	△ 8,802	△ 13,356
未払法人所得税(純額)	△ 26,174	5,055
その他(純額)	414,515	104,305
営業活動から得た(△営業活動に 使用された)現金(純額)	△ 235,090	290,863

	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△ 186,350	△ 182,568
建物、土地、器具備品および設備の売却	109,888	120,435
投資持分証券の購入	△ 221	△ 138
投資持分証券の売却	3,247	5,485
銀行業務貸付金の減少(△増加)(純額)	△ 60,350	30,591
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)	△ 286,013	△ 968
事業の取得および売却(純額)	5,570	35,597
関連会社に対する投資の減少(△増加)(純額)	△ 8,936	2,146
その他投資およびその他資産の増加(純額)	△ 49	△ 638
投資活動から得た(△投資活動に 使用された)現金(純額)	△ 423,214	9,942
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	2,267,658	2,015,446
長期借入の減少	△ 1,188,034	△ 2,883,078
短期借入の減少(純額)	△ 97,282	△ 56,383
受入銀行預金の増加(純額)	368,354	117,047
自己株式の売却に伴う収入	8	10
自己株式の取得に伴う支払	△ 37,378	△ 8,287
配当金の支払	△ 29,083	△ 29,066
財務活動から得た(△財務活動に 使用された)現金(純額)	1,284,243	△ 844,311
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	△ 26,246	△ 6,314
現金および現金同等物の増加(△減少)額	599,693	△ 549,820
現金および現金同等物の期首残高	1,020,647	1,620,340
現金および現金同等物の期末残高	1,620,340	1,070,520

	平成23年3月期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額－		
利息の支払額	259,679	338,802
法人所得税等支払額（純額）	32,305	16,076
現金支出を伴わない取引－		
事業の取得 平成24年3月期、事業の取得により増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き2,132,740百万円、増加した負債の合計金額は1,784,621百万円であります。		
その他 平成23年3月期、ASU2009-17の適用により、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き275,464百万円、増加した負債の合計金額は289,757百万円であります。		

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

[連結財務諸表注記]

1 会計処理の原則および会計方針の要旨：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（合わせて以下「野村」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、平成24年3月期において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が上回る場合には当該影響額の上に「（利益）」と記載し、下回る場合には「（損失）」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成23年3月期および平成24年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、16,896百万円（損失）および3,807百万円（利益）であります。

・営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の平成23年3月期および平成24年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、260百万円（利益）および2,838百万円（損失）であります。営業目的以外の投資持分証券は連結貸借対照表上、その他の資産—その他に含まれております。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成23年3月期および平成24年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、60百万円（損失）および8,169百万円（利益）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状態が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。平成23年3月期および平成24年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ6,197百万円（利益）および6,551百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。平成23年3月期および平成24年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ17,853百万円（利益）および7,197百万円（損失）であります。なお、連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、この様な相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

事業の概況

当社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

野村の事業は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上区分された部門に基づいて行われております。野村の業務運営ならびに経営成績の報告は営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。ホールセール部門は、さまざまな投資家向けに債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングのグローバルな展開、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務などの多様な投資銀行サービスの提供、投資先企業の価値向上を目指すプライベート・エクイティ投資を行っております。また、平成24年4月にグローバル・マーケットという枠組みを外しフィクスト・インカムとエクイティという2つの組織といたしました。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。当社はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、米国財務会計審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」（以下「編纂書810」）の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合には業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体であります。野村は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。編纂書946「金融サービス—投資会社」（以下「編纂書946」）において投資会社と判定される一定の変動持分事業体、あるいは業界の慣行として編纂書946と同様の判定基準のガイダンスが適用される変動持分事業体については、野村が期待損失の過半を負担、あるいは期待残存利益の過半を享受、またはそのいずれにも該当する場合には、野村が主たる受益者となります。

野村は、変動持分事業体に該当しない事業体については野村が議決権の過半を所有する場合には通常野村が財務上の支配を保持しているものと判定しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の資産—その他の勘定に計上しております。野村のマーチャント・バンキングビジネスに関する投資はプライベート・エクイティ投資およびその他の資産—その他の勘定に計上されております。それ以外の投資はトレーディング資産に計上されております。野村が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書または連結包括利益計算書で認識されます。

野村の投資先には編纂書946に基づく投資会社はいくつかあります。野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（以下「NPF」）などの子会社を含む投資会社における全ての投資については連結や持分法の適用を行わず公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

当社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル PLCなどがあります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替えを行っております。

連結財務諸表作成上の見積もり

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟および税務調査の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに連結財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っております。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。従いまして、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

野村の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書もしくは連結包括利益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に公正価値オプションを選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など当初認識以降の限定的な状況で使用されます。

いずれの場合にも、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。野村が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記2 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

すべてのプライベート・エクイティ投資は公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。詳細については「注記4 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

金融資産の譲渡

野村は金融資産の譲渡について、次の条件を満たすことにより野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフバランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。野村が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。

外貨換算

当社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、当社株主資本に累積的その他の包括利益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

手数料収入

収益—委託・投信募集手数料には証券仲介手数料が含まれ、約定日に認識し、当期の損益に計上しております。収益—投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は関連するサービスが履行された時に認識されます。収益—アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき、または特定の業務執行の要件が満たされたときに計上されております。

トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産および負債は主に負債および持分証券、デリバティブ、ならびに貸付金です。これらは、おおむね連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ取引」）は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります。野村は、原資産である有価証券の価値に関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務（未払利息を含む）とともに日々把握し、必要な場合追加担保を徴求したり、もしくは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上しておりますが、公正価値オプションを適用し公正価値で計上しているものもあります。担保請求が厳密に行われているため、レポ取引については、通常貸倒引当金の計上はしていません。

野村は、レポ取引の中でも差し入れた担保債券の満期がレポ取引の満期と一致し、かつ編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の金融資産の消滅の要件を満たすものについては担保付資金調達取引ではなく「満期レポ取引」として売却処理を行っております。野村の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成23年3月31日においては169,766百万円、平成24年3月31日においては39,797百万円であります。

野村は日本の金融市場において一般的な、日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）を行っております。現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。

現先レポ取引を含むレポ取引は、編纂書210-20「貸借対照表—相殺」（以下「編纂書210-20」）の相殺規定に適合する場合に、取引相手ごとに相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。有価証券貸借取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は日々借り入れまたは貸し付けている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。担保請求が厳密に行われているため、有価証券貸借取引については、通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

野村は、平成24年1月1日に開始した第4四半期連結会計期間より会計基準の更新（以下「ASU」）第2011-03号「買戻契約に関する実質的な支配の再検討」（以下「ASU2011-03」）を適用しており、適用日以降に締結された日本の有価証券貸借取引の一部については、編纂書860の金融資産の譲渡による消滅の要件を満たさなくなるため、売却ではなく担保付調達処理しております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在において連結貸借対照表から売却処理された金額はそれぞれ291,870百万円と1,930百万円であります。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっており、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記8 証券化および変動持分事業体」および「注記13 借入」をご参照ください。

野村が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レボ取引分を含む）、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

野村はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引はそれぞれ、その公正価値が正の価値か負の価値かにより、連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。一部の組込債券などの複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、社債や譲渡性預金といった主契約から区分され公正価値で評価されています。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書に計上されます。

デリバティブ資産および負債の評価額は、編纂書210-20に適合する場合には取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。また、現金担保の請求権（債権）および返済義務（債務）の公正価値もまた、純額処理された関連するデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理されたデリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上しております。

トレーディング目的以外のデリバティブ取引

野村は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じるリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。一部のトレーディング目的以外のデリバティブ取引については編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）における公正価値ヘッジや純投資ヘッジとしてヘッジ指定しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性は、スポット・レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分で判定されます。有効と判定された部分は当社株主資本に累積的その他の包括利益として計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。詳細については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値あるいは償却原価により計上されております。貸付金の利息収入は原則として収益—金融収益に計上されております。

公正価値により計上されている貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値での測定が選択されております。野村は、貸付金および当該貸付金のリスク軽減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、野村が組成した貸付金については繰延収益および費用、購入した貸付金に関しては未償却プレミアムもしくはディスカウントで原価を調整し、貸倒引当金等を控除した価額であります。

ローン貸出手数料収入は貸出に関連する費用を控除後償却され利息の調整としてローン期間に渡り収益—金融収益に計上されております。繰延貸出手数料の純額は平成23年3月31日においては483百万円、平成24年3月31日においては552百万円であります。詳細については「注記9 金融債権」をご参照ください。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、決済日までに有価証券の引渡が完了していない（フェイル）受取債権、信用預託金、手数料、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。

これらの受取債権については、個別に減損が認識されている受取債権については、経営者の最善の見積もりに基づく損失発生額を反映したクレジット損失の引当てを差し引いた金額で計上されております。クレジット損失の引当ては連結貸借対照表上、貸倒引当金に計上されております。

貸出コミットメント

未実行貸出コミットメントは簿外債務として認識されるか、トレーディング商品または公正価値オプションの選択により公正価値で計上されております。

貸出コミットメントは通常貸出しが実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産あるいは公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として収益認識されております。

貸付金が予見できる将来に渡って保有される場合の貸出コミットメントについて、野村はクレジット損失の引当てを連結貸借対照表上その他の負債—その他に計上しており、引当ては経営者の最善の見積もりにより減損していると認められた貸出コミットメントから発生すると見込まれる損失を反映しております。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、利息の調整として貸出日から契約期間に渡り認識されます。貸出コミットメントから貸出がおこる可能性がほとんどないと考えられる場合には、貸出コミットメント・フィーはコミットメント期間に渡って認識されます。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、決済日までに有価証券の引渡が完了していないブローカー・ディーラーに対する支払債務（フェイル）、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。純額表示される約定見返勘定残高は、平成23年3月31日現在においては60,771百万円、平成24年3月31日現在においては396,116百万円が顧客以外に対する支払債務に含まれております。

受入銀行預金は、銀行子会社において保有する銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

建物、土地、器具備品および設備

野村が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

平成23年3月31日および平成24年3月31日の建物、土地、器具備品および設備の内訳は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
土地	70,057	594,146
建物	110,097	235,995
器具備品および設備	79,747	60,840
ソフトウェア	128,318	141,069
建設仮勘定	3,817	13,900
合計	392,036	1,045,950

これらの資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年から65年
器具備品および設備	3年から15年
ソフトウェア	5年以内

有形資産の減価償却費および無形資産の償却費は、金融費用以外の費用—情報・通信関連費用に平成23年3月期は52,455百万円、平成24年3月期は54,083百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用—不動産関係費に平成23年3月期は23,132百万円、平成24年3月期は46,489百万円がそれぞれ含まれております。

不動産に係わるリース契約については編纂書840「リース」（以下「編纂書840」）によりオペレーティング・リースあるいはキャピタル・リースに分類されます。オペレーティング・リースの賃料はリース期間にわたり定額法で認識されます。キャピタル・リースの場合には、野村はリース物件を認識するとともにリース負債を認識します。リース物件は公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い額をもって認識され、その後定額法により見積耐用年数に渡り減価償却されます。リース対象物件の建設に野村が一定の関与をする場合には、野村が建設工事の所有者であるとみなされ、建設が完了するまでの間、連結貸借対照表上リース物件を認識します。建設完了時にリース物件は、編纂書840により野村の当該物件への関与の度合いにより売却処理あるいは野村の連結貸借対照表で引き続き認識されます。

のれんおよびその他の非償却無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が公正価値を上回っている金額の損失を認識しております。

野村はソフトウェア、建物、土地、器具備品および設備の評価減による非資金性の減損費用を、平成23年3月期は1,532百万円、平成24年3月期は3,135百万円計上しております。それらは連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上されております。これらの資産の評価減後の帳簿価額は見積公正価値によっております。

投資持分証券

野村は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同時に、これらの企業が野村のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

野村はこれらの投資を事業上の目的で保有しており、連結貸借対照表上、公正価値で評価し、その他の資産—投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益—投資持分証券関連損益で認識しております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券によって構成され、平成23年3月期には、連結貸借対照表上それぞれ66,792百万円および24,243百万円、平成24年3月期には、それぞれ69,552百万円および18,635百万円が含まれております。

その他のトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券

一部のトレーディング活動を行っていない子会社および当期取得した保険子会社はトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券を保有しております。トレーディング活動を行っていない子会社によって保有されるトレーディング目的以外の証券は連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券は同様に連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、未実現の公正価値変動は連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に認識されております。トレーディング目的以外の証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券の公正価値が償却原価を下回った場合、それらについて公正価値の下落が一時的であるか否かの判定を行っております。公正価値の下落が一時的か否かの判断は投資持分証券については公正価値が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来見通し、予測される公正価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。投資持分証券について一時的ではない公正価値の下落があると判定された場合、帳簿価額は公正価値まで減じられ、当該差額は連結損益計算書上収益—その他で認識されます。一方、負債証券の公正価値の下落については売却する意思、または償却原価まで回復する前に売却が必要とされる可能性、公正価値の下落が回復する可能性等を勘案して一時的な下落か否かを判断しております。一時的な下落でないと判断された負債証券は保険子会社に売却の意思がある、あるいは売却を余儀なくされる可能性が高い場合は損益に計上され、売却の意思がない、あるいは売却を余儀なくされる可能性が低い場合には、減損額は信用リスク低下に起因する部分は損益に、その他の要因に起因する部分はその他の包括利益に計上されます。詳細については「注記7 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。

短期および長期借入

短期借入は要求払、借入日に契約満期が1年以下あるいは契約満期は1年超であるが借入日より1年以内に野村のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求できる場合と定義されております。短期および長期借入は、主にコマーシャル・ペーパー、銀行借入、野村および野村により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されております。これら金融負債のうち、一部の仕組債および譲渡取消による担保付借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期ならびに長期借入はおおむね償却原価で計上されております。

仕組債

仕組債とは、投資家に対し、単純な固定または変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付け、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴（多くの場合、会計上はデリバティブの定義に該当します。）が組み込まれた負債証券です。

平成20年4月1日以降に野村が発行したすべての仕組債には、公正価値オプションが適用され経常的に公正価値で評価されております。このように仕組債に包括的な公正価値オプションの適用を選択した趣旨は、仕組債とリスク管理に使用するデリバティブの測定基準が異なることにより発生する連結損益計算書の変動を軽減し、かつ、これらの金融商品に適用する会計処理を全般的に簡素化するためです。

平成20年3月31日時点での発行済仕組債の中には、既に公正価値オプションが選択され公正価値で計上されている債券もありましたが、それ以外については、組込デリバティブを仕組債から区分処理して計上しております。区分処理されたデリバティブは公正価値評価され、仕組債に組み込まれている債券は償却原価で計上されております。

公正価値オプションが選択された仕組債および区分処理された組込デリバティブの公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益で計上されております。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

野村は、野村の税務上の見解が税務調査において是認される確率を、関連する事実関係および状況ならびに期末日時点において利用可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。野村は、追加情報が入手できた場合もしくは変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式報酬制度

野村により役員もしくは従業員に付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されません。

ストック・オプションのように当社株式の交付により決済される予定のある株式報酬は資本型と区分されます。この報酬費用については通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払う義務を負う金額ならびに見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

ファントム・ストックやカラー付ファントム・ストックプランのように現金で決済される株式報酬は負債型と区分されます。株式報酬以外の報酬制度としてファントム・インデックスプランがあります。これは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動し、現金で決済されるため負債型の報酬に区分されます。これらの報酬は貸借対照表日ごとに権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は決済額に一致します。

資本型および負債型の報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデル、当社株式の市場価額もしくは第三社機関の株価指数に基づいて適切に測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（受給権の確定までの期間と通常一致する）にわたって認識されております。報酬が段階的に確定する場合には、各段階ごとに費用計算が行われます。

詳細については「注記16 繰延報酬制度」をご参照ください。

1 株当たり当期純利益

1 株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づいた、全ての希薄化効果のある転換証券等の転換および転換仮定方式に基づき転換負債が転換されるものとして計算しております。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却無形資産は年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。のれんとは、被取得会社の買収価額が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。野村は定期的に、のれんを含むレポーティング・ユニットの公正価値と帳簿価額とを比較することによって、のれんの回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、のれんの減損金額の算定が行われます。識別可能な無形資産のうち残存年数が確定できるものはその見積残存年数にわたり償却されます。

野村の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損であるかが判定されます。持分法適用投資先ののれん等の資産について個別減損判定はされません。

リストラクチャリング費用

事業の撤収活動に関する費用は負債が発生した期に公正価値で認識されます。そのような費用には従業員に提供される一時的な退職手当、一定の契約を終了させるための費用および従業員の移転費用などが含まれます。従業員に対して継続給付制度の一部として提供される退職給付は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定した日、あるいは影響する従業員に対して退職勧告がされた日のどちらか早い日から負債が発生すると見込まれる期間にわたり負債として認識されます。従業員との雇用契約に記載されている契約上の退職給付のうち特定の事象の発生により給付されるものについては、負債が発生すると見込まれる期間に金額を合理的に見積もることが可能な場合には負債として認識されます。特定の事象に関する退職一時金は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定し、かつ退職勧告の条件が影響する従業員に対して提示された場合に認識されます。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

以下の野村に関連する新しい会計基準は、平成24年3月期から適用しております。

公正価値測定と開示

平成23年5月、米国財務会計基準審議会は、公正価値評価の記述と既存の公正価値評価に関する開示について編纂書820を改訂するASU第2011-04号「米国会計基準と国際会計基準共通の公正価値測定および開示の規定を達成するための修正」（以下「ASU2011-04」）を公表しました。特筆すべき点は以下のとおりです。

- ・公正価値階層の区分に関わらず全ての公正価値測定において、ブロックディスカウントの使用を禁じ、またそれ以外のプレミアムあるいはディスカウントをどのように公正価値評価に反映するかを明記。
- ・一定の基準を満たす場合に、ポートフォリオとして保有されている金融商品の公正価値を、純額管理されている金額に基づいて評価する事を許容。

- ・最高で最善の使用というコンセプトと評価前提はほとんどの金融資産と金融負債の評価には当てはまらないと明記。
- ・株主資本の部に計上される資本金証券や一定の負債については、それらの商品を資産として保有する市場参加者の観点から評価されるべきと明記。
- ・主要な市場の特定については、報告企業が参加できる市場のうち最も取引量が多い市場であり、通常報告企業が取引を行っている市場と明記。
- ・レベル3インプットに関する情報を含めた、公正価値に関する定性的ならびに定量的な追加開示を要求。

ASU2011-04は平成23年12月16日以降に開始する最初の四半期ならびに事業年度より将来にわたって適用され、早期適用は許容されていません。

野村は、ASU2011-04を平成24年1月1日より開始する第4四半期連結会計期間より適用しましたが、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

新規開示については、「注記2 金融商品の公正価値」をご参照ください。

レポ取引ならびに類似する取引の会計

平成23年4月、米国財務会計基準審議会は編纂書860を改訂するASU2011-03を公表しました。この改訂はレポ取引ならびに類似する取引を担保付資金調達取引あるいは売却として会計処理する場合の実質的な支配要件を変更するものです。ASU2011-03適用以前においては、実質的な支配要件を判定する際に、譲受人の債務不履行の場合においても、金融資産を買い戻すあるいは償還する能力を譲渡人が有することが要件のひとつとなっておりました。この能力は譲渡資産を譲受人が返還しない事態が発生しても、代替資産の購入資金のほぼ全額を賄える現金あるいは同等の担保を譲渡人が保有することにより示されます。改訂によりこの要件が削除されたため、レポ取引や類似する契約において譲渡人の保有する現金担保のレベル、ヘアカットや随時受け取る追証は売却処理を検討する際に考慮されなくなります。

ASU2011-03は平成23年12月15日以降開始する最初の四半期あるいは事業年度に発生する新規取引ならびに既存の取引の変更について将来にわたって適用され、早期適用は許容されていません。

野村は、平成24年1月1日に開始した第4四半期連結会計期間よりASU2011-03を適用しており、適用日以降に締結された日本の有価証券貸借取引の一部については、編纂書860の金融資産の譲渡による消滅の要件を満たさなくなるため、売却ではなく担保付調達処理しております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在において連結貸借対照表から売却処理された金額はそれぞれ291,870百万円と1,930百万円であります。

不良債権のリストラクチャリング

平成23年4月、米国財務会計基準審議会編纂書310「債権」を改訂するASU第2011-02号「リストラクチャリングが不良債権のリストラクチャリングかどうかの債権者の判断」（以下「ASU2011-02」）を公表しました。この改訂は金融債権のリストラクチャリングが不良債権のリストラクチャリングに該当するかどうかを判定する際の追加ガイダンスと解説を債権者に与えるものとなっています。

ASU2011-02は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より適用され、適用事業年度については期首からの遡及適用が必要です。

ASU第2011-01号「債権（トピック310）：ASU2010-20による不良債権のリストラクチャリングに関する開示の適用開始日の延期」の公表により、ASU第2010-20号「金融債権の信用の質と貸倒引当金に関する開示」により要請されていた開示もまた平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より適用となりました。

野村は、ASU2011-02を平成23年7月1日より開始した第2四半期連結会計期間より適用しましたが、野村の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

新規開示につきましては、「注記9 金融債権」をご参照ください。

企業結合についての補足プロ・フォーマ情報の開示

平成22年12月、米国財務会計基準審議会は編纂書805「企業結合」（以下「編纂書805」）を改訂する、ASU第2010-29号「企業結合についての補足プロ・フォーマの情報の開示」（以下「ASU2010-29」）を公表しました。この改訂は企業結合に関してプロ・フォーマ収益や純利益の意味についてさまざまな解釈が存在する事に対処するためのものです。ASU2010-29は、野村のような比較財務諸表を表示する提出企業の事業年度中に企業結合がある場合、結合後の比較損益計算書の収益と純利益開示を、比較対象となる前事業年度の開始日に企業結合が起きたと想定して作成することを要求するものです。ASU2010-29はまた、編纂書805の補足プロ・フォーマ情報開示について、プロ・フォーマ収益や純利益に企業結合に直接関連する重要かつ一過性の調整が含まれる場合には、当該調整額の性質と金額を追加的に開示するよう要求するものです。

ASU2010-29は平成22年12月15日以降に開始する事業年度に起きる企業結合に適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2010-29を平成23年4月1日に適用しました。当該開示要請は開示内容を明確にするものであるため、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

のれんその他の無形資産の減損テストについての説明

平成22年12月、米国財務会計基準審議会編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」（以下「編纂書350」）を改訂するASU第2010-28号「帳簿価額がゼロあるいはマイナスバランスのレポーティング・ユニットにおけるのれんを減損テストの第2段階で検証しなければならない場合」（以下「ASU2010-28」）を公表しました。この改訂は非常に限られた状況下で、のれんの減損判定が必要かという質問に答えるものです。編纂書350ではのれんの減損判定は「レポーティング・ユニット」レベルで2段階に行われます。まずレポーティング・ユニットの簿価が公正価値を上回るかどうか評価しなければなりません（第1段階）。もし上回っている場合にはのれんの減損の判定を行い、減損金額を算定する必要があります（第2段階）。ASU2010-28は、レポーティング・ユニットの簿価がゼロあるいはマイナスバランスである場合ののれんの減損判定について、のれんの減損が発生している可能性が高いと考えられる状況下では第2段階の判定を行わなければならないと第1段階を変更するものです。したがって、ASU2010-28の適用後は簿価がゼロあるいはマイナスバランスであるレポーティング・ユニットがある場合、のれんの減損の可能性が高いかどうかの判定を行う必要があります。

ASU2010-28は平成22年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より将来にわたって適用されます。

野村は、ASU2010-28を平成23年4月1日より適用しましたが、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

公正価値測定と開示

平成22年1月、米国財務会計基準審議会は、編纂書820を改訂する、ASU第2010-06号「公正価値測定に関する開示の改善」（以下「ASU2010-06」）を公表しました。この改訂はレベル3金融資産と金融負債の購入、売却、発行や決済について総額で開示する規定を含む公正価値の開示を拡充するものです。

ASU2010-06の開示規定の大半は平成21年12月16日以降に開始する四半期あるいは事業年度（野村では平成22年1月1日より開始した四半期連結会計期間）より適用となりました。購入、売却、発行や決済についての総額表示は、平成22年12月16日以降に開始する事業年度より適用されるため、野村では平成23年4月1日より適用しました。

ASU2010-06は新規開示導入の規定であり、野村の公正価値測定方法に影響を与えるものではないため、新規開示規定の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

新規開示については、「注記2 金融商品の公正価値」をご参照ください。

複数回にわたる引渡しの収益計上

平成21年10月、米国財務会計基準審議会は、編纂書605「収益認識」を改訂するASU第2009-13号「複数回にわたる引渡し収益計上-緊急問題専門委員会の合意」（以下「ASU2009-13」）を公表しました。この改訂は商品やサービスの供給者が複数回に分けて引渡しを行う場合に、一括計上ではなく複数回での計上を可能にするものです。

ASU2009-13は、平成22年6月15日以降に開始する事業年度より適用され、早期適用が許容されています。

野村はASU2009-13を平成23年4月1日より適用しましたが、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、野村に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

資産と負債の相殺についての開示

平成23年12月、米国財務会計基準審議会は編纂書210-20を改訂するASU第2011-11号「資産と負債の相殺についての開示」（以下「ASU2011-11」）を公表しました。この改訂は報告企業に相殺する権利およびその権利に関する取り決めについて、財務諸表の利用者が財政状態に与える影響あるいは潜在的な影響を理解できるようにするため、開示することを要求しています。

ASU2011-11は平成25年1月1日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、開示される比較開示期間すべてに遡及して開示が必要となります。

野村は、ASU2011-11を平成25年4月1日より適用する予定ですが、この改訂は開示を強化するのみであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

のれんの減損テスト

平成23年9月、米国財務会計基準審議会は編纂書350を改訂するASU第2011-08号「のれんの減損テスト」（以下「ASU2011-08」）を公表しました。この改訂は報告企業が編纂書350により要求されている現行の定量的な2段階のテストを行う必要があるかどうかの判定について、まず定性的に行う事を許容することよりのれんの減損テストを簡略化するものです。もし報告企業がレポーティング・ユニットの公正価値が簿価を下回る可能性が高い（50%超）とはいえないと判定する場合には定量的なテストは要求されません。

ASU2011-08は平成23年12月16日以降に開始する事業年度に行われるのれんの減損テストについて将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2011-08を平成24年4月1日より適用する予定です。この改訂は定量的なテストについてどのようなレベルでテストを行うか、あるいは定量的なテストそのものを変更するものではなく、定量的なテストがいつ要求されるかを簡略化するための、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

包括利益の表示

平成23年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書220「包括利益」（以下「編纂書220」）を改訂する、ASU第2011-05号「包括利益の表示」（以下「ASU2011-05」）を公表しました。この改訂は報告企業の財務諸表での包括利益の表示を変更するものです。この改訂は編纂書220から、その他の包括利益の表示方法の一定の選択肢を削除し、報告企業に対して、包括利益の構成要素について一連の1つの計算書として表示するか、あるいは、連続した2つの計算書として表示することを要請するものです。

ASU2011-05は平成23年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、早期適用が許容されています。

平成23年12月、米国財務会計基準審議会はASU2011-05の一部の適用を繰延べるASU第2011-12号「ASU第2011-05号のその他の包括利益から再分類される項目の表記方法の改訂の適用日繰り延べ」（以下「ASU2011-12」）を公表しました。ASU2011-12はASU2011-05の一定の箇所について適用を延期するものです。

野村は、ASU2011-12により繰り延べられる箇所を除き、ASU2011-05を平成24年4月1日より開始する第1四半期連結会計期間より適用する予定であります。この改訂は、野村が包括利益を連結財務諸表の中でどのように表示するかを変更するのみであり、その他の包括利益に含まれるべき項目、あるいは、その他の包括利益の項目をいつ損益に再分類するかを変更するものではないため、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

2 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

全ての公正価値は、編纂書820の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位との整合性を保ったうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品については、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合した、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、ないしはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいて公正価値が決定されます。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、実務上の簡便的な方法として、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品の評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の水準は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットィング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門が、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク態様の分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる仮定を含む客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似する商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、レベル1やレベル2の金融商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを当社が判断するための重要な基準には、取引数、市場参加者による価格決定の頻度、市場参加者間で取引される価格の多様性、および公表された情報の量などが用いられております。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の平成23年3月31日および平成24年3月31日現在のレベル別の金額を示しています。平成24年3月31日の資産/負債の区分に基づいて、平成23年3月31日の区分を組み替えております。

(単位：十億円)

平成23年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成23年 3月31日 残高	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	951	1,230	121	—	2,302
プライベート・エクイティ (3)	—	—	289	—	289
日本国債	2,663	—	—	—	2,663
日本地方債・政府系機関債	—	159	—	—	159
外国国債・地方債・政府系機関債	3,382	789	23	—	4,194
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,568	51	—	1,619
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	171	28	—	199
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1,963	3	—	1,966
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	2	128	—	130
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	72	34	—	106
受益証券等	85	29	10	—	124
現物取引合計	7,081	5,983	687	—	13,751
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	653	721	98	—	1,472
金利デリバティブ	16	11,750	203	—	11,969
信用デリバティブ	—	1,863	203	—	2,066
為替取引	0	1,266	49	—	1,315
商品デリバティブ	29	64	4	—	97
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 15,428	△ 15,428
デリバティブ資産合計	698	15,664	557	△ 15,428	1,491
小計	7,779	21,647	1,244	△ 15,428	15,242
貸付金および受取債権 (6)					
担保付契約 (7)	—	543	11	—	554
その他の資産	—	904	—	—	904
トレーディング目的以外の負債証券					
その他	513	79	0	—	592
合計	121	0	25	—	146
合計	8,413	23,173	1,280	△ 15,428	17,438
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,444	91	—	—	1,535
日本国債	1,588	—	—	—	1,588
日本地方債・政府系機関債	—	2	—	—	2
外国国債・地方債・政府系機関債	3,018	509	—	—	3,527
銀行および事業会社の負債証券	—	316	—	—	316
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	0	—	—	0
受益証券等	64	—	—	—	64
現物取引合計	6,114	919	—	—	7,033
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	723	784	70	—	1,577
金利デリバティブ	15	11,861	192	—	12,068
信用デリバティブ	—	1,835	258	—	2,093
為替取引	0	1,341	47	—	1,388
商品デリバティブ	19	82	6	—	107
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 15,577	△ 15,577
デリバティブ負債合計	757	15,903	573	△ 15,577	1,656
小計	6,871	16,822	573	△ 15,577	8,689
短期借入 (8)					
支払債務および受入預金 (9)	—	182	1	—	183
担保付調達 (7)	—	0	1	—	1
長期借入 (8) (10) (11)	—	332	—	—	332
その他の負債	126	1,663	144	—	1,933
合計	44	—	—	—	44
合計	7,041	18,999	719	△ 15,577	11,182

(単位：十億円)

平成24年 3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成24年 3月31日 残高	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	745	1,194	125	—	2,064
プライベート・エクイティ (3)	—	—	202	—	202
日本国債	2,143	—	—	—	2,143
日本地方債・政府系機関債	—	151	10	—	161
外国国債・地方債・政府系機関債	3,072	1,185	37	—	4,294
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,276	62	—	1,338
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	135	8	—	143
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,010	5	—	2,015
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	1	91	—	92
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	103	20	—	123
受益証券等	95	85	9	—	189
現物取引合計	6,055	6,140	569	—	12,764
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	584	937	82	—	1,603
金利デリバティブ	14	18,850	57	—	18,921
信用デリバティブ	0	1,650	214	—	1,864
為替取引	0	1,229	131	—	1,360
商品デリバティブ	1	3	0	—	4
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 22,392	△ 22,392
デリバティブ資産合計	599	22,669	484	△ 22,392	1,360
小計	6,654	28,809	1,053	△ 22,392	14,124
貸付金および受取債権 (6)	—	447	11	—	458
担保付契約 (7)	—	752	—	—	752
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	680	177	6	—	863
その他 (3)	216	6	72	—	294
合計	7,550	30,191	1,142	△ 22,392	16,491
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	579	413	0	—	992
日本国債	2,624	—	—	—	2,624
外国国債・地方債・政府系機関債	1,800	490	—	—	2,290
銀行および事業会社の負債証券	—	233	1	—	234
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	0	—	—	0
受益証券等	43	3	—	—	46
現物取引合計	5,046	1,140	1	—	6,187
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	617	1,016	68	—	1,701
金利デリバティブ	12	18,708	96	—	18,816
信用デリバティブ	0	1,727	225	—	1,952
為替取引	0	1,297	113	—	1,410
商品デリバティブ	1	4	0	—	5
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 22,576	△ 22,576
デリバティブ負債合計	630	22,752	502	△ 22,576	1,308
小計	5,676	23,892	503	△ 22,576	7,495
短期借入 (8)	—	153	0	—	153
支払債務および受入預金 (9)	—	0	△ 0	—	△ 0
担保付調達 (7)	—	307	—	—	307
長期借入 (8) (10) (11)	154	1,549	△ 13	—	1,690
その他の負債	93	4	—	—	97
合計	5,923	25,905	490	△ 22,576	9,742

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) ローン担保証券(CLO)、資産担保証券(ABS)(クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。
- (5) デリバティブ資産および負債の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップの他、債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (8) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (9) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (10) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (11) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定に当たり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定に当たって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティ：エクイティは上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場証券は取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であればそれを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。野村は、取引の活発な市場であるかどうかは、証券取引の量が十分にあるか、その取引頻度が高いかによって判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正評価額の調整は行われません。取引の不活発な市場で取引されている上場エクイティは、取引所価格に対し流動性、ビッド・オファー・スプレッドを反映させた価格にて評価され、レベル2に分類されます。非上場エクイティは後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、その公正価値推定にあたって当社の判断を含む為、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて評価しております。取引所で取引されており、毎日公表される1株当たり純資産額を用いて評価される投資信託証券はレベル1として分類されています。野村が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2として分類されています。野村が相当な期間内で解約することができない場合、あるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3として分類されます。直接還元法(Direct Capitalization Method(以下「DCM」))は、財務成績を図るために純営業収益を用いて不動産ファンドへのエクイティ投資を評価する手法であり、参照する不動産の属性に応じた還元利回りを適用いたします。DCM法を評価に用いるエクイティ投資は、評価する不動産ファンドが保有する不動産ないしは類似した不動産に対し通常は市場で観察可能な還元利回りが適用できないため、一般的にレベル3に分類されます。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティ投資の評価は、こうした投資については元来透明性のある価格があるわけではないため、当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな

場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なる
と判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来
キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital(以下「WACC」))により割り引いた
値に基づく内部評価モデル(Discounted Cash Flow(以下「DCF」))、または比較可能な市場データに基づくマルチプ
ル法を使用します。マルチプル法には、EV/EBITDA、株価収益率、株価潜在価値比率や、比較対象となる他社の財務
諸表数値とその株価の関係から導かれるその他の指標を用います。可能な場合にはこうした評価は、予算または見
積もりと対比した会社や資産にかかる営業キャッシュ・フローおよび財務業績、類似の公開企業の株価や利益数値、
業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先
権）と比較されます。プライベート・エクイティ投資は、前述した評価データの多くが観察不能であるため、ない
しは不確実性が重要であるため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府の発行する国債は取引所価格、ブローカーやディーラ
一気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場
にて取引されているものとみなされ、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されております。G7以外
の政府が発行する国債、また政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されてお
りますが、これら債券が取引されるマーケットが活発な取引のある市場の条件を満たさないと考えられるため、通常
レベル2に分類されております。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引
されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、類似の証券に比べて取引が頻繁
に行われず、かつレベル2に分類するためには十分な価格情報がないため、レベル3に分類されております。これ
らの証券は発行体のクレジット・スプレッドのような観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

事業会社の負債証券：事業会社の負債証券の評価については、主として内部モデルが用いられております。内部
モデル評価に用いられるデータには、当該証券あるいは類似証券の取引価格や直近の取引事例、利回り曲線、アセ
ット・スワップ・スプレッド、クレジット・デフォルト・スプレッドが含まれます。これらモデルに用いられるデ
ータは通常観察可能であることから、多くの事業会社の負債証券がレベル2に分類されております。一部の事業会
社の負債証券は活発な取引のある市場にて取引され、流動性のある取引所や複数の情報源からの十分な情報があり、
当該商品の評価するための未調整の取引価格によって評価されているため、レベル1に分類されることがあります。
一部の証券は、取引が頻繁に行われず、かつレベル2に分類するには十分な価格情報がないため、レベル3に分類
されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドのような観察不能データを含むDCF法によ
って評価されます。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)/住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値評価は取引所価
格、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。CMBSおよびRMBSは、全ての有意なデ
ータが観察可能であれば主にレベル2に分類されます。一部資産クラスについては、直接的な価格データソースあ
るいは比較可能な指数が存在しないことから、複数の指数を組み合わせることで評価がなされています。これらの
証券は、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率のような観察不能データを含むDCF法によって評価され、
レベル3として分類されています。

モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券：その他のモーゲージ担保証券の公正価値評価は取引所価格、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。有意なデータが観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券は、利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、還元利回りのような観察不能データを含むDCF法やDCM法によって評価され、レベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)等：CDO等は、取引所価格が存在しない場合内部モデルを用いて評価されます。内部モデルを用いるに当たって使用するデータの主なものに、それぞれの信用格付の市場スプレッドデータ、期中償還率、損失率およびデフォルト確率があります。有意なデータが観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。使用データの一部が観察不能で、それが有意である場合にはCDO等はレベル3に分類されます。

受益証券等：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。非上場投資について、野村が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。野村が相当期間内に解約できないあるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ：上場デリバティブは通常取引所価格をそのまま調整せず使って評価されており、したがってレベル1に分類されています。取引所価格取得タイミングのずれ等の理由から取引所価格を使わないケースにおいては、レベル2となります。店頭デリバティブは内部モデルを用い、利用可能な市場取引情報やその他の市場情報を極力参照して評価されます。利用される市場情報としては、市場価格情報、市場で成立した取引価格へのモデル調整、ブローカーやディーラー気配、または許容可能な価格透明性を持った代替的な価格情報ソース等があります。評価手法にはDCF法、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等があります。プレーン・バニラのフォワード、スワップ、オプション等、流動性のある市場で取引される店頭デリバティブについては、内部モデルに利用されるデータが概ね検証可能であり、内部モデルの選定に当たっても、特に当社による重要な判断を必要とせずほぼ自動的にモデルが決定されます。全ての有意な使用データが市場データによって裏付けられる場合、店頭デリバティブはレベル2に分類されます。相関係数や長期ボラティリティ、クレジット・カーブやその他有意な観察不能なデータを用いてモデル評価された店頭デリバティブはレベル3に分類されます。野村によってレベル3に分類された店頭デリバティブの具体的な事例には、エキゾチック金利デリバティブ、エキゾチック為替デリバティブ、エキゾチック・エクイティ・デリバティブ、また金利、為替、エクイティ・リスクを複合したエキゾチック・デリバティブおよび長期またはエキゾチックなクレジット・デリバティブが含まれます。モデル評価に際しては、市場価格へのモデル調整の他、ビッド・オファー、流動性およびデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用度の双方に関するクレジット・リスク等の要素を織り込むための評価調整が行われます。なお野村は、平成24年3月期より担保を受け渡しする特定の金利デリバティブ、信用デリバティブおよび為替取引について、公正価値を見積もるためカーブをロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered Rate(以下「LIBOR」))に基づくカーブからオーバーナイト・インデックス・スワップ(以下「OIS」)に基づくカーブへと移行いたしました。野村では、LIBORと比較してOISの方がより、こうしたデリバティブの公正価値を決めるために主要市場の市場参加者が使用するであろうデータとして適していると考えております。この変更はデリバティブの公正価値測定に重要な影響を及ぼしませんでした。

貸付金：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金は、通常は取引価格が利用できないため、主に事業会社の負債証券と同様のデータを使用した内部モデルが用いられております。観察不能なデータが有意ではない場合は、貸付金はレベル2として分類されます。しかし、一部の貸付金については取引が散発的であることと、レベル2に分類するために必要な情報が比較可能な貸付金から得られないことから、レベル3に分類されることがあります。

担保付契約および担保付調達：公正価値オプションを適用することで公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は、DCF法で評価されています。主なデータとしては将来キャッシュ・フロー、金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は観察不能なデータが有意ではないため通常レベル2に分類されます。観察不能なデータが有意である場合は、レベル3に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および事業会社の負債証券と同様の評価手法で公正価値評価され、公正価値階層に分類されます。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは、野村によって発行された負債証券で、投資家に対し、単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、もしも活発な取引のある当該債務市場の取引価格があればそれを優先的に用い、それがない場合、同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、野村が評価日現在において同等の債務を移転するに当たって支払うあるいは同等の債務を新規に負った場合受け取ると予想される価格等を用いる複合的な評価手法を用いて評価を行っています。仕組債の公正価値は、野村の自社クレジットを反映するための調整を含んでおります。この調整は仕組債が発行され取引される市場ごとに異なる場合があります。仕組債は観察不能なデータが有意ではない場合は通常レベル2として分類されます。観察不能なデータが有意な場合はレベル3として分類されます。

長期借入(担保付金融取引)：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価に当たっては野村自社クレジットを反映させる評価調整は行いません。

評価プロセス

公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、連結財務諸表上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、野村は金融商品のリスクを引き受けるトレーディング部門から独立して公正価値測定の決定または検証を行う、管理機能および支援機能を有するガバナンス・フレームワークを運営しております。評価方針および手続の定義、実行、管理に対して直接責任を有する野村内の部署は、以下の通りです。

・財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ(以下「PCVG」)が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有しております。特に当該グループが、米国会計原則に基づき、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当しております。トレーディング業務の中でマーケットメイカーやディーラーが当社の金融商品の価値評価を行う義務を負う一方で、PCVGはその価値に対して、独立した立場で検証および認証を行う義務を負います。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積りに判断が必要な場合には、連結財務諸表に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価されます。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に財務統括責任者(以下「CFO」)に報告を行います。

・財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した編纂書820およびその他の関連する意見書を含めた米国会計原則に基づいて、野村の会計方針および手続を定めております。アカウントティング・ポリシー・グループはアカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的にCFOに報告を行います。

・リスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーション・グループ(以下「MVG」)は、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認しております。MVGはマーケット・アンド・クオンティタティヴ・リスクのグローバルヘッドに報告を行います。

野村の金融資産、特にレベル3資産に対する評価プロセスのガバナンス・フレームワークでは、独立した価格評価の検証、プライシング・モデルの認証および収益の検証における手続が基本的な構成要素となります。

独立した価格評価の検証プロセス

野村の独立した価格評価の検証プロセス(Independent Price Verification Processes(以下「IPVプロセス」))における主要な課題は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することです。この管理プロセスを適用する際は、可能な限り観察可能なデータが用いられ、またデータが観察不能な場合は、このプロセスは評価手法およびデータの適正性、合理性、また一貫性を確認するために使用されます。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものであります。このプロセスは内部と外部のソースからトレード、指標、価格などのデータを取得することを含みます。また、外部価格が野村内のポジションに与える影響について調査いたします。担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査いたします。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が実際の最近の市場取引を反映しているか、またはその商品自体ないし類似の金融商品の現在における市場の取引および値付の状況が反映されているか否かについて検討を行います。そのような取引が入手できない場合、当該金融商品は通常レベル3に分類されます。

公正価値測定のためのデータに観察可能な市場情報が欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価します。追加調整は、相関係数やトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに、データの不確実性を考慮して行われます。

評価モデルのレビューおよび認証

公正価値測定を決定するためには、より複合的な金融商品のプライシング・モデルが使用されます。MVGは多様なパラメータの組合せを考慮した推計モデルのレビューを含め、モデル承認プロセスを独立した立場で行っております。当該プロセスにおいて考慮される事項は次のとおりです。

- ・評価モデルの領域(異なる金融商品にも一貫した評価方法が適用されます。)
- ・数学的かつ金融的な仮定
- ・バウンダリーとスタビリティ・テスト、ニュメリカル・コンバージェンスおよびカリブレーション・クオリティ

とスタビリティに従った全部もしくは一部の独立したベンチマークの開発

- ・野村のトレーディングおよびリスクシステム内の評価モデルの統合
- ・リスク数値の計算およびリスクレポーティング
- ・評価モデルに対するヘッジ戦略/適用

新しい評価モデルはMVGによってレビューおよび承認されます。その後のレビューの頻度は一般的に、市場環境を踏まえ、モデル・リスク・レーティングおよびモデルの使用の重要性により決定されます。

収益の検証

プロダクト・コントロール機能は、純収益の日次および定期的な分析・レビューを通じて、野村の評価ポリシーの一貫性を保証しております。このプロセスには金利、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、為替レートなど参照商品を踏まえた要因分析を通じて、収益金額の検証を行うことを含んでおります。IPVプロセスとあわせて行われる日次、週次、月次および四半期毎に実行される収益検証のためのレビューは、記帳、価値評価もしくはリスク計測の潜在的な問題の特定と解決に結びついております。

レベル3金融商品

前述のとおり、レベル3金融商品の評価は、市場で観察できない特定の重要なデータに基づいております。活況でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新でない、時間が経過している、マーケットメーカーにより大幅に変わる、もしくは情報の公共性がほとんどない、という共通する特性を持ちます。

仮にレベル3金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関関係は、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

レベル3金融商品の評価のための適かつ代替可能なデータの仮定の使用は、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の見積もり評価方針および手続に沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

平成24年3月期において一部の金融商品では引き続き流動性が欠如しており、野村の金融商品の評価において有意となる一部のデータの観察可能性に影響を与えております。それらのデータは、後掲の表で述べているデータを含んでおります。

重要な観察不能なデータおよび仮定に関する定量的情報

次の表は、平成24年3月31日現在の一部のレベル3金融商品の重要な観察不能なデータおよび仮定に関する情報を示しております。

平成24年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	観察不能データ	データの範囲
資産：				
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資				
エクイティ	125	DCF	クレジット・スプレッド	6.5 - 7.5 %
			流動性ディスカウント	20.0 - 30.0 %
		マルチプル	株価収益率	12.2 倍
			株価純資産倍率	1.7 倍
			流動性ディスカウント	20.0 %
		DCM	還元利回り	5.2 - 6.5 %
プライベート・エクイティ投資	202	DCF	WACC	6.8 - 12.0 %
			成長率	0.0 - 2.0 %
			営業利益率	23.0 %
			流動性ディスカウント	0.0 - 30.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA	4.3 - 12.6 倍
			株価収益率	12.9 倍
			株価純資産倍率	0.5 - 0.7 倍
			株価潜在価値比率	0.5 倍
			流動性ディスカウント	0.0 - 50.0 %
日本地方債・政府系機関債	10	DCF	クレジット・スプレッド	0.1 %
外国国債・地方債・政府系機関債	37	DCF	クレジット・スプレッド	0.6 - 17.0 %
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	62	DCF	クレジット・スプレッド	0.4 - 25.6 %
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	8	DCF	利回り	3.0 - 24.5 %
			期中償還率	0.0 - 25.0 %
			デフォルト確率	0.0 - 60.0 %
			損失率	0.0 - 50.0 %
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	5	DCF	利回り	1.6 - 30.0 %
			期中償還率	1.0 - 5.0 %
			デフォルト確率	2.0 - 4.0 %
			損失率	20.0 - 40.0 %
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	91	DCF	利回り	4.0 - 15.0 %
			デフォルト確率	24.0 - 65.0 %
			損失率	80.0 - 100.0 %
		DCM	還元利回り	6.7 - 11.4 %
債務担保証券 (CDO) 等	20	DCF	利回り	12.0 - 30.0 %
			期中償還率	0.0 - 15.0 %
			デフォルト確率	1.5 - 3.0 %
			回収率	30.0 - 60.0 %
受益証券等	9	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 13.6 %
			相関係数	0.50 - 0.70

平成24年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	観察不能データ	データの範囲
デリバティブ(純額) :				
エクイティ・デリバティブ	14	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.1 - 13.5 % 12.1 - 65.1 % △ 0.95 - 0.94
金利デリバティブ	△ 39	DCF	先物為替 金利 ボラティリティ 相関係数	53.2 - 105.4 0.8 - 4.7 % 5.5 - 121.0 % △ 0.55 - 1.00
信用デリバティブ	△ 11	DCF	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	1.3 - 1,912.4 bps 5.0 - 52.0 % 10.0 - 75.0 % 0.11 - 1.00
為替取引	18	オプション・モデル DCF	ボラティリティ 先物為替	10.0 - 18.5 % 2.5 - 11,052.0
貸付金および受取債権	11	DCF	クレジット・スプレッド	3.0 - 15.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の負債証券	6	DCF	クレジット・スプレッド	0.6 - 2.0 %
その他 (1)	72	DCF	WACC 成長率 マルチプル 株価収益率 株価純資産倍率	6.8 - 9.3 % 0.0 % 12.9 倍 0.5 倍
負債 :				
長期借入	△ 13	DCF	利回り 期中償還率 デフォルト確率 損失率 ボラティリティ 相関係数	22.0 - 67.0 % 15.0 % 2.0 - 6.0 % 30.0 - 60.0 % 5.5 - 118.5 % △ 0.76 - 1.00

(1) その他の資産に含まれるトレーディング目的以外の持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

観察不能なデータの変動に対する公正価値の感応度

野村が使用する重要な観察不能なデータおよび仮定の変動は、上記の表で記載されているそれぞれの分類の金融商品に対する公正価値測定の決定に影響を与えます。観察不能なデータの変動や連動するデータの変動に対するレベル3金融商品の公正価値測定の感応度は次のとおりです。

・エクイティ、プライベート・エクイティ投資、その他の資産に含まれるトレーディング目的以外の持分証券：公正価値の決定にDCF法を用いている場合、クレジット・スプレッドあるいは流動性ディスカウントの著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。逆に、営業利益率あるいは成長率の著しい上昇（もしくは低下）は、結果として対応する公正価値評価を著しく増加（あるいは減少）させます。この測定の際に相関関係はほとんどありません。公正価値の決定にマルチプル法を使用している場合、株価収益率、EV/EBITDA、株価純資産倍率、株価潜在価値比率等の関連する指標の著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。逆に、流動性ディスカウントの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。収益水準が一定とした場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます。DCM法を使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・日本地方債・政府系機関債、外国国債・地方債・政府系機関債、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金、貸付金および受取債権、トレーディング目的以外の負債証券：DCF法を使用している場合、クレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）、モーゲージおよびその他モーゲージ担保証券、債務担保証券（CDO）等：利回り、期中償還率、デフォルト確率、および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。DCM法を使用している場合、還元利回りの著しい低下（もしくは上昇）は公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・受益証券等：DCF法に使用されているクレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。また、相関係数の著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・デリバティブ：デリバティブの参照リスクがロング・ポジションの場合、金利、クレジット・スプレッドもしくは先物為替などのデリバティブの参照する資産の著しい増加（もしくは減少）、もしくは配当利回りの著しい低下（もしくは上昇）は、公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。デリバティブの参照リスクがショート・ポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。また、オプション、回収率や相関係数がロングとなるポジションの場合、ボラティリティ、回収率や相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。一方、オプション、回収率や相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

・長期借入：利回り、期中償還率、デフォルト確率、および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率と同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。オプションリスクや相関係数がロングとなるポジションに対するボラティリティや相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（減少）させます。オプションリスクや相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の平成23年3月期および平成24年3月期の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

平成24年3月期において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

本注記中の平成23年3月期に関する表は、野村が平成24年3月期に適用した編纂書820の一部の改訂以前の開示方法に準拠しております。

(単位：十億円)

平成23年3月期									
実現および未実現損益合計									
平成23年 3月期 期首残高	トレーデ ィング 損益	投資持分 証券関連 損益等(1)	プライベ ート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)、 および現 金の授受 (2)(3)	レベル3 への/から の移動(4)	平成23年 3月期 期末残高	
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	164	△ 1	—	—	△ 1	△ 2	△ 33	△ 8	121
プライベート・エクイティ	325	—	—	19	0	19	△ 55	—	289
日本地方債・政府系機関債	0	0	—	—	—	0	3	△ 3	—
外国国債・地方債・政府系機関債	22	6	—	—	—	6	5	△ 10	23
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	131	8	—	—	0	8	△ 37	△ 51	51
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	27	6	—	—	—	6	5	△ 10	28
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	4	1	—	—	—	1	△ 2	0	3
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	117	0	—	—	—	0	9	2	128
債務担保証券(CDO)等	43	1	—	—	—	1	△ 10	0	34
受益証券等	10	0	—	—	—	0	△ 0	—	10
現物取引合計	843	21	—	19	△ 1	39	△ 115	△ 80	687
デリバティブ取引(純額) (5)									
エクイティ・デリバティブ	32	30	—	—	—	30	△ 39	5	28
金利デリバティブ	9	80	—	—	—	80	△ 71	△ 7	11
信用デリバティブ	△ 58	△ 51	—	—	—	△ 51	50	4	△ 55
為替取引	△ 2	△ 2	—	—	—	△ 2	△ 1	7	2
商品デリバティブ	△ 0	△ 6	—	—	—	△ 6	3	1	△ 2
デリバティブ取引(純額) 合計	△ 19	51	—	—	—	51	△ 58	10	△ 16
小計	824	72	—	19	△ 1	90	△ 173	△ 70	671
貸付金および受取債権	10	0	—	—	—	0	7	△ 6	11
その他の資産	38	△ 0	1	—	—	1	△ 1	△ 13	25
合計	872	72	1	19	△ 1	91	△ 167	△ 89	707
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	0	△ 0	—	—	—	△ 0	0	△ 0	—
外国国債・地方債・政府系機関債	—	0	—	—	—	0	0	△ 0	—
銀行および事業会社の負債証券	0	0	—	—	—	0	△ 0	△ 0	—
小計	0	0	—	—	—	0	△ 0	△ 0	—
短期借入	9	1	—	—	—	1	△ 6	△ 1	1
支払債務および受入預金	△ 0	0	—	—	—	0	1	△ 0	1
長期借入	△ 127	49	—	—	—	49	295	25	144
合計	△ 118	50	—	—	—	50	290	24	146

(単位：十億円)

	平成24年3月期									
	平成24年 3月期 期首残高	当期 純利益に 含まれる 額(6)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (7)	売却/ 償還 (7)	現金の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3 への移 動(4)	レベル 3 からの 移動(4)	平成24年 3月期 期末残高
資産：										
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資										
エクイティ	121	△ 11	—	57	△ 27	—	△ 1	8	△ 22	125
プライベート・エクイティ	289	23	—	4	△ 112	—	△ 2	—	—	202
日本地方債・政府系機関債	—	0	—	27	△ 18	—	—	1	△ 0	10
外国国債・地方債・政府系機関債	23	11	—	415	△ 403	—	—	4	△ 13	37
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	51	△ 0	—	159	△ 154	—	△ 0	44	△ 38	62
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	28	0	—	8	△ 33	—	0	6	△ 1	8
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	3	0	—	3	△ 13	—	0	13	△ 1	5
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	128	1	—	7	△ 45	—	△ 0	—	—	91
債務担保証券(CDO)等	34	△ 1	—	21	△ 24	—	0	8	△ 18	20
受益証券等	10	△ 1	—	2	△ 2	—	△ 0	0	—	9
現物取引合計	687	22	—	703	△ 831	—	△ 3	84	△ 93	569
デリバティブ取引(純額) (5)										
エクイティ・デリバティブ	28	△ 13	—	—	—	6	△ 2	△ 4	△ 1	14
金利デリバティブ	11	△ 3	—	—	—	△ 24	△ 4	12	△ 31	△ 39
信用デリバティブ	△ 55	△ 30	—	—	—	52	3	25	△ 6	△ 11
為替取引	2	22	—	—	—	△ 6	0	0	△ 0	18
商品デリバティブ	△ 2	0	—	—	—	△ 0	△ 0	2	0	△ 0
デリバティブ取引(純額) 合計	△ 16	△ 24	—	—	—	28	△ 3	35	△ 38	△ 18
小計	671	△ 2	—	703	△ 831	28	△ 6	119	△ 131	551
貸付金および受取債権	11	△ 4	—	10	△ 5	—	△ 0	—	△ 1	11
その他の資産										
トレーディング目的以外の負債証券	0	0	△ 0	8	△ 2	—	△ 0	—	—	6
その他	25	△ 1	△ 1	66	△ 17	—	0	0	△ 0	72
合計	707	△ 7	△ 1	787	△ 855	28	△ 6	119	△ 132	640
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	—	—	—	△ 0	0	—	—	0	—	0
銀行および事業会社の負債証券	—	△ 0	—	2	△ 1	—	—	—	—	1
小計	—	△ 0	—	2	△ 1	—	—	0	—	1
短期借入	1	0	—	16	△ 15	—	0	0	△ 2	0
支払債務および受入預金	1	△ 0	—	△ 0	△ 1	—	—	—	—	△ 0
長期借入	144	△ 50	—	77	△ 183	—	△ 10	2	△ 93	△ 13
合計	146	△ 50	—	95	△ 200	—	△ 10	2	△ 95	△ 12

- (1) 連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含みます。
- (2) 外国為替の変動による影響を含みます。
- (3) ASU第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」（以下「ASU2009-17」）およびASU第2009-16号「金融資産の譲渡の会計」により改訂された編纂書810の適用による影響を含んでおります。
- (4) 「レベル3への/からの移動」、「レベル3への移動」、「レベル3からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。従って金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (5) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含みます。
- (7) 「購入/発行」にはトレーディング負債の増加、「売却/償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層のなかでレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関する平成23年3月期および平成24年3月期の未実現損益を示しております。

(単位：十億円)

	平成23年3月期				
	トレーディング 損益	投資持分証券関 連損益等(1)	プライベート ト・エクイテ ィ投資関連損 益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	△ 7	—	—	△ 1	△ 8
プライベート・エクイティ	—	—	8	—	8
外国国債・地方債・政府系機関債	1	—	—	—	1
銀行および事業会社の負債証券・売買 目的の貸付金	△ 1	—	—	—	△ 1
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	9	—	—	—	9
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	0	—	—	—	0
モーゲージおよびその他のモーゲージ 担保証券	△ 5	—	—	—	△ 5
債務担保証券(CDO)等	△ 0	—	—	—	△ 0
受益証券等	0	—	—	—	0
現物取引合計	△ 3	—	8	△ 1	4
デリバティブ取引(純額)(2)					
エクイティ・デリバティブ	23	—	—	—	23
金利デリバティブ	91	—	—	—	91
信用デリバティブ	△ 28	—	—	—	△ 28
為替取引	△ 1	—	—	—	△ 1
商品デリバティブ	△ 4	—	—	—	△ 4
デリバティブ取引(純額)合計	81	—	—	—	81
小計	78	—	8	△ 1	85
貸付金および受取債権					
その他の資産	△ 0	2	—	—	2
合計	78	2	8	△ 1	87
負債：					
短期借入					
短期借入	0	—	—	—	0
支払債務および受入預金					
支払債務および受入預金	0	—	—	—	0
長期借入					
長期借入	12	—	—	—	12
合計	12	—	—	—	12

(単位：十億円)

平成24年3月期

未実現損益(3)

資産：

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資

エクイティ	△ 2
プライベート・エクイティ	△ 12
日本地方債・政府系機関債	△ 0
外国国債・地方債・政府系機関債	2
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△ 3
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	3
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	△ 0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	1
債務担保証券(CDO)等	△ 1
受益証券等	△ 0
現物取引合計	△ 12

デリバティブ取引(純額) (2)

エクイティ・デリバティブ	△ 6
金利デリバティブ	△ 9
信用デリバティブ	△ 45
為替取引	16
商品デリバティブ	0
デリバティブ取引(純額) 合計	△ 44
小計	△ 56

貸付金および受取債権

△ 3

その他の資産

トレーディング目的以外の負債証券	0
その他	△ 2
合計	△ 61

負債：

短期借入	0
支払債務および受入預金	△ 0
長期借入	△ 63
合計	△ 63

- (1) 連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含みます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含みます。

階層間の移動について

野村では金融商品があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。したがって、下記で述べている金額は、移動が生じた四半期の期首の金融商品の公正価値となります。

レベル1とレベル2間の移動

平成23年3月期および平成24年3月期第3四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2間では重要な金額の移動はありませんでした。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計115十億円の金融資産（デリバティブを除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち113十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引量が活発ではなくなったためであります。また同期間において、合計180十億円の金融負債（デリバティブを除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち171十億円は、トレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引量が活発ではなくなったためであります。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計12十億円の金融資産（デリバティブを除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち7十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引量が活発になったためであります。また同期間において、合計7十億円の金融負債（デリバティブを除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち7十億円はトレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引量が活発になったためであります。

レベル3からの移動

平成23年3月期において、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金が、レベル3から約43十億円移動いたしました。これは特定のマーケット指標が観察可能になったためであります。平成24年3月期第3四半期連結累計期間において、レベル3からの重要な金額の移動はありませんでした。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計25十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち16十億円は、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。また同期間において、合計48十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち48十億円は主に長期借入に含まれている仕組債によるものであり、利回りが観察可能になったためであります。

デリバティブ（純額）のうち合計21十億円がレベル3から移動いたしました。このうち19十億円は金利デリバティブによるものであり、一定のボラティリティおよび相関係数が観察可能となったためであります。

レベル3への移動

平成23年3月期および平成24年3月期第3四半期連結累計期間において、レベル3への重要な金額の移動はありませんでした。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計15十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち9十億円は、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。また同期間において、合計1十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。金融負債において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

デリバティブ（純額）のうち合計34十億円がレベル3へ移動いたしました。このうち14十億円は金利デリバティブが一定のボラティリティおよび相関データが観察不能となったため、また21十億円は信用デリバティブが一定のクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数が観察不能になったためであります。金利デリバティブと信用デリバティブでは、移動が生じた四半期でそれぞれ5十億円と2十億円の損失を認識しております。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、平成23年3月31日および平成24年3月31日現在の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリ一別に記載しております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日			
	公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)
ヘッジファンド	91	0	週次・月次	当日- 95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	2	0	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	64	23	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	8	15	—	—
合計	165	38		

(単位：十億円)

	平成24年3月31日			
	公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)
ヘッジファンド	109	0	月次	当日- 95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	61	12	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	11	15	—	—
合計	185	28		

- (1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。
- (2) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (3) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

これらのファンドには、様々な資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。野村は、ヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスを行っており、こうしたケースではリスクの多くがパス・スルーされています。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて評価されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド:

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドは、第三者への譲渡に制限が設けられております。

プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものがあります。

リアル・エースト・ファンド:

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815および編纂書825で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、連結損益計算書において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

・トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・短期借入および長期借入に計上されている、平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成20年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、平成23年3月期および平成24年3月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
	損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)		
トレーディング資産	△ 4	0
プライベート・エクイティ投資	0	△ 12
貸付金および受取債権	8	△ 6
担保付契約 (3)	6	10
その他の資産 (2)	—	△ 0
合計	10	△ 8
負債：		
短期借入 (4)	△ 7	△ 14
担保付調達 (3)	△ 0	△ 1
長期借入 (4) (5)	△ 37	△ 11
その他の負債 (6)	—	0
合計	△ 44	△ 26

(1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されております。

(2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(3) 公正価値オプションを選択した売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。

(4) 公正価値オプションを選択した仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。

(5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。

(6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は普通株式への出資比率が平成23年3月期45.5%、平成24年3月期47.0%である株式会社足利ホールディングス（以下「足利ホールディングス」）への投資に対して公正価値オプションを適用し、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資、その他の資産—その他に含めております。

日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成23年3月期業績は、収益合計106十億円、費用合計90十億円、当期純利益16十億円となりました。平成23年3月末の総資産および総負債は、それぞれ5,219十億円と4,979十億円となっております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成24年3月期業績は、収益合計101十億円、費用合計84十億円、当期純利益17十億円となりました。平成24年3月末の総資産および総負債は、それぞれ5,354十億円と5,097十億円となっております。

野村は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いたDCF法により計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する平成23年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により9十億円の収益、平成24年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により17十億円の収益となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

平成23年3月期においては、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して重要な差額はありませんでした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を50十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

平成24年3月期においては、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して1十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を13十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、平成23年3月期に19%、平成24年3月期に18%となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバタ

イブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,822	1,184	2,640	370	7,016

(単位：十億円)

	平成24年3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,304	1,319	2,527	448	6,598

- (1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が平成23年3月期に410十億円、平成24年3月期に640十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的で保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。こうした金融商品は、公正価値の階層において一般的にレベル1もしくはレベル2のどちらかに分類されます。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は主に貸付金に計上される一部の貸付金を含み、一方で金融負債は長期借入に計上される一部の長期借入を含みます。公正価値オプションを選択しない貸付金の公正価値は、毎期経常的に公正価値評価される貸付金と同様の手法で推計されております。取引所価格が取得可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。公正価値オプションを選択しない長期借入の公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、またはDCF法により、毎期経常的に公正価値評価される長期借入と同様の手法で推計しております。金融資産と金融負債は、公正価値オプションを選択した場合に適用されるものと同様の手法に基づいて、公正価値階層において一般的にレベル2またはレベル3に分類されております。

次の表は、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日 (1)		平成24年3月31日 (1)					
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値			
					レベル1	レベル2	レベル3	
資産：								
現金および現金同等物	1,620	1,620	1,071	1,071	1,071	—	—	
定期預金	339	339	653	653	—	653	—	
取引所預託金およびその他の顧客分別金	191	191	230	230	—	230	—	
貸付金 (2)	1,268	1,265	1,290	1,286	—	1,031	255	
売戻条件付買入有価証券 (3)	9,559	9,559	7,663	7,663	—	7,663	—	
借入有価証券担保金	5,598	5,598	6,080	6,080	—	6,080	—	
合計	18,575	18,572	16,987	16,983	1,071	15,657	255	
負債：								
短期借入	1,167	1,167	1,186	1,186	—	1,186	0	
受入銀行預金	813	813	905	905	—	905	—	
買戻条件付売却有価証券 (3)	10,814	10,814	9,928	9,928	—	9,928	—	
貸付有価証券担保金	1,710	1,710	1,700	1,700	—	1,700	—	
長期借入	8,403	8,179	8,505	8,242	154	8,084	4	
合計	22,907	22,683	22,224	21,961	154	21,803	4	

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

(3) 公正価値オプションを選択した金額を含み、編纂書210-20に従って取引相手毎に相殺した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

平成23年3月期に非経常的に公正価値評価される資産および負債には重要な金額のものはありませんでした。平成24年3月期には、特定の土地および建物が非経常的に公正価値で評価されております。これら資産の帳簿価格は連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上されており、公正価値評価後の簿価は減損の結果、17十億円となっております。公正価値は内部の鑑定評価に基づいて評価されており、結果としてレベル3に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに野村は、店頭デリバティブについて、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットティング契約」）を交わしております。マスター・ネットティング契約により、倒産時の相殺権が付与され、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、野村が店頭デリバティブを取引する際に生じる未実現損益の額を編纂書210-20に従い取引相手ごとに純額表示すること、および現金担保と相殺表示することが可能となります。

平成23年3月期において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を605十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を456十億円相殺いたしました。平成24年3月期において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,051十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を867十億円相殺いたしました。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債に係る金利の性質を変換し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬に係る株価変動リスクを削減することにあります。こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分が判定されます。有効と判定された損益は当社株主資本の累積的その他の包括利益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益一その他に計上されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における信用リスクに関する金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

平成23年 3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	12,733	△ 11,611	△ 442	680

(単位：十億円)

平成24年 3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	18,881	△ 17,553	△ 797	531

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値により、野村のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	16,229	1,472	16,257	1,511
金利デリバティブ	652,220	11,937	689,543	11,759
信用デリバティブ	37,075	2,066	38,432	2,093
為替取引	52,150	1,315	61,310	1,384
商品デリバティブ	753	97	555	107
合計	758,427	16,887	806,097	16,854
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,531	32	535	4
為替取引	20	0	116	2
合計	1,551	32	651	6
デリバティブ取引合計	759,978	16,919	806,748	16,860

(単位：十億円)

	平成24年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	16,079	1,603	14,497	1,687
金利デリバティブ	636,833	18,843	592,413	18,597
信用デリバティブ	37,067	1,864	41,785	1,952
為替取引	59,296	1,356	62,999	1,407
商品デリバティブ	50	4	45	5
合計	749,325	23,670	711,739	23,648
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,855	78	—	—
為替取引	190	4	97	1
合計	2,045	82	97	1
デリバティブ取引合計	751,370	23,752	711,836	23,649

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益—トレーディング損益に計上されます。

次の表は、連結損益計算書に含まれるトレーディング目的のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
トレーディング目的のデリバティブ取引 (1)(2)		
エクイティ・デリバティブ	206	△ 137
金利デリバティブ	132	42
信用デリバティブ	88	△ 73
為替取引	△ 171	△ 67
商品デリバティブ	△ 10	△ 4
合計	245	△ 239

- (1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。野村は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しており、これにヘッジ会計を適用しております。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の公正価値の変動は、ヘッジ対象の負債の損益と共に連結損益計算書の金融費用に計上されています。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	22	76
合計	22	76
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 22	△ 76
合計	△ 22	△ 76

純投資ヘッジ

平成22年4月より、一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引ならびに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバ

ティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括利益—為替換算調整額(税引後)に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
ヘッジ手段		
為替取引	0	△ 1
長期借入	17	4
合計	17	3

(1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。平成23年3月期および平成24年3月期の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

平成23年3月31日現在、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,779十億円となり、958十億円の担保を差し入れております。平成23年3月31日時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は18十億円です。平成24年3月31日現在、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,867十億円となり、1,143十億円の担保を差し入れております。当社の平成24年3月31日時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は26十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の一つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約になっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産の全てについて一つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっております。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

野村は、野村が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて野村が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた野村への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンター・パーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	平成23年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	56	18,933	2,082	8,416	6,953	1,482	17,020
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	117	12,666	806	4,372	6,275	1,213	10,956
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	19	3,552	247	2,421	696	188	2,143
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	0	212	4	—	208	—	121
合計	192	35,363	3,139	15,209	14,132	2,883	30,240

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	平成24年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	562	20,159	2,902	6,750	8,510	1,997	18,692
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	124	10,738	1,667	2,089	5,807	1,175	9,334
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	223	3,298	1,084	1,201	441	572	2,138
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	△ 1	781	0	—	439	342	651
合計	908	34,976	5,653	10,040	15,197	4,086	30,815

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd.または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	平成23年 3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,200	1,182	5,789	5,722	2,586	1,454	18,933
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	1,228	375	5,592	3,202	577	1,692	12,666
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	22	—	—	0	—	3,530	3,552
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	25	—	29	154	4	—	212
合計	3,475	1,557	11,410	9,078	3,167	6,676	35,363

(単位：十億円)

	平成24年 3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,196	1,749	5,878	5,550	2,974	1,812	20,159
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	140	711	5,358	2,905	1,619	5	10,738
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	20	18	3	111	212	2,934	3,298
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	0	0	137	532	112	—	781
合計	2,356	2,478	11,376	9,098	4,917	4,751	34,976

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

4 プライベート・エクイティ事業：

野村のプライベート・エクイティ投資は、主に日本国内および欧州で行われております。

野村が議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している特定の事業体で、編纂書946の規定に適合する投資会社（以下「投資子会社」）が行うプライベート・エクイティ投資は、公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。それぞれの投資子会社によって適用される投資会社会計は連結財務諸表に引き継がれております。

これらの事業体は、野村の戦略的な事業上の利益のためではなく、投資先企業価値の増加、金利配当収入あるいはその両方のためにプライベート・エクイティ投資を行っております。野村の投資方針に従って、グループ内の非投資会社はその投資が連結または持分法適用となる場合に、非中核事業を行っている事業体に投資を行うことはできません。そのような投資は通常投資子会社のみ認められています。非中核事業は、野村の事業セグメントで行う活動以外の事業と定義されます。

野村の連結子会社の中には、非投資会社であるが、野村の中核事業を行っている事業体に投資を行っているものがあります。これらの投資は、投資先企業価値の増加や金利配当収入あるいはその両方を目的として行われており、公正価値オプションの適用またはその他の米国会計原則の要請により、公正価値で評価されています。

日本国内のプライベート・エクイティ事業

野村は、日本国内において、主に100%子会社であるNPFを通じて、確立したプライベート・エクイティ事業を行っております。

平成12年の設立以来、NPFは21の投資先企業に投資し、平成24年3月31日現在においては、その大部分を売却しており、投資ポートフォリオの公正価値は、平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在、それぞれ77,793百万円、789百万円です。

NPFは編纂書946の規定に適合する投資子会社であり、すべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

野村は、100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社（以下「NFP」）においてもプライベート・エクイティ事業を行っております。NFPは野村の中核事業を行う事業体に投資しているため、編纂書946の適用を受ける投資子会社ではありません。野村は足利ホールディングスの普通株式に対して47.0%投資しており、これらの投資について公正価値オプションを適用しております。

欧州のプライベート・エクイティ事業

欧州において、野村のプライベート・エクイティ投資は主に、以前プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）により行われ、現在はテラ・ファーマにより管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）、テラ・ファーマにより管理されている他のファンドへの投資（以下「その他のテラ・ファーマ・ファンド」）およびその他の投資子会社を通じた投資（以下「その他の投資」）により構成されております。

テラ・ファーマ投資

野村は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適な体制を決定するための見直しを行い、PFGを再編成した結果、平成14年3月27日に、特定の投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）に、有限投資事業組合持分と引換えに拠出いたしました。TFCP Iの無限責任組合員であり、野村から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミテッドは、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplcとともに獲得しました。

平成14年3月27日以降、野村はテラ・ファーマ投資を財務諸表上連結することを停止し、編纂書946に従い、これらの投資を公正価値により評価しております。

テラ・ファーマ投資は投資子会社によって保有されており、したがって野村はこれらの投資を公正価値で評価し、その変動を連結損益計算書に認識しております。

平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在で、テラ・ファーマ投資の公正価値は、それぞれ100,395百万円、102,649百万円です。

その他のテラ・ファーマ・ファンド

テラ・ファーマ投資に加え野村は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP II」）に213十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP III」）に568十億円の2%の拠出をすることになっております。

野村のTFCP IIに対する投資コミットメントは当初21,295百万円であり、再投資による調整を行った結果、4,064百万円に減額されております。このうち平成24年3月期末における実行済残高は、3,914百万円となっております。

また野村のTFCP IIIに対する10,750百万円の投資コミットメントに対して、平成24年3月期末における実行済残高は、8,347百万円となっております。

TFCP IIおよびTFCP IIIへの投資は公正価値で評価され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されております。

その他の投資

野村はまた、欧州において100%子会社および第三者持分のある他の連結事業体を通じてプライベート・エクイティ投資を行っております。これらの事業体のいくつかは投資子会社であり、それらのすべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

5 投資会社会計：

NPFを含む特定の事業体は、投資子会社であり、それらのすべての投資を公正価値で評価し、その変動を損益に認識しております。

投資会社会計が連結財務諸表に引き継がれている野村のすべての投資子会社により保有されている投資の公正価値および取得価額の合計は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
期末取得価額 (1)	148,358	31,691
未実現利益 (総額)	104,807	110,600
未実現損失 (総額)	△ 44,411	△ 9,971
期末公正価値	208,754	132,320

(1) 取得価額は各投資の取得原価（買付価額）に追加投資による調整を反映したものです。

以下の表は投資子会社により保有されている投資の前期および当期の実績を要約したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
期首公正価値	267,168	208,754
投資先の買付 (売却△) (1)	△ 70,292	△ 109,724
実現損益 (2)	10,070	35,931
未実現損益変動額 (3)	1,808	△ 2,641
期末公正価値	208,754	132,320

(1) 当期の新たな投資先の取得価額および追加出資または投資先の売却価額です。

(2) 実現損益は投資の売却価額と調整後取得原価の差額として計算されております。

(3) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

6 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において野村は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびにエクイティを含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合野村は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	28,262	32,075
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	22,576	23,895

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	29,935	47,966
政府および政府系機関債	977,291	1,333,482
銀行および事業会社の負債証券	93,250	139,863
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	54,725	40,183
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	1,572,177	1,527,946
債務担保証券（CDO）等（1）	64,247	82,298
受益証券等	9,652	—
合計	2,801,277	3,171,738
トレーディング目的以外の負債証券	86,234	54,969
関連会社に対する投資および貸付金	36,639	33,921

(1) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
貸付金および受取債権	27,635	55,236
トレーディング資産	2,010,605	1,515,079
建物、土地、器具备品および設備	20,815	116,530
トレーディング目的以外の負債証券	278,261	337,681
その他	—	260,683
	2,337,316	2,285,209

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記13 借入」の記述をご参照ください。

7 トレーディング目的以外の有価証券：

平成24年3月31日現在における、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の有価証券の原価または償却原価、公正価値、未実現利益および損失は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			公正価値
	原価または 償却原価	未実現損益		
		未実現利益	未実現損失	
政府債・地方債および政府系機関債	150,203	445	164	150,484
その他負債証券	37,356	115	182	37,289
持分証券	53,358	3,194	2,069	54,483
合計	240,917	3,754	2,415	242,256

平成24年3月期においてトレーディング目的以外の有価証券を317,806百万円売却しており、実現利益は6,331百万円、実現損失は1,282百万円であり、連結損益計算書の収益—その他に計上されております。売却に係る収入額は322,855百万円であります。なお、実現損益は移動平均法を用いて計算されております。

下記の表は、平成24年3月31日現在におけるトレーディング目的以外の負債証券の公正価値を満期年限別に表しております。実際の満期は、一部の負債証券が早期償還条項を有するため、契約上の満期と異なることがあります。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日				
	合計	満期年限			
		1年以内	1～5年	5～10年	10年超
トレーディング目的以外の負債証券	187,773	16,241	37,200	90,423	43,909

下記の表は、平成24年3月31日現在で未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券について、その未実現損失の状況が継続している期間別に公正価値および未実現損失の金額を表しております。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	
	12ヵ月未満	
	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系機関債	14,954	164
その他負債証券	5,920	182
持分証券	21,049	2,069
合計	41,923	2,415

平成24年3月31日現在において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおよそ70銘柄であります。

平成24年3月期では、信用リスクの低下による一時的にはとどまらない価値の下落のため、一部のトレーディング目的以外の有価証券に対して1,078百万円の減損を認識しており、これは連結損益計算書の収益—その他に含まれております。その他の有価証券の未実現損失については、公正価値が償却原価を回復するまでに野村に売却の意図がなく、かつ売却を余儀なくされる可能性が低いと見做すため、価値の下落は一時的と見ております。

8 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、早期償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が平成23年3月期および平成24年3月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは481十億円、349十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益はそれぞれ0.2百万円、0.0百万円となっております。さらに平成23年3月期および平成24年3月期において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は2,271十億円、1,336十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは1,472十億円、723十億円となっております。平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ3,141十億円、3,782十億円となっております。また、平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ199十億円、165十億円の持分を当初から継続的に保有しております。平成23年3月期および平成24年3月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ26十億円、14十億円となっております。野村は平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ合計28十億円、27十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

平成23年 3月31日						
レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外	
国債・地方債、および政府系機関債	—	197	—	197	194	3
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	—	2	2	2	—
合計	—	197	2	199	196	3

(単位：十億円)

平成24年 3月31日						
レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外	
国債・地方債、および政府系機関債	—	163	—	163	161	2
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	—	2	2	2	—
合計	—	163	2	165	163	2

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

	重要な継続して保有している持分 (1)	
	平成23年 3月31日	平成24年 3月31日
継続して保有している持分の公正価値 (1)	192	157
加重平均残存期間 (年数)	6.3	7.0
期限前償還率	7.1%	8.1%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 0.5	△ 1.3
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 1.0	△ 2.4
割引率	4.7%	3.3%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 4.3	△ 3.7
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 7.4	△ 7.1

(1) 平成23年3月31日現在において、継続して保有している持分199十億円のうち、重要な継続して保有している持分192十億円のみ感応度分析を行っております。平成24年3月31日現在において、継続して保有している持分165十億円のうち、重要な継続して保有している持分157十億円のみ感応度分析を行っております。野村は譲渡資産の性質上、上記継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、野村のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	89	116
債券関連商品	110	84
モーゲージ関連商品	35	27
長期貸付金	22	21
合計	256	248
負債		
長期借入	230	223

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケットメーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。野村は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。野村はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドなど、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。平成22年4月1日にASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により、航空機のリース事業に投資する特定目的事業体や、その他のビジネスに関連する特別目的事業体なども連結対象となっております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	(単位：十億円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	92	52
トレーディング資産		
株式関連商品	785	730
債券関連商品	239	180
モーゲージ関連商品	67	84
受益証券等	8	0
デリバティブ取引	10	4
プライベート・エクイティ投資	1	1
売戻条件付買入有価証券	6	7
建物、土地、器具備品および設備 (1)	42	140 (3)
その他 (2)	84	408 (3)
合計	1,334	1,606
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	6	4
デリバティブ取引	32	38
買戻条件付売却有価証券	2	0
借入		
短期借入	2	—
長期借入	1,030	992
その他	5	35
合計	1,077	1,069

- (1) ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により連結された特別目的事業体の資産である、航空機を平成23年3月31日現在30十億円、平成24年3月31日現在14十億円それぞれ含んでおります。これらの特別目的事業体のいくつかは、主に航空機リース取引を行っております。
- (2) 上記(1)と同様、航空機購入予約金を平成23年3月31日現在15十億円、平成24年3月31日現在17十億円それぞれ含んでおります。また、当該予約金に関連した航空機購入コミットメント契約の詳細は「注記22 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。
- (3) 平成24年3月31日現在には、今期新たに連結された子会社に関連する特別目的事業体の不動産および販売用不動産等を含みます。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、およびデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、野村は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

	平成23年3月31日			平成24年3月31日		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	80	—	80	58	—	58
債券関連商品	164	—	164	133	—	133
モーゲージ関連商品	2,070	—	2,070	2,137	—	2,137
受益証券等	80	—	80	96	—	96
デリバティブ取引	1	8	17	0	9	27
プライベート・エクイティ投資	24	—	24	25	—	25
貸付金						
短期貸付金	3	—	3	2	—	2
長期貸付金	31	—	31	29	—	29
その他	4	—	4	5	—	5
貸出コミットメント、その他債務 保証	—	—	17	—	—	19
合計	2,457	8	2,490	2,485	9	2,531

9 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に売戻条件付買入有価証券取引や有価証券貸借取引等の担保付契約および貸付契約により融資を行っております。これらの金融債権は、野村の連結貸借対照表上資産として認識されており、要求払いもしくは将来の確定日または特定できる決済日に、資金を受け取る契約上の権利をもたらすものであります。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券として開示される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金として開示される有価証券貸借取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または借入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、必要な場合、追加担保の徴求ないしは返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は概ね、買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。担保請求が厳密に行われていることから、これらの取引については、通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、当社の銀行子会社において実行された有担保ないしは無担保の貸付金です。不動産または有価証券等により担保されている貸付金については、野村は担保価値が下落するリスクを負うこととなります。投資銀行業務の一環として提供している無担保貸付金については、通常、相手先の信用力が高いことがほとんどですが、場合によっては相手先の債務不履行リスクを負うこととなります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うこととなります。

有担保短期顧客貸付金は、野村の証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始に当たっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、担保価値を確保するため適宜委託保証金の追加差入れを徴求することができるため、野村が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日決済および日計り）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、野村が負うリスクは軽微と考えております。

企業向貸付金は、主に事業会社に対する貸付金です。企業向貸付金は、主に不動産または有価証券で担保されている有担保貸付金と投資銀行業務の一環として提供している無担保貸付金があります。これらの貸付金については、野村は上述の銀行業務貸付金と同様のリスクを負うこととなります。

上記の貸付金に加え、野村は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、野村は相手先による債務不履行のリスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
貸付金		
銀行業務貸付金	320,296	285,516
有担保短期顧客貸付金	206,910	165,246
インターバンク短期金融市場貸付金	8,281	95,461
企業向貸付金	735,797	747,149
合計	1,271,284	1,293,372
内訳：		
公正価値で計上されている貸付金(1)	554,180	458,352
償却原価で計上されている貸付金	717,104	835,020
関連会社に対する貸付金	12,766	10,649

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金であります。

平成23年3月期および平成24年3月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

貸倒引当金

当社は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生のある可能性がある損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は、下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できないと見込まれた場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての当社の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておられません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの総額を実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値への調整として測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の貸倒実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金の一部または全額の償却をしております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

期中の貸倒引当金に関する情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成23年3月期							貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	貸付金に対する引当金								
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計			
期首残高	783	25	5	3,576	—	4,389	1,036	5,425	
繰入	△ 253	13	△ 5	△ 599	11	△ 833	143	△ 690	
貸倒償却	△ 32	—	—	—	—	△ 32	△ 59	△ 91	
その他(1)	△ 159	△ 1	—	445	—	285	△ 69	216	
期末残高	339	37	—	3,422	11	3,809	1,051	4,860	

(単位：百万円)

	平成24年3月期							貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	貸付金に対する引当金								
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計			
期首残高	339	37	—	3,422	11	3,809	1,051	4,860	
繰入	213	△ 11	—	△ 592	40	△ 350	20	△ 330	
貸倒償却	—	△ 2	—	—	—	△ 2	△ 1	△ 3	
その他(1)	—	△ 0	—	△ 72	—	△ 72	433	361	
期末残高	552	24	—	2,758	51	3,385	1,503	4,888	

(1) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、引当方法別の貸倒引当金残高および貸付金残高を貸付金の種類別に表示してあります。

(単位：百万円)

		平成23年3月31日					
		銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：							
個別引当		7	—	—	3,272	—	3,279
一般引当		332	37	—	150	11	530
合計		339	37	—	3,422	11	3,809
貸付金残高：							
個別引当		7	—	8,281	228,776	483	237,547
一般引当		257,270	206,910	—	15,860	12,283	492,323
合計		257,277	206,910	8,281	244,636	12,766	729,870

(単位：百万円)

		平成24年3月31日					
		銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：							
個別引当		14	10	—	2,680	—	2,704
一般引当		538	14	—	78	51	681
合計		552	24	—	2,758	51	3,385
貸付金残高：							
個別引当		212	58,636	95,461	329,312	394	484,015
一般引当		235,195	106,610	—	9,594	10,255	361,654
合計		235,407	165,246	95,461	338,906	10,649	845,669

利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、野村所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息の計上を中止した場合、既に計上されている未収利息については、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則延滞されている元利金が全額返済された時点など、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合になされます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元本および利息を合理的な期間内に全額回収できると判断できる相当の理由がある場合、もしくは債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

平成23年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金や90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。平成24年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金は40,565百万円であり、主に無担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

貸付金の減損が認識され利息の計上中止された時点から、その後の利息収益の認識は現金主義によっておりません。

貸付金の減損および不良債権のリストラクチャリング

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を減損することがあり、また、これらについて債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。不良債権のリストラクチャリング (Troubled Debt Restructuring (以下「TDR」))とは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

TDRに該当する貸付金は、通常すでに減損が認識され、貸倒引当金が計上されております。他の貸付金と合算して減損判定を行う場合などで減損が認識されていない貸付金が、TDRに該当する貸付金となった場合は、速やかに減損貸付金として認識されます。資産による貸付金の全額もしくは一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に対する減損金額は、他の減損貸付金と同様の方法で測定されます。TDRに際し、貸付金の全額もしくは一部として弁済された資産は公正価値で認識されます。

平成23年3月31日現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金はそれぞれ41,630百万円、43,715百万円および3,279百万円であり、主に無担保企業向貸付金であります。平成24年3月31日現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金はそれぞれ35,721百万円、38,103百万円および2,693百万円であり、主に無担保企業向貸付金であります。

平成24年3月期において、TDRに該当する貸付金の残高は重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下あるいは破綻等によって貸付債権の価値が下落もしくは履行されないといった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。なお、有担保取引のうち、野村が受け入れた担保価値の管理を厳密に行うことで損失の発生を防止する措置を講じているものについては、内部格付の対象とはしていません。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付もしくはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

平成23年3月31日					
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	111,841	17,449	—	25,344	154,634
無担保銀行業務貸付金	102,636	—	7	—	102,643
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	206,910	206,910
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	8,281	—	—	—	8,281
有担保企業向貸付金	30,567	5,170	2,000	122,750	160,487
無担保企業向貸付金	30,309	52,445	1,395	—	84,149
関連会社に対する貸付金	12,283	—	—	483	12,766
合計	295,917	75,064	3,402	355,487	729,870

(単位：百万円)

平成24年3月31日					
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	92,207	29,169	—	33,511	154,887
無担保銀行業務貸付金	80,507	—	13	—	80,520
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	165,246	165,246
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	1,461	—	—	—	1,461
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	94,000	—	—	—	94,000
有担保企業向貸付金	131,767	93,331	4,232	70,657	299,987
無担保企業向貸付金	1,339	37,580	—	—	38,919
関連会社に対する貸付金	10,255	—	—	394	10,649
合計	411,536	160,080	4,245	269,808	845,669

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回社内格付の見直しを行っております。また、リスクが高いもしくは問題がある債務者についてはより頻繁に社内格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに社内格付の見直しを行うこととしております。

10 リース：

貸主側

野村は、オペレーティング・リースにより、日本国内におけるオフィスビル等の不動産および国内外で航空機の賃貸を行っております。賃貸に係る資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

これらの賃借料の一部は、関連会社である株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）から支払われております。なお、「注記21 関連会社およびその他の持分法投資先」に記載されている事項をご参照ください。

NRIに対する期末受入保証金残高および受取リース料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
受入保証金	—	11,738
受取リース料	—	3,848

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸されている資産を種類別に表示しております。

	(単位：百万円)		
	平成24年3月31日		
	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額 (純額)
不動産(1)	984,087	△ 11,174	972,913
航空機	15,363	△ 1,684	13,679
合計	999,450	△ 12,858	986,592

(1) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

野村は、オペレーティング・リースに係る資産の受取リース料として平成23年3月期および平成24年3月期にそれぞれ2,747百万円、66,180百万円を計上しており、これらは、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。

平成24年3月31日現在における解約不能オペレーティング・リースに係る将来最低受取リース料の金額を受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	受取年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低受取リース料	146,108	24,607	23,197	21,458	17,713	12,876	46,257

借主側

野村は、日本国内においてオフィスおよび特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また野村は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。転貸収入を控除した支払リース料は、平成23年3月期が48,957百万円、平成24年3月期が43,536百万円となっております。支払リース料には平成23年5月に野村の連結子会社となりました野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）に対して支払ったものも含まれております。

野村土地建物に対する期末差入保証金残高および支払リース料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
差入保証金	4,229	—
支払リース料(1)	4,358	622

(1) 平成24年3月期の支払リース料は、野村土地建物との間において企業結合が行われるまでの期間のものを記載しております。

平成21年8月、当社の子会社であるノムラ・プロパティーズ PLC（以下「NPP」）は525,000㎡の開発用地（所在地：英国ロンドン市 1 Angel Lane）の借入者として期間20年のリース契約を結びました。建物建設工事は平成22年12月に完了し、当該建物は現在野村の欧州主要拠点として使用されております。NPPは建物の建設に一定の関与をしており、編纂書840に従い、会計上は建設工事の所有者とみなされ、リース契約開始時の平成21年度から野村の連結貸借対照表上建物を認識しております。NPPが当該物件に対し継続的に関与していることにより、工事完了後も引き続き、野村の連結貸借対照表上建物を認識し、キャピタル・リースの処理と同様に、耐用年数にわたり減価償却しております。

次の表は、平成24年3月31日現在におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成24年3月31日
最低支払リース料	52,855
控除：利息相当額	△ 28,896
最低支払リース料純額の現在価値	23,959

平成24年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	52,855	616	456	408	2,809	3,290	45,276

キャピタル・リース資産は、平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在にそれぞれ24,855百万円、27,902百万円が連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成24年3月31日現在における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成24年3月31日
最低支払リース料	169,038
控除：転貸収入	△ 9,948
最低支払リース料純額	159,090

平成24年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	169,038	21,129	19,154	16,667	14,309	10,780	86,999

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

1 1 企業結合：

当社は、野村の経営体制を整備し、組織再編にかかる意思決定の機動性を一層高めることを目的として、平成23年5月13日に、野村の関連会社であった野村土地建物と平成23年7月1日を効力発生日として株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結致しました。本株式交換契約の効力発生日に先立ち、当社は平成23年5月24日に野村土地建物の発行済普通株式の39.0%を追加取得（以下「本株式取得」）しており、その結果、野村土地建物は第1四半期連結累計期間において野村の連結子会社となっております。野村が本株式取得のために支出した金額は、37,620百万円であります。野村は、野村土地建物の純資産の公正価値と取得原価の差額44,963百万円を負ののれんの一括償却として利益計上しております。当該利益は連結損益計算書上、収益—その他に含まれております。

野村は本株式取得以前から野村土地建物に対して38.5%の持分を保有していたため、本株式取得は野村の連結財務諸表において、段階的に達成された企業結合として認識されております。そのため、野村は野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社に対する従前の持分について公正価値への再評価を行い、16,555百万円の損失を、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。公正価値への再評価は、第三者評価機関の算定結果を参考に野村土地建物の財務および資産の状況等を総合的に勘案した結果算定された本株式取得の当社取得価額等を基礎に行われ、本株式取得日現在、従前の持分は38,379百万円と評価されております。また、野村の関連会社につきましても、従前の野村土地建物持分等について公正価値への再評価を行っております。野村の関連会社における野村土地建物持分等の再評価に伴う野村への影響額は4,109百万円の損失であり、連結損益計算書上、収益—その他に含まれております。

野村土地建物の取得に関連して付随的に発生した費用には、重要なものではありません。

野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる損益は、平成23年5月より連結損益計算書に含まれております。平成24年3月期の連結損益計算書において、野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる収益が488,536百万円含まれており、このうち不動産販売収入は251,377百万円であります。不動産販売原価は226,450百万円であり、当該事業を含む野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる利益は5,107百万円含まれております。なお、野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる損益は、主に収益—その他および金融費用以外の費用—その他に含まれております。

取得日現在に認識している取得資産および負債は以下のとおりであります。

	(単位: 百万円)
資産:	
現金・預金	78,634
貸付金 (1)	54,023
顧客以外に対する受取債権	12,865
建物、土地、器具備品および設備	715,683
無形資産 (2)	60,048
上記以外の資産 (3)	1,290,121
資産合計	2,211,374
負債:	
短期借入	82,800
長期借入	952,932
上記以外の負債	748,889
負債合計	1,784,621
当社株主に帰属する資本合計	120,962
野村土地建物の非支配持分 (4)	22,397
野村土地建物株主以外に帰属する非支配持分合計 (5)	283,394
取得価額および従前の持分の公正価値	75,999
のれん計上額	△ 44,963

- (1) 契約上の債権総額は54,131百万円であり、回収不能見積額として108百万円を認識し、差額を公正価値としております。
- (2) 顧客との契約に関わる無形資産および賃貸借契約に関わる無形資産を含む償却無形資産が含まれており、加重平均残存期間9年、残存価額ゼロとして償却されております。
- (3) 販売用不動産等が含まれております。
- (4) 本株式取得の当社取得価額を基に算定されています。
- (5) 市場株価または取得時の純資産の時価により算定されています。

以下のプロ・フォーマ情報（監査対象外）では、本株式取得が平成22年4月1日に行われたと仮定しております。

	(単位: 百万円) (1株当たり情報 単位: 円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
収益合計	2,011,241	1,892,851
当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	58,533	△ 13,951
基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	16.13	△ 3.83
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	16.06	△ 3.83

野村は、本株式交換契約に基づき、平成23年7月1日に野村土地建物の普通株式1株に対して、当社の普通株式118株を割当交付しており、野村土地建物を完全子会社としております。その際、当社は103,429,360株の普通株式を発行しました。また、本株式交換によって当社が取得した野村土地建物の普通株式には、野村の連結子会社である野村アセットマネジメント株式会社が保有していた持分が含まれており、当該持分の取得は共通支配下での取引として会計処理されております。

1 2 その他の資産—その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産—その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産—その他:		
受入担保有価証券	43,624	92,743
のれんおよびその他の無形資産	116,834	160,227
繰延税金資産	241,911	201,244
営業目的以外の投資持分証券 (1)	11,915	113,006
その他	154,209	907,903 (2)
合 計	568,493	1,475,123
連結貸借対照表上のその他の負債:		
受入担保有価証券返還義務	43,624	92,743
未払法人所得税	10,123	16,169
その他の未払費用	404,048	378,957
その他	94,521	678,032 (3)
合 計	552,316	1,165,901

- (1) その他の資産—その他には、トレーディングおよび営業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、平成23年3月期にはそれぞれ6,496百万円および5,419百万円、平成24年3月期にはそれぞれ58,460百万円および54,546百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。
- (2) 販売用不動産が含まれており、取得原価か公正価値のいずれか低い価額で計上されております。
- (3) 保険子会社の引き受けた保険契約のうち、投資契約に該当するものにかかる負債が平成24年3月31日現在、292,120百万円含まれており、その見積公正価値は294,242百万円となります。見積公正価値は、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しており、一般的にレベル3に分類されます。

のれんとは、企業結合に伴い、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんに対して償却は行われず、各事業年度の第4四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

連結貸借対照表上のその他の資産—その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
期首残高	79,818	70,223
企業結合・企業取得による増加	—	4,898 (3)
その他 (1)	△ 9,595	△ 1,087
期末残高 (2)	70,223	74,034

- (1) 為替換算に関連する金額が含まれており、平成23年3月31日現在△7,276百万円、平成24年3月31日現在△1,083百万円であります。
- (2) ホールセール部門に帰属するものは、平成23年3月31日現在69,800百万円、平成24年3月31日現在68,718百万円であります。
- (3) ジーイー・キャピタル・ファイナンス・チャイナ（ノムラ・バンク・インターナショナルの連結子会社）に関連するものであります。

減損判定

のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下のレベルで、2段階で行われます。第一段階として、のれんに関連するレポート・ユニットの公正価値とのれんを含むそのレポート・ユニットの帳簿価額とを比較します。もし公正価値が帳簿価額に満たない場合には、第二段階のテストを行います。第二段階は、レポート・ユニットを企業結合により取得したかのように、レポート・ユニットの公正価値および純資産の公正価値を比較し、のれんの公正価値を算定します。のれんの帳簿価額がその公正価値を上回る場合、減損損失を認識します。

公正価値を見積もる手法としてインカム・アプローチを採用しています。各レポート・ユニットの評価に使用される仮定には、将来キャッシュ・フローおよびそのキャッシュ・フローを現在価値に割り引く株主資本コストの見積もりが含まれます。また、各レポート・ユニットの評価は経済情勢に依存しており、これらの仮定および経済情勢の悪化はレポート・ユニットの見積公正価値および関連するのれんの公正価値の低下につながる可能性があります。その結果、関連するのれんの一部が減損損失として将来の損益に計上される可能性があります。

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在の償却無形資産の内訳は以下のとおりです。

	平成23年3月31日			平成24年3月31日		
	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)
顧客関連無形資産	55,406	△ 17,405	38,001	88,733	△ 34,947	53,786
賃貸借契約に関わる無形資産	—	—	—	16,500	△ 1,445	15,055
その他	617	△ 238	379	1,126	△ 383	743
合計	56,023	△ 17,643	38,380	106,359	△ 36,775	69,584

平成23年3月期および平成24年3月期の償却無形資産の償却額はそれぞれ5,031百万円、19,129百万円です。また翌連結会計年度以降5年間の見積償却額は以下のとおりです。

	連結会計年度				
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
見積償却額	9,636	8,300	8,268	7,731	7,314

のれんを除く非償却無形資産の金額は、平成23年3月31日現在8,231百万円、平成24年3月31日現在16,609百万円です。

13 借入：

野村の平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	379,500	315,579
銀行借入金	563,748	743,119
その他	223,829	126,915
計	1,167,077	1,185,613
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金(2)	2,559,325	3,494,323
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	1,365,805	1,124,504
日本円建以外	748,626	860,975
変動金利債務：		
日本円建	897,147	788,224
日本円建以外	364,796	117,121
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,251,330	1,241,950
日本円建以外	985,723	654,775
	5,613,427	4,787,549
小計	8,172,752	8,281,872
譲渡取消による担保付借入	230,165	222,968
計	8,402,917	8,504,840

(1) 担保付借入（平成23年3月31日現在44,159百万円、平成24年3月31日現在8,647百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（平成23年3月31日現在6,093百万円、平成24年3月31日現在224,543百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（平成23年3月31日現在1,000,856百万円、平成24年3月31日現在757,018百万円）を含んでおります。

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
当社の借入債務残高	3,205,519	3,178,278
子会社の借入債務残高（当社が保証するもの）	2,270,308	2,076,721
子会社の借入債務残高（当社が保証しないもの）（1）	2,927,090	3,249,841
計	8,402,917	8,504,840

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

平成23年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成23年～平成47年、利率の範囲は0.00%～10.01%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は平成23年～平成50年、利率の範囲は0.10%～8.30%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成23年～平成54年、利率の範囲は0.00%～32.50%となっております。

平成24年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成24年～平成54年、利率の範囲は0.10%～10.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は平成24年～平成51年、利率の範囲は0.00%～8.54%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成24年～平成54年、利率の範囲は0.00%～32.50%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

野村は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、野村の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
短期借入	0.63%	0.43%
長期借入	1.48%	1.34%
固定金利債務	2.30%	2.04%
変動金利債務	0.99%	0.90%
インデックス/エクイティ・リンク債務	1.20%	1.22%

長期借入の満期年限別金額

平成24年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成25年3月期	1,112,828
平成26年3月期	884,259
平成27年3月期	1,579,413
平成28年3月期	936,386
平成29年3月期	686,855
平成30年3月期以降	3,082,131
小計	8,281,872
譲渡取消による担保付借入	222,968
合計	8,504,840

借入ファシリティ

野村の未使用借入枠は、平成23年3月31日現在124,380百万円、平成24年3月31日現在138,301百万円であります。なお、この未使用借入枠については現状の借入金と比較して条件は大きく異なりません。

劣後借入

劣後借入は、平成23年3月31日現在1,059,261百万円、平成24年3月31日現在637,487百万円であります。

1.4 1株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は当社株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益と同様に求められます。加えて、当社株主に帰属する当期純利益について連結子会社および関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	(1株当たり情報 単位：円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
基本一		
当社株主に帰属する当期純利益	28,661	11,583
加重平均株式数	3,627,798,587	3,643,481,439
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	7.90	3.18
希薄化後一		
当社株主に帰属する当期純利益	28,642	11,561
加重平均株式数	3,642,689,381	3,680,124,235
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	7.86	3.14

平成23年3月期および平成24年3月期の当社株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

平成23年3月期および平成24年3月期の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在で、それぞれ59,670,700株および24,840,700株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除いております。

当社は、平成22年8月9日から平成22年8月31日の期間にわたり普通株式75,000,000株、株式の取得価額の総額37,362百万円の自己株式の取得を実施いたしました。

平成23年7月1日、当社は野村土地建物の完全子会社化に伴い、103,429,360株の普通株式を発行しております。詳細は、「注記11 企業結合」をご参照ください。

1.5 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

当社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。平成20年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プランを採用いたしました。キャッシュ・バランス・プランにおきましては、参加者はおの口の口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて毎年計算された金額が、その口座に加算されます。この制度変更により、国内会社の給付債務が減少いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在で、前払年金費用をそれぞれ5,787百万円、5,838百万円計上しております。

期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお野村は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
勤務費用	9,328	9,016
利息費用	4,480	4,649
年金資産の期待収益	△ 3,182	△ 3,262
年金数理上の損失の償却	3,088	3,687
過去勤務債務の償却	△ 1,148	△ 1,479
期間退職・年金費用（純額）	12,566	12,611

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期 および 平成23年3月31日	平成24年3月期 および 平成24年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	215,761	213,653
勤務費用	9,328	9,016
利息費用	4,480	4,649
年金数理上の損益	△ 647	9,415
支払給付	△ 15,406	△ 14,785
取得等 (1)	137	20,542
予測給付債務期末残高	213,653	242,490
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	122,632	120,727
年金資産運用収益	1,865	6,696
事業主拠出	4,407	32,291
支払給付	△ 8,177	△ 8,114
取得 (1)	—	8,052
年金資産の公正価値期末残高	120,727	159,652
制度の財政状況	△ 92,926	△ 82,838
連結貸借対照表で認識された金額	△ 92,926	△ 82,838

(1) 主に企業結合により増加しております。

国内会社の制度における累積給付債務は、平成23年3月31日現在211,425百万円および平成24年3月31日現在238,614百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	213,653	242,490
累積給付債務	211,425	238,614
年金資産の公正価値	120,727	159,652
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	213,653	242,490
累積給付債務	211,425	238,614
年金資産の公正価値	120,727	159,652

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成24年3月期
未認識年金数理上の損失	70,196
未認識過去勤務債務	△ 9,582
合計	60,614

平成25年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成25年3月期
未認識年金数理上の損失	3,295
未認識過去勤務債務	△ 1,544
合計	1,751

見積もり

次の表は、期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
割引率	2.1%	1.8%
昇給率	2.5%	2.8%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成23年3月期	平成24年3月期
割引率	2.1%	1.8%
昇給率	2.5%	2.8%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、野村は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

野村は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

野村は、年金給付等の支払を将来にわたり確実に実行できるよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

野村の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）23%、負債証券50%、生保一般勘定15%、その他12%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるデータの3つのレベルの区分については、「注記2 金融商品の公正価値」に記載しております。

次の表は国内制度の年金資産の公正価値について、平成23年3月31日および平成24年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

国内会社の制度

年金資産：

(単位：百万円)

	平成23年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	23,121	—	—	23,121
プライベート・エクイティ	—	—	838	838
日本国債	47,099	—	—	47,099
日本地方債・政府系機関債	—	—	—	—
外国国債	—	—	—	—
銀行および事業会社の負債証券	—	—	—	—
受益証券等 (1)	—	18,290	8,807	27,097
生保一般勘定	—	19,344	—	19,344
その他	—	3,228	—	3,228
合計	70,220	40,862	9,645	120,727

年金資産：

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	27,230	—	—	27,230
プライベート・エクイティ	—	—	9,802	9,802
日本国債	59,867	—	—	59,867
日本地方債・政府系機関債	—	219	—	219
外国国債	757	—	—	757
銀行および事業会社の負債証券	—	4,011	—	4,011
受益証券等 (1)	—	13,983	12,434	26,417
生保一般勘定	—	23,501	—	23,501
その他	—	7,848	—	7,848
合計	87,854	49,562	22,236	159,652

(1)主に、ヘッジファンドおよび不動産ファンドが含まれております。

海外制度における年金資産の平成23年3月31日現在の公正価値は、レベル1が3,055百万円、レベル2が18,584百万円、レベル3が1,692百万円、平成24年3月31日現在の公正価値は、レベル1が32百万円、レベル2が20,848百万円、レベル3が6,083百万円であります。

レベル1に該当する資産は、主に株式や国債で、測定日において取引可能な活発な市場における同一の資産に対する未調整の取引価格で評価しております。レベル2に該当する資産は、主に受益証券、社債および生保一般勘定であります。受益証券は、運用機関により計算された純資産価値により評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。

次の表は、レベル3に該当する年金資産の平成23年3月期および平成24年3月期の損益と推移を示しております。

国内会社の制度

(単位：百万円)

	平成23年3月期				
	平成23年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成23年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	892	5	△ 59	—	838
受益証券等	9,371	△ 376	△ 188	—	8,807
合計	10,263	△ 371	△ 247	—	9,645

(単位：百万円)

	平成24年3月期				
	平成24年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成24年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	838	974	7,990	—	9,802
受益証券等	8,807	△ 353	3,980	—	12,434
合計	9,645	621	11,970	—	22,236

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは不動産ファンドおよび年金保険投資であり、平成23年3月31日現在の残高は1,692百万円、平成24年3月31日現在の残高は6,083百万円であります。平成24年3月期において、レベル3に該当する資産を4,416百万円購入しております。平成23年3月期および平成24年3月期における当該資産に係る実現および未実現損益、上記以外の購入・売却、レベル1、2からレベル3間の移動で重要なものはありません。

キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、平成25年3月期において32,076百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
平成25年3月期	9,504
平成26年3月期	9,265
平成27年3月期	9,999
平成28年3月期	10,671
平成29年3月期	10,634
平成30年3月期～平成34年3月期	56,148

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、当社、野村証券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成23年3月期が3,233百万円、平成24年3月期が3,741百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成23年3月期が6,903百万円、平成24年3月期が7,882百万円であります。

医療給付制度

当社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また当社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、当社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、平成23年3月期が6,760百万円、平成24年3月期が7,614百万円であります。

16 繰延報酬制度：

野村は役員もしくは従業員に対し、株式報酬を付与しております。これらの株式報酬の一部は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保するため、株価と連動しております。

株式報酬制度は、ストック・オプションAプラン、Bプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランがあります。ストック・オプションAプランは実質的にストック・オプションですが、ストック・オプションBプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは、リストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）に類似する報酬制度です。また、その他の報酬制度として、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動するファントム・インデックスプランがあります。

ストック・オプションAプラン

当社は、実質的にストック・オプションといえる普通株式の新株予約権を発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における当社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日のストック・オプションの公正価値は、ブラック=ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。

- ・予想ボラティリティは、当社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。
- ・予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。
- ・付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。
- ・安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。

平成23年3月期および平成24年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均は、付与日時点でそれぞれ1株当たり127円および48円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成23年3月期	平成24年3月期
予想ボラティリティ	40.51%	41.78%
予想配当利回り	1.73%	3.31%
予想残存期間	6年	6年
安全利子率	0.76%	0.63%

次の表は、平成24年3月期におけるストック・オプションAプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成23年3月31日	13,817,800	1,176	3.9
付与	2,858,000	302	
行使	—	—	
買戻	—	—	
失効	△ 97,500	1,183	
行使期限満了	△ 1,224,000	1,290	
平成24年3月31日	15,354,300	988	3.9
うち、行使可能なストック・オプション	9,662,300	1,339	10.6

平成23年3月期および平成24年3月期は行使が行われず、また、平成24年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ182百万円および0円でした。

平成24年3月期におけるストック・オプションAプランに関連する未認識報酬費用の合計額は213百万円でした。当該費用は1.3年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

ストック・オプションBプラン

当社は、実質的に株式報酬といえる新株予約権を発行しております。この株式報酬は、付与日の約1年後から3年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年から8年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

次の表は、平成24年3月期におけるストック・オプションBプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成23年3月31日	69,787,000	716	6.0
付与	62,086,300	397 (1)	
行使	△ 9,271,600	799	
買戻	—	—	
失効	△ 8,226,100	606	
行使期限満了	—	—	
平成24年3月31日	114,375,600	544	5.6
うち、行使可能なストック・オプション	4,218,300	1,459	3.1

(1) 平成23年3月期の付与日における1株当たりの加重平均公正価値は638円でした。

平成23年3月期、平成24年3月期において行使された本源的価値の総額は、それぞれ3,934百万円、3,284百万円でした。

平成24年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ41,747百万円および1,540百万円でした。

平成24年3月期におけるストック・オプションBプランに関連する未認識報酬費用の合計額は14,119百万円でした。当該費用は1.7年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、平成23年3月期および平成24年3月期において、それぞれ4,909百万円および3,868百万円となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるストック・オプションAプランおよびBプランにかかる費用の総額は、平成23年3月期および平成24年3月期において、それぞれ18,638百万円および26,869百万円となっております。株式報酬制度にかかる税効果の金額は、平成23年3月期および平成24年3月期において、それぞれ546百万円および1,092百万円でした。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。

平成24年3月期において、ストック・オプションAプランおよびBプランの行使によって受け取った現金は9百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は452百万円でした。

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプラン

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプランは株価に連動する現金決済型の報酬制度で、付与日から3年にわたって受給権が確定します。ファントム・ストックプランは新株予約権で決済されるストック・オプションBプランと同じ特徴を持つ報酬制度です。カラー付きファントム・ストックプランはファントム・ストックプランと同様に株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプランの公正価値は当社の普通株式の市場価値に基づき決定されます。

次の表は、平成24年3月期におけるファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプランの実施状況を示しております。

	ファントム・ストックプラン		カラー付きファントム・ストックプラン	
	残高 (単位数)	株価 (円)	残高 (単位数)	株価 (円)
平成23年3月31日	48,543,628	350	—	—
付与	55,456,277	414 (1)	53,967,338	398 (1)
確定	△ 29,882,636	338 (2)	△ 16,680,077	376 (2)
失効	△ 5,706,291	—	△ 4,190,773	—
平成24年3月31日	68,410,978	373 (3)	33,096,488	373 (3)

(1) 付与数量を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(2) 現金決済金額を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(3) 平成24年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用された当社普通株式の市場価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれる各ファントム・ストックプランにかかる費用の総額は、平成23年3月期および平成24年3月期において、それぞれ13,708百万円および27,257百万円となっております。平成24年3月期末における各ファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は8,499百万円でした。当該費用は2年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

その他の報酬

上述の株式報酬に加え、ファントム・インデックスプランがあります。Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動する現金決済型の報酬制度となります。受給権は付与日から3年にわたって確定します。

ファントム・インデックスプランの公正価値は参照株価指数に基づき決定されます。

次の表は、平成24年3月期におけるファントム・インデックスプランの実施状況を示しております。

	残高 (単位数)	インデックス価格 (米ドル) (1)
平成23年3月31日	—	—
付与	58,890,897	3,300 (2)
確定	△ 18,785,827	3,110 (3)
失効	△ 3,233,932	—
平成24年3月31日	36,871,138	3,320 (4)

- (1) 単位価額はインデックス価格の1,000分の1を用いて決定しております。
- (2) 付与数量を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。
- (3) 現金決済金額を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。
- (4) 平成24年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用されたインデックス価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるファントム・インデックスプランにかかる費用の総額は、平成24年3月期において、8,819百万円となっております。平成24年3月期末におけるファントム・インデックスプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は3,040百万円でした。当該費用は2年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

決算日後に生じた事項

平成24年5月16日、当社はストック・オプションBプランの目的で普通株式の第44回、第45回、第46回、第47回、第48回、第49回および第50回新株予約権を当社の役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対して発行することを決議し、平成24年6月5日に発行いたしました。発行された新株予約権の総数は555,893個で、その目的である株式は55,589,300株です。行使価格は1株当たり1円となっております。各新株予約権については、付与日の翌日から約1年後から5年後に確定し行使可能となり、約6年後から10年後に失効します。

平成24年5月、野村は役員および従業員に対し、当社の株価および業績等に連動した総額45十億円の報酬（平成24年5月時点の公正価値の見積もり。支給までの期間は5年以内）を将来支給することを決定いたしました。株価等に連動する報酬については将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。業績に連動した報酬については一定の業績目標達成時に付与される報酬の数量をあらかじめ対象者に通知し、2年間の業績測定期間終了後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整したストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランを付与するものです。

17 構造改革費用：

野村は不透明な経済環境が継続するとの予測のもと全社的な費用構造の見直しによる収益性の改善や市場環境に即したビジネスの取捨選択および経営資源の地域的配分の適正化等をホールセール部門を中心に全社レベルで実施しております。

平成24年3月期において当該費用構造の見直し等を実施した結果、退職関連費用12,397百万円を計上いたしました。当該費用は主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれており5,314百万円は支払いが完了しております。また平成24年3月31現在7,083百万円の負債を計上しております。

なお当該費用構造の見直し等は翌連結会計年度に終了する見込みではありますが、今後発生が見込まれる当該費用の合計額は現在算定中であります。

18 法人所得税等：

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
当年度分		
国内	175	13,481
海外	5,956	7,650
当年度分計	6,131	21,131
繰延分		
国内	56,194	34,274
海外	△ 995	3,498
繰延分計	55,199	37,772
法人所得税等計	61,330	58,903

平成23年3月期および平成24年3月期の法人所得税等（繰延分）の内、税務上の繰越欠損金に係る当期の税効果の認識額は、それぞれ△4,645百万円および△1,358百万円となりました。

当社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率はおよそ41%となっておりましたが、税制改正により国内の法定実効税率は、平成24年4月1日以降平成27年3月31日までの間は約38%、平成27年4月1日以降は約36%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益（損失）との関係は、様々な税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と通常法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成23年3月期	平成24年3月期
通常法定実効税率	41.0%	41.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	1.6	△ 22.5
益金に加算される項目	5.3	3.8
損金に算入されない費用項目	16.6	23.3
益金に算入されない収益項目	△ 8.4	△ 29.7
海外子会社からの配当	0.0	0.9
海外子会社の未分配所得の影響	△ 0.0	△ 1.1
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	10.8	14.1
国内の税制改正の影響	—	45.7
繰越欠損金の期限切れ	1.3	2.8
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	△ 1.3	△ 8.8
その他	△ 1.1	△ 0.2
実効税率	65.8%	69.3%

連結貸借対照表のその他の資産—その他として記載されている平成23年3月31日現在241,911百万円、平成24年3月31日現在201,244百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている平成23年3月31日現在12,180百万円、平成24年3月31日現在63,493百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	10,243	70,406
子会社・関連会社株式投資	171,520	177,522
金融商品の評価差額	214,706	197,961
未払退職・年金費用	41,402	34,291
未払費用および引当金	77,649	84,628
繰越欠損金	317,519	313,245
その他	5,215	20,034
繰延税金資産小計	838,254	898,087
控除：評価性引当金	△ 461,966	△ 490,986
繰延税金資産合計	376,288	407,101
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	69,363	78,262
金融商品の評価差額	47,694	56,732
海外子会社の未分配所得	4,409	3,167
固定資産の評価	19,355	117,112
その他	5,736	14,077
繰延税金負債合計	146,557	269,350
繰延税金資産の純額	229,731	137,751

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積もしくは継続して発生しているため、野村の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性の方が高いと判断しております。繰延税金資産に対する評価性引当金は、将来の実現可能性の見直しに基づいて決定されます。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
期首残高	501,554	461,966
期中の純増減額	△ 39,588 (1)	29,020 (2)
期末残高	461,966	490,986

- (1) 海外子会社では、主に、米国子会社で、平成23年3月期の課税所得から繰越欠損金を控除したことにより評価性引当金を取り崩されたため、33,523百万円の減少となりました。また、将来の実現可能性を見直した結果、国内子会社で2,657百万円、当社で3,408百万円の評価性引当金が減少したため、全体で39,588百万円の減少となりました。
- (2) 海外子会社では、主に繰越欠損金の増加による評価性引当金の計上により24,715百万円の増加となりました。国内子会社では、主に野村土地建物の子会社化の影響により20,014百万円の増加となりました。また、当社では将来の実現可能性を見直した結果評価性引当金が15,709百万円減少したため、全体で29,020百万円の増加となりました。

平成24年3月31日現在、近い将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額6,424百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

平成24年3月31日現在、野村は、主に米国子会社、欧州子会社での営業活動から生じた1,190,179百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な591,990百万円を除き、平成24年から平成33年までに365,464百万円、平成34年以降232,725百万円が税務上の効果を失うこととなります。野村は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金に係る繰延税金資産は50%を超える可能性で実現すると判断しております。

平成23年3月31日および平成24年3月31日現在、重要な未認識税務ベネフィットはありません。また、平成23年3月期および平成24年3月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。なお未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税は、連結損益計算書の法人所得税等に表示されます。

野村は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。未認識税務ベネフィットに対する引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を状況に応じて計上します。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。次の表は、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。なお香港の税制上、繰越欠損金がある場合、当局による更正の期間制限がないため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	平成19年 (1)
英国	平成23年
米国	平成20年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、平成18年となります。

日本の税制改正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率は30%から25.5%に引き下げられ、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の80%とされました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、それ以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、税制改正時点の繰延税金資産の純額は5,510百万円減少しております。また、当期の法人所得税等は5,510百万円増加し、当社株主に帰属する当期純利益は13,251百万円減少しております。

19 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	3,669,044,614	3,600,886,932
株式交換による新株発行	—	103,429,360
自己株式：		
取得	△ 75,030,934	△ 50,093,031
売却	2,409	1,530
従業員等に対する発行株式	6,870,600	9,271,600
その他の増減（純額）	243	△ 12,496
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	3,600,886,932	3,663,483,895

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている当社の個別財務諸表に基づいており、平成23年3月31日現在480,471百万円、平成24年3月31日現在483,126百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する野村の持分が、平成23年3月31日現在77,145百万円、平成24年3月31日現在50,922百万円含まれております。

1株当たり普通株式の配当金は、平成23年3月期は8.0円、平成24年3月期は6.0円であります。

平成22年7月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は75,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限50,000百万円、(c)期間は平成22年8月9日から平成22年9月17日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、当社は総数75,000,000株を取得価額総額37,362百万円で取得しております。

当社は、平成24年3月期において、野村土地建物の完全子会社化に伴う新株発行および自己株式の取得を行っております。詳細については「注記11 企業結合」をご参照ください。

自己株式の変動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取るものによるものが含まれております。また、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式は、平成23年3月31日現在1,062,910株、2,189百万円であり、平成24年3月31日現在908,498株、1,985百万円であります。

20 法的規制：

当社は平成23年3月末まで、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）」を準用し連結自己資本比率を算出しておりました。平成23年4月、金融商品取引業者の親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、同月から「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」）に基づき、連結自己資本規制比率を計測しております。なお、川上連結告示はバーゼル2.5に対応した改定を行っており、平成23年12月末以降、当社はバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率を算出しております。当社は、川上連結告示第三条の算式に従い、自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額、およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに野村の連結自己資本規制比率を測定しております。また、同告示二条に従い、連結自己資本規制比率が8%を上回っていることを確認しております。平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在ともに、当社は当該要件を充足しております。

金融商品取引法に基づき、野村証券株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1) 市場リスク、(2) 取引先リスクおよび(3) 基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村証券株式会社の自己資本規制比率は、平成23年3月31日現在および平成24年3月31日現在ともに120%を超えております。

日本の金融商品取引業者は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成23年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額394,863百万円の債券を分別しております。平成24年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額269,979百万円の債券および市場価額6,353百万円の株式を分別しております。これらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ・マーカンタイル取引所（以下「CME Group」）の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000ドルのうちいずれか大きいほうの金額に維持することを要求しております。当該子会社は米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス PLC（以下「NEHS」）は、その連結子会社を含む連結ベースで、英国金融サービス機構による監督下にあり、自己資本規制を受けております。NEHSの最も重要な連結子会社でありますノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、証券仲介・売買業務を行っており、英国金融サービス機構による規制を単体でも受けております。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）も同様に英国金融サービス機構による規制を単体で受けております。これらの規制によって、NEHSおよびその連結子会社は、最低資本要件の充足が義務付けられております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在、NEHSは連結上、NIPおよびNBIは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、有価証券の売買の仲介、証券取引、有価証券の引受けや投資に関するアドバイス、および信用取引に関するサービスを顧客に提供する認可を取得しております。NIHKは台湾に支店を有しており、支店もまた各国当局の規制を受けております。支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソース）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることのない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を越える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の監督下にあるアジア通貨単位の認可を受けた投資銀行として、主に有価証券売買の仲介および証券取引等を行っております。当該規制はNSLに対し、最低3,000,000シンガポールドルの資本を維持することを要求しております。現在、NSLの自己資本比率はMASの要求する水準を維持しております。平成23年3月31日および平成24年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

2 1 関連会社およびその他の持分法投資先：

野村の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）、およびフォートレス・インベストメント・グループ LLC（以下「フォートレス」）があります。なお、平成24年3月期において、従来野村の重要な関連会社であった野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）、およびチャイエックス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「チャイエックス・ヨーロッパ」）が、関連会社ではなくなっております。

ジャフコ

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。

平成23年5月、野村土地建物の普通株式を追加取得し子会社化した際、当社はジャフコが保有していた野村土地建物の普通株式382,000株を、18,145百万円で買い取っております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。また、これに伴い、野村はジャフコに対する持分の0.3%を間接的に追加取得しております。

平成24年3月31日現在、野村のジャフコに対する持分は24.4%であり、ジャフコから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

NRI

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。野村は、NRIの主要顧客のひとつであります。

平成23年5月、野村土地建物の普通株式を追加取得し子会社化したことに伴い、野村はNRIに対する持分の0.9%を間接的に追加取得しております。

平成23年7月、当社は株式交換により、NRIが保有していた野村土地建物の普通株式381,520株を取得し、当社の普通株式45,019,360株をNRIに交付しております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。

平成24年3月31日現在、野村のNRIに対する持分は39.1%であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は56,934百万円であります。

野村土地建物

野村土地建物は、野村が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。野村土地建物は、平成23年5月24日をもって、野村の連結子会社となり、野村の関連会社ではなくなっております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。また、野村土地建物が野村の関連会社であった期間における野村とのリース取引は、「注記10 リース」に開示されております。

野村土地建物の子会社である野村不動産ホールディングス株式会社は、東京証券取引所第一部に上場しております。

フォートレス

フォートレスは世界的な資産運用会社であり、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。フォートレスへの投資は、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、持分法が適用されます。

平成24年3月31日現在、野村のフォートレスに対する持分は11.4%であり、フォートレスから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

チャイエックス・ヨーロッパ

チャイエックス・ヨーロッパは平成21年12月31日まで野村の連結子会社でした。平成21年12月31日に、チャイエックス・ヨーロッパの発行済株式のうち、議決権を持たない株式が普通株式に転換されました。これにより野村の議決権が34%に減少し、野村は支配財務持分を持たなくなったため、平成21年12月31日からチャイエックス・ヨーロッパは連結除外となり、持分法適用関連会社となりました。

平成23年2月18日、バッツ・グローバル・マーケッツ・インク（以下、「バッツ」）は、チャイエックス・ヨーロッパの発行済株式の100%を取得することで最終合意しました。当局の承認後、平成23年12月1日、野村は保有しているチャイエックス・ヨーロッパに対する持分を、バッツの発行済株式の約7%と交換いたしました。これに伴い、チャイエックス・ヨーロッパは野村の関連会社ではなくなっております。

要約財務情報

ジャフコ、NRI、野村土地建物を合計した要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日(1)
資産合計	2,096,554	564,086
負債合計	1,521,653	200,020

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期(2)
収益	590,985	161,209
金融費用以外の費用	535,564	105,520
当該会社に帰属する当期純利益	29,392	31,007

(1) 野村土地建物は平成24年3月31日現在、関連会社ではなくなっており、資産合計および負債合計の集計から除いております。

(2) 野村土地建物については、野村の関連会社であった期間の数値を集計しております。

フォートレスの要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日(1)	平成24年3月31日(1)
資産合計	172,677	184,650
負債合計	95,396	96,312

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期(1)	平成24年3月期(1)
収益	89,710	73,306
金融費用以外の費用	154,161	166,006
当該会社に帰属する当期純利益（△損失）	△ 24,400	△ 36,994

(1) フォートレスの財務情報は平成22年12月期、平成23年12月期の年度決算数値を使用しております。野村は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

「注記10 リース」に開示されている野村土地建物へのリース料の支払いおよびNRIからのリース料の受取りを除く、関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
関連会社に対する投資	260,339	183,305
関連会社に対する貸付金	12,766	10,649
関連会社に対するその他の債権	644	5,160
関連会社に対するその他の債務	14,825	5,643

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
収益	3,056	5,635
金融費用以外の費用	52,796	49,810
ソフトウェア、有価証券および有形固定資産の購入	20,945	22,904

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
帳簿価額	182,109	172,647
公正価額	198,439	208,827

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、平成23年3月期が11,602百万円の利益、平成24年3月期が5,716百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、平成23年3月期が4,802百万円、平成24年3月期が4,747百万円となっております。

2.2 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

野村の連結変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとでのコミットメント残高は航空機購入コミットメントに含まれております。

上記の各コミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
貸出コミットメント	264,736	332,009
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	38,008	28,825
航空機購入コミットメント	77,928	52,411

平成24年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	契約金額	(単位：百万円)			
		満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	332,009	81,515	48,052	147,354	55,088
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	28,825	15,155	7,961	971	4,738
航空機購入コミットメント	52,411	25,727	26,684	—	—

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

不動産の販売および賃貸に関連して不動産を購入するコミットメント契約の金額は、平成23年3月31日現在ではなく、平成24年3月31日現在においては234,400百万円となっております。このうち、満期年限が1年以内のものが139,376百万円、1年超5年以内のものが95,024百万円あります。また、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成23年3月31日現在39,543百万円、平成24年3月31日現在37,237百万円となっております。

野村は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成23年3月31日現在、売戻契約に対して1,337十億円および買戻契約に対して1,605十億円、平成24年3月31日現在、売戻契約に対して2,519十億円および買戻契約に対して1,711十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、野村は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を平成23年3月31日現在300十億円、平成24年3月31日現在269十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金もしくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上でそれら法的手続きならびに請求を個々の事案について定期的に評価を行い、それらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下、編纂書450）に従い、個々の法的手続き・請求について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるが、その蓋然性が高いとまでは言えないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失の発生が合理的に可能な場合、当社はその法的手続き・請求の詳細を下記にて開示します。編纂書450において合理的に可能な場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまでは言えない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結業績やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

下記にて記載されている野村に対する主な訴訟および法的手続きで、相手方が特定の損失額を主張している場合、その特定額を当社は、発生が合理的に可能な損失として見積もっています。それらの事案については、その主張されている特定額を下記の事案の説明で記載しています（当社は当該額を合理的に発生可能な最大損失の目安であると現時点で考えています）。

下記にて記載されているその他の主要な訴訟について、当社の経営は合理的に発生が可能な損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階であり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でない、②損害を相手方が明らかにしていない、③損害に根拠がない、または誇張されている、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かである、⑤時効の適用などを含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていない、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われているなどです。

平成20年1月、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（平成10年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した36.3百万ユーロ（金利を含む）の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服としその取消しを求めております。主張されている特定額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成22年4月、米国法人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンシングInc. およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングスInc.（以下合わせて「Lehman」）は、米国破産裁判所において、当社の子会社である野村証券株式会社（以下「野村証券」）、NIP、ならびにノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.（以下「NGFP」）が届け出た総額約10億米ドルの債権（平成20年9月のLehman破綻によるスワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算に基づく債権）に異議を述べるための訴訟を提起するとともに、野村証券およびNIPに対してはLehmanが一定の債権を有しているとしてその弁済を求める訴訟を提起しました。平成24年1月5日、NIP、NGFPおよびLehmanは、NIPおよびNGFPに対して提起された上記の訴訟の取下げに合意した旨の書面を裁判所に提出し、当該訴訟は取下げられました。

平成22年10月に、Fairfield SentryおよびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続中。以下合わせて「Fairfield」）が、NIPに対して約34百万米ドルおよびこれにかかる金利を請求する訴訟を提起しました。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき平成20年12月より清算手続中）を主たる運用先としており、過去に行った償還金の支払いは誤りであったなどと主張し、その返還を求めてNIPを含む多くの投資家を米国の州裁判所および破産裁判所に提訴しています。NIPに対する訴訟は現在米国破産裁判所で係属中です。主張されている特定額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成22年11月に英国裁判所はNIPおよびノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）の主張を認め、ドイツの銀行WestLB AG（以下「WestLB」）の請求を棄却する判決を言い渡しました。この判決に対しWestLBは控訴しましたが、平成24年4月24日に控訴裁判所は控訴を棄却し、本件訴訟は終了しました。この訴訟は、平成21年4月に、WestLBがNIPおよびNBIに対して、NBIが発行し平成20年10月に償還した債券につきその債券の条項で参照されるべき価値計算に基づけばWestLBには22百万米ドルの支払いを求める権利があると主張したものでした。

平成23年3月、インドネシアの銀行、ピーティエ・バンク・ムティアラ（以下「バンク・ムティアラ」）は、NIPの特別目的会社に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。本件訴訟は、NIPの特別目的会社による第三者へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金156百万米ドル相当であります。NIPの特別目的会社は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根拠がないと考えており、預金の引渡しを求めています。

平成23年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅ローン債権担保証券のスポンサー、発行体、引受人ならびにそれらの親会社など多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社も含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行は当社の子会社が発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は当社の子会社が発行した証券を4回にわたる募集において購入したと主張していますが、購入金額や損害額を特定していません。このように情報が欠如し不確定な部分（購入についての情報や請求の却下にもつながるような重要な法的争点等を含む）が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年7月、ウェスタン・コーポレート連邦信用組合（Western Corporate Federal Credit Union（以下「WesCorp」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board）は住宅ローン債権担保証券のスポンサー、発行体、引受人などに対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社も含まれております。WesCorpは当社の子会社が発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。WesCorpは当社の子会社が発行した証券を2回にわたる募集において83百万米ドル購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）ならびに連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して、「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は住宅ローン債権担保証券のスポンサー、発行体、引受人ならびにそれらの親会社などに対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社も含まれます。政府系機関は当社の子会社が発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。政府系機関は当社の米

国子会社が発行した証券を7回にわたる募集において20億46百万米ドル購入したと主張し、購入の取り消し、または損害賠償を請求しています。情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年10月、米国中央連邦信用組合（U.S. Central Federal Credit Union（以下「U.S. Central」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board）は住宅ローン債権担保証券のスポンサー、発行体、引受人などに対してカンサス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社も含まれております。U.S. Centralは当社の米国子会社が発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。U.S. Centralは当社の子会社が発行した証券を1回の募集で50百万米ドル購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年11月、NIPはBernard L Madoff Investment Securities LLC（以下「BLMIS」）の破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命された破産管財人（以下「Madoff管財人」）からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を平成20年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法ならびにニューヨーク州法に基づいて求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。主張されている特定額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

決算日後に生じた事項

野村証券は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約500万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失などをめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、平成24年4月に野村証券に対して提起された、大口取引先である法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、平成15年から平成20年にかけて購入した為替関連の仕組み債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の当該顧客は、購入時点における、野村証券による説明義務違反等を主張しておりますが、当社は当該顧客の主張には理由が無いと考えております。主張されている特定額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

当社は、当社の子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、不動産担保ローンを不動産担保証券（以下「MBS」）とする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターから、ローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。また、子会社組成のMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われれます。子会社では、個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、子会社が一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻し（または信託への賠償）に応じています。

当社は、現在解決されていない請求にかかるリスクや表明保証違反に基づきさらに請求される可能性について、不確定な要素があるため現時点で合理的に見積もることができません。特に、失業率を含むマクロ経済情勢は住宅ローンの債務不履行発生件数に影響を与えます。また、そのような請求による当社の損失のリスクは、問題となっているローンを組成したオリジネーター個別の特殊性、個別の表明の特殊性（すべての証券化において表明の内容は同一ではない）ならびに債務不履行による損害の甚大さに作用する住宅価格の変動により影響を受けることとなります。平成24年6月15日において当社子会社がローン買い戻し請求を受け、解決されていない請求額は2,924百万米ドルです。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

野村は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引(1)(2)	3,539,472	101,555,634	3,997,315	107,572,427
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(3)	267	8,512	264	21,674

- (1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。
- (2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。
- (3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成23年3月31日においては6,761百万円でした。平成24年3月31日現在においては6,377百万円となっております。

平成24年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
1年以内			1～3年	3～5年	5年超	
デリバティブ取引	3,997,315	107,572,427	37,525,420	22,496,226	12,868,744	34,682,037
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	264	21,674	12,919	138	212	8,405

2.3 セグメントおよび地域別情報：

【事業別セグメント】

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・米国会計原則では税引前当期純利益（△損失）に含まれる営業目的で保有する投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。なお、平成23年4月、アセット・マネジメント部門のノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.をその他のビジネスに統合したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

	(単位：百万円)				
	営業部門	アセット・マネジメント部門	ホールセール部門	その他(消去分を含む)	計
平成23年3月期					
金融収益以外の収益	389,404	62,670	534,094	70,117	1,056,285
純金融収益	3,029	3,865	96,442	△ 12,027	91,309
収益合計（金融費用控除後）	392,433	66,535	630,536	58,090	1,147,594
金融費用以外の費用	291,245	46,513	623,819	75,866	1,037,443
税引前当期純利益（△損失）	101,188	20,022	6,717	△ 17,776	110,151
平成24年3月期					
金融収益以外の収益	347,385	63,022	426,608	575,048	1,412,063
純金融収益	2,873	2,778	129,274	△ 14,936	119,989
収益合計（金融費用控除後）	350,258	65,800	555,882	560,112	1,532,052
金融費用以外の費用	287,128	45,281	593,465	525,028	1,450,902
税引前当期純利益（△損失）	63,130	20,519	△ 37,583	35,084	81,150

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	2,290	8,372
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	219	198
関連会社損益の持分額	8,996	10,613
本社勘定 (1)	△ 33,327	△ 31,411
その他 (2)	4,046	47,312
計	△ 17,776	35,084

(1)平成24年3月期の本社勘定には、野村土地建物との企業結合に伴う損益が含まれております。

(2)その他には、公正価値オプションが指定されている金融負債における自社の信用リスクによる影響額およびデリバティブ負債における自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,147,594	1,532,052
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△ 16,896	3,807
連結収益合計（金融費用控除後）	1,130,698	1,535,859
金融費用以外の費用計	1,037,443	1,450,902
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	1,037,443	1,450,902
税引前当期純利益	110,151	81,150
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△ 16,896	3,807
連結税引前当期純利益	93,255	84,957

【地域別情報】

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに野村の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月期	平成24年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米州	168,889	143,350
欧州	257,135	195,826
アジア・オセアニア	44,474	34,819
小計	470,498	373,995
日本	660,200	1,161,864
連結	1,130,698	1,535,859
税引前当期純利益（△損失）：		
米州	4,410	△ 24,612
欧州	△ 43,627	△ 91,544
アジア・オセアニア	△ 16,296	△ 12,937
小計	△ 55,513	△ 129,093
日本	148,768	214,050
連結	93,255	84,957

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
長期性資産：		
米州	91,295	94,698
欧州	115,352	114,195
アジア・オセアニア	31,642	23,892
小計	238,289	232,785
日本	270,945	973,711
連結	509,234	1,206,496

⑥ 【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、「[連結財務諸表注記] 6 担保付取引および13 借入」に記載されております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	第108期 連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
収益合計 (百万円)	427,010	804,857	1,286,358	1,851,760
収益合計(金融費用控 除後) (百万円)	330,365	631,954	1,036,891	1,535,859
税引前四半期(当期)純 利益(△損失)(百万円)	34,358	△ 10,274	24,199	84,957
当社株主に帰属する四 半期(当期)純利益 (△損失) (百万円)	17,771	△ 28,321	△ 10,499	11,583
1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期) 純利益(△損失) (円)	4.93	△ 7.81	△ 2.89	3.18

	第1四半期 連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益 (△損失) (円)	4.93	△ 12.64	4.87	6.03

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,830	6,051
譲渡性預金	17,000	7,700
金銭の信託	28,767	3,734
短期貸付金	※4 2,790,756	※4 2,697,234
前払金	22	21
未収入金	※4 7,220	※4 11,833
未収収益	※4 31,511	※4 32,986
未収還付法人税等	8,519	5,169
繰延税金資産	1,116	4,291
その他	3,657	13,391
流動資産計	2,891,397	2,782,409
固定資産		
有形固定資産	※1 46,290	※1 42,790
建物	17,437	15,997
器具備品	20,013	17,954
土地	8,839	8,839
無形固定資産	96,817	94,836
ソフトウェア	96,816	94,836
その他	1	1
投資その他の資産	2,244,077	2,518,149
投資有価証券	※2 123,632	※2 107,825
関係会社株式	※2 1,451,145	※2 1,630,214
その他の関係会社有価証券	8,691	5,867
出資金	767	17
関係会社長期貸付金	477,565	591,729
長期差入保証金	※4 34,839	※4 30,530
長期前払費用	321	326
繰延税金資産	110,548	94,419
その他	36,603	57,255
貸倒引当金	△32	△32
固定資産計	2,387,184	2,655,775
資産合計	5,278,581	5,438,184

(単位：百万円)

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※4 562,641	※4 731,419
1年内償還予定の社債	166,638	240,071
預り金	147	207
未払金	25,813	18,708
未払費用	20,197	22,834
貸借取引担保金	※4 42,339	※4 46,498
未払法人税等	223	241
賞与引当金	975	610
その他	12,859	8,806
流動負債計	831,833	1,069,394
固定負債		
社債	1,502,484	1,107,053
長期借入金	1,172,648	1,401,616
関係会社長期借入金	2,600	17,300
その他	4,123	1,422
固定負債計	2,681,854	2,527,391
負債合計	3,513,687	3,596,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金	524,197	559,676
その他資本剰余金	7,384	7,819
資本剰余金合計	531,582	567,495
利益剰余金		
利益準備金	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	8	6
繰越利益剰余金	568,582	572,397
利益剰余金合計	650,449	654,261
自己株式	△95,504	△97,097
株主資本合計	1,681,019	1,719,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,234	21,603
繰延ヘッジ損益	30,105	50,051
評価・換算差額等合計	52,339	71,654
新株予約権	31,536	50,592
純資産合計	1,764,894	1,841,400
負債・純資産合計	5,278,581	5,438,184

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	第107期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第108期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
資産利用料	※1 108,470	※1 105,445
不動産賃貸収入	※2 38,076	※2 35,953
商標使用料	※3 19,347	※3 16,320
関係会社受取配当金	11,391	52,328
関係会社貸付金利息	29,760	34,959
その他金融収益	—	※4 14,914
その他の売上高	※5 12,831	※5 10,603
営業収益計	※9 219,875	※9 270,521
営業費用		
人件費	27,360	34,061
不動産関係費	※6 46,619	※6 47,199
事務費	※7 41,067	※7 39,527
減価償却費	44,951	43,220
租税公課	2,197	1,401
その他の経費	※8 6,622	※8 7,779
金融費用	41,247	42,972
営業費用計	※9 210,064	※9 216,159
営業利益	9,812	54,362
営業外収益		
受取配当金	2,043	2,361
為替差益	2,879	—
法人税等還付加算金	638	2
投資事業組合運用益	46	1,130
その他	321	185
営業外収益計	※9 5,926	※9 3,678
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,637	1,774
為替差損	—	2,594
社債発行費	2,062	244
その他	349	902
営業外費用計	※9 4,048	※9 5,514
経常利益	11,690	52,526
特別利益		
投資有価証券売却益	1,299	13,763
関係会社減資払戻差額	—	3,195
関係会社株式清算益	—	597
新株予約権戻入益	143	693
特別利益計	1,442	18,248

(単位：百万円)

	第107期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第108期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	111	209
投資有価証券評価損	970	2,049
関係会社株式売却損	—	1,783
関係会社株式評価損	17,591	20,810
固定資産除却損	3,653	1,029
特別損失計	22,325	25,879
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△9,193	44,895
法人税、住民税及び事業税	5,194	3,312
法人税等調整額	707	8,705
法人税等合計	5,902	12,016
当期純利益又は当期純損失 (△)	△15,094	32,879

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第107期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	第108期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	594,493	594,493
当期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	524,197	524,197
当期変動額		
株式交換による増加	—	35,479
当期変動額合計	—	35,479
当期末残高	524,197	559,676
その他資本剰余金		
当期首残高	4,542	7,384
当期変動額		
自己株式の処分	2,842	435
当期変動額合計	2,842	435
当期末残高	7,384	7,819
資本剰余金合計		
当期首残高	528,740	531,582
当期変動額		
株式交換による増加	—	35,479
自己株式の処分	2,842	435
当期変動額合計	2,842	35,914
当期末残高	531,582	567,495
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	81,858	81,858
当期末残高	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	11	8
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2
当期末残高	8	6
別途積立金		
当期首残高	994,000	—
当期変動額		
別途積立金の取崩	△994,000	—
当期変動額合計	△994,000	—
当期末残高	—	—

(単位：百万円)

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	△381,243	568,582
当期変動額		
剰余金の配当	△29,083	△29,066
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2
別途積立金の取崩	994,000	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△15,094	32,879
当期変動額合計	949,825	3,815
当期末残高	568,582	572,397
利益剰余金合計		
当期首残高	694,625	650,449
当期変動額		
剰余金の配当	△29,083	△29,066
当期純利益又は当期純損失 (△)	△15,094	32,879
当期変動額合計	△44,177	3,813
当期末残高	650,449	654,261
自己株式		
当期首残高	△66,285	△95,504
当期変動額		
自己株式の取得	△37,378	△8,287
自己株式の処分	8,158	6,695
当期変動額合計	△29,219	△1,593
当期末残高	△95,504	△97,097
株主資本合計		
当期首残高	1,751,573	1,681,019
当期変動額		
株式交換による増加	—	35,479
剰余金の配当	△29,083	△29,066
当期純利益又は当期純損失 (△)	△15,094	32,879
自己株式の取得	△37,378	△8,287
自己株式の処分	11,000	7,130
当期変動額合計	△70,554	38,134
当期末残高	1,681,019	1,719,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	21,801	22,234
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	433	△630
当期変動額合計	433	△630
当期末残高	22,234	21,603

(単位：百万円)

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	8,899	30,105
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,206	19,945
当期変動額合計	21,206	19,945
当期末残高	30,105	50,051
評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,700	52,339
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,639	19,315
当期変動額合計	21,639	19,315
当期末残高	52,339	71,654
新株予約権		
当期首残高	24,033	31,536
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,503	19,056
当期変動額合計	7,503	19,056
当期末残高	31,536	50,592
純資産合計		
当期首残高	1,806,307	1,764,894
当期変動額		
株式交換による増加	—	35,479
剰余金の配当	△29,083	△29,066
当期純利益又は当期純損失（△）	△15,094	32,879
自己株式の取得	△37,378	△8,287
自己株式の処分	11,000	7,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,142	38,371
当期変動額合計	△41,413	76,505
当期末残高	1,764,894	1,841,400

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～47年
器具備品	3～20年

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間は5～42年であります。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や外貨建社債により、外貨建の貸付金および子会社株式等に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建ての貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしており、外貨建子会社株式については、原則として長期外貨建社債等の長期外貨建債務によりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
建物	25,278百万円	25,227百万円
器具備品	58,774	60,605
計	84,052	85,833

※2 差入有価証券等の注記

(第107期)

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等28,775百万円の差入れを行っております。

(第108期)

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等22,986百万円の差入れを行っております。

3 保証債務の残高(注)1

(第107期)

野村證券株式会社が発行した社債34,200百万円の元利金の保証

34,200百万円

ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー372,000千米ドルの元金、同社が行う先物取引に伴う保証2,149百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証415,807千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等に伴う保証1,592,667千米ドル、同社が行う借入金、レポ取引に伴う保証1,861,000千米ドル、および同社のコモディティ・ムラバハに対する70,000千米ドルの保証

360,648百万円(注)2

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート1,963,000千米ドル、2,618,000千ユーロ、2,141,200千豪ドル、502,123千ポンド、140,000千南アフリカランド、6,000千スイスフラン、5,000千ニュージーランドドル、5,000千ブラジルリアル、2,000千カナダドル、1,559,635百万円の元利金の保証

2,285,191百万円(注)2

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等270,579千米ドルの保証

22,499百万円(注)2

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,170,510千米ドル、1,527,548千ユーロ、17,000千豪ドル、66,206百万円の元利金の保証、および同社が行う借入金135,000千ユーロの保証

360,463百万円

ノムラ・グローバル・ファンディング PLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,227,000千豪ドル、280,000千ニュージーランドドルの元利金の保証

123,372百万円

ノムラ・シンガポール・リミテッドの借入金137,500千米ドルの元利金の保証	11,433百万円
エヌビービー・イジャラ・リミテッドの支払い債務に対する100,000千米ドルの保証	8,315百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンス LLC が発行したミディアム・ターム・ノート79,169千米ドルの元利金の保証	6,583百万円
ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント（コリア） Co., Ltd. のデリバティブ取引に伴う56,270千米ドルの保証	4,679百万円
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. のレポ取引等に係る7,450千米ドルの保証	619百万円
ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引等における4,089千米ドルの保証	340百万円
ノムラ・エナジー・マーケティング・ロンドン・リミテッドのデリバティブ取引等における29,672千ポンドの保証	3,973百万円
インスティネット・シンガポール・サービス・プライベート・リミテッドの株取引の決済に対する131千米ドルの保証	11百万円
ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール・プライベート・リミテッドの株取引の決済に対する91千米ドルの保証	8百万円

(第108期)

野村証券株式会社が発行した社債34,200百万円の元利金の保証	34,200百万円
ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー402,000千米ドルの元金、同社が行う先物取引に伴う保証850百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証135,921千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等に伴う保証2,102,782千米ドル、同社が行う借入金、レポ取引に伴う保証2,038,000千米ドル、および同社のコモディティ・ムラバハに対する70,000千米ドルの保証	391,146百万円(注) 2
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V. が発行したミディアム・ターム・ノート1,402,975千米ドル、1,665,977千ユーロ、3,401,675千豪ドル、9,000千カナダドル、497,069千ポンド、300,000千南アフリカランド、293,500千ニュージーランドドル、54,800千ブラジルリアル、45,000千メキシコペソ、39,000千トルコリラ、2,000,000千韓国ウォン、30,000,000千インドネシアルピア、1,440,678百万円の元利金の保証	2,123,559百万円(注) 2

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc. が行うスワップ取引等 206,765千米ドルの保証	16,994百万円(注) 2
ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,126,318千米ドル、 880,369千ユーロ、17,000千豪ドル、67,650百万円の元利金の保証、および同社が行う借入金135,000千ユ ーロの保証	273,162百万円
ノムラ・シンガポール・リミテッドの借入金137,500千米ドルの元利金の保証	11,301百万円
エヌビービー・イジャラ・リミテッドの支払い債務に対する100,000千米ドルの保証	8,219百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンス LLC が発行したミディアム・ターム・ノート79,530千米ドルの元利金 の保証	6,537百万円
ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント（コリア）Co., Ltd. のデリバティブ取引に伴う38,762 千米ドルの保証	3,186百万円
ノムラ・エナジー・マーケティング・ロンドン・リミテッドのデリバティブ取引等における42千ポンド の保証	5百万円
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. のレポ取引等に係る12,994千米ドルの保証	1,068百万円
ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引 等における9,151千米ドルの保証	752百万円
ノムラ・モーリシャス・リミテッドのデリバティブ取引における15,319千米ドルの保証	1,259百万円
Chi-X Australia Pty Ltdの費用に対する3,096千豪ドルの保証	265百万円
ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール・プライベート・リミテッドの株取引の決済に対する250千米 ドルの保証	21百万円

(注) 1 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

2 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

※4 関係会社に係る注記

関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
短期貸付金	2,790,756百万円	2,697,234百万円
未収入金	6,459百万円	6,572百万円
未収収益	31,509百万円	32,941百万円
長期差入保証金	33,481百万円	30,036百万円
短期借入金	200,000百万円	334,000百万円
貸借取引担保金	42,339百万円	46,498百万円

なお、上記のほか、第107期において関係会社に対する資産が44,636百万円、負債が42,674百万円、第108期において、関係会社に対する資産が84,650百万円、負債が34,557百万円あります。

5 貸出コミットメント

野村証券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。

野村証券株式会社

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
融資限度額	150,000百万円	500,000百万円
融資実行残高	—	150,000百万円
未実行残高	150,000百万円	350,000百万円

(損益計算書関係)

※1 「資産利用料」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。

※2 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。

※3 「商標使用料」は、子会社である野村証券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。

※4 「その他金融収益」は、子会社である野村証券株式会社とのデリバティブ取引（ヘッジ会計を適用するものを除く）にかかるキャッシュフロー収入および評価損益であります。

※5 「その他の売上高」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、業務サービス提供料収入や有価証券貸借料等であります。

※6 不動産関係費の内訳

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
不動産費	36,697百万円	34,492百万円
器具・備品費	9,922	12,707
計	46,619	47,199

※7 事務費の内訳

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
事務委託費	41,060百万円	39,520百万円
事務用品費	7	7
計	41,067	39,527

※8 その他の経費の内訳

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
資料・研修費	2,373百万円	2,234百万円
水道光熱費	1,275	1,205
支払手数料	167	1,554
その他	2,808	2,786
計	6,622	7,779

※9 関係会社に係る注記

営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは次のとおりです。

	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	219,859百万円	279,782百万円
営業費用	55,419	51,303
営業外収益	96	467
営業外費用	3,372	2,029

(株主資本等変動計算書関係)

第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	49,025,474	75,030,934	6,873,009	117,183,399

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

市場買付に伴う増加 75,000,000 株
単元未満株式の買取請求に伴う増加 30,934 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 6,870,600 株
単元未満株式の買増しに伴う減少 2,409 株

第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	117,183,399	47,842,719	9,273,130	155,752,988

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

子会社からの現物配当 47,790,000 株
単元未満株式の買取請求に伴う増加 52,719 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 9,271,600 株
単元未満株式の買増しに伴う減少 1,530 株

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、その内容については金額の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
1年内	2,802百万円	2,459百万円
1年超	12,634	10,267
合計	15,435	12,726

(有価証券の状況)

第107期(平成23年3月31日)

(1) 子会社株式および関連会社株式

種類	第107期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	26,751	44,807	18,056

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,420,606
(2) 関連会社株式	3,788
計	1,424,394

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第107期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株 式	38,146	80,103	41,958
小 計	38,146	80,103	41,958
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
譲渡性預金	17,000	17,000	—
株 式	17,511	14,518	△ 2,993
そ の 他	2,253	1,905	△ 348
小 計	36,764	33,423	△ 3,341
合 計	74,910	113,526	38,617

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(上記(1)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第107期
	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	35,796
株式（非上場株式等）	19,864
そ の 他	15,932
その他の関係会社有価証券	8,691
そ の 他	7,241

上記については市場価格等がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

第108期(平成24年3月31日)

(1) 子会社株式および関連会社株式

種類	第108期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	31	114	83
関連会社株式	20,061	46,596	26,535

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,609,873
(2) 関連会社株式	249
計	1,610,122

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第108期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	36,338	71,304	34,966
そ の 他	630	786	156
小 計	36,968	72,090	35,122
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	7,700	7,700	—
株 式	8,292	7,239	△ 1,053
そ の 他	1,331	1,107	△ 224
小 計	17,323	16,046	△ 1,277
合 計	54,291	88,136	33,845

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(上記(1)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第108期
	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	33,256
株式(非上場株式等)	19,745
そ の 他	13,511
その他の関係会社有価証券	5,867
そ の 他	7,644

上記については市場価格等がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(デリバティブ取引の状況)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券等評価損	368,896百万円	340,228百万円
地方税繰越欠損金	28,692	20,316
連結法人税個別帰属額	14,475	1,943
固定資産評価減	4,166	3,681
ストックオプション	2,368	2,987
その他	2,949	5,689
繰延税金資産小計	421,545	374,844
評価性引当額	△ 273,385	△ 235,437
繰延税金資産合計	148,160	139,407
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 15,450	△ 12,152
繰延ヘッジ損益	△ 20,921	△ 28,468
その他	△ 126	△ 78
繰延税金負債合計	△ 36,497	△ 40,698
繰延税金資産の純額	111,663	98,710

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

	第107期 (平成23年3月31日)	第108期 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
永久に益金に算入されない 収益項目	52.0	△ 47.4
永久に損金に算入されない 費用項目	△ 77.1	20.8
評価性引当額	7.2	△ 74.6
特定外国子会社等課税対象 留保金額	△ 104.2	3.0
過年度法人税等	△ 3.0	0.4
外国税額控除	20.0	△ 0.3
法定実効税率変更による繰延 税金資産の修正	—	83.6
その他	△ 0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△ 64.2	26.8

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率は30%から25.5%に引き下げられ、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の80%とされました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額は6,374百万円減少し、法人税等調整額が11,786百万円、その他有価証券評価差額金が1,688百万円、繰延ヘッジ損益が3,725百万円、それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

項目	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	481円23銭	488円38銭
1株当たり当期純利益(△損失)	△ 4円16銭	9円02銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	8円93銭

(注) 1 第107期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益(損失)額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第107期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第108期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益(△損失)		
当期純利益(△損失)(百万円)	△ 15,094	32,879
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式にかかる当期純利益 (△損失)(百万円)	△ 15,094	32,879
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,628,862	3,646,273
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	36,643
(うち新株予約権(千株))	—	36,643
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 当期純損失のため、全ての新株予約権は希薄化効果を有しておりません。 詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載のとおりであります。	(新株予約権) 新株予約権11種類 248,407個 第8回新株予約権 第11回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第22回新株予約権 第23回新株予約権 第31回新株予約権 第32回新株予約権 第38回新株予約権 第39回新株予約権 第43回新株予約権 詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

平成20年3月27日の取締役会および平成24年3月30日の経営会議の決議に基づき、平成24年4月18日に第29回および第30回、ならびに平成24年6月22日に第31回および第32回無担保社債の発行を行いました。

社債の名称	野村ホールディングス株式会社 第29回無担保社債	野村ホールディングス株式会社 第30回無担保社債	野村ホールディングス株式会社 第31回無担保社債	野村ホールディングス株式会社 第32回無担保社債
発行総額	金295億円	金205億円	金326億円	金155億円
発行価額	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
利率	年0.857%	年1.053%	年0.81%	年1.00%
償還金額	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
償還期限	平成27年4月17日	平成29年4月18日	平成27年6月22日	平成29年6月22日
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

(投資有価証券)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
トヨタ自動車株式会社	3,553	12,684
大塚ホールディングス株式会社	4,349	10,655
株式会社電通	2,400	6,326
アサヒグループホールディングス株式会社	2,650	4,857
株式会社ジェーシービー	102	3,563
日亜化学工業株式会社	30	3,171
株式会社りそなホールディングス	7,905	3,012
株式会社千葉銀行	5,693	3,006
ヒロセ電機株式会社	300	2,607
日本インベスターソリューションアンドテクノロジー株式会社	369	2,541
その他(372銘柄)	91,066	45,865
計	118,417	98,288

【その他】

(有価証券)

種類および銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(譲渡性預金)		
野村信託銀行株式会社譲渡性預金	7,700	7,700
計	7,700	7,700

(投資有価証券)

種類および銘柄	投資口数等(千口)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
優先出資証券 3銘柄	2,330	1,268
証券投資信託の受益証券等3銘柄	1,888,035	1,251
投資事業有限責任組合および それに類する組合への出資 12銘柄	—	7,018
計	—	9,537

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	42,715	1,028	△ 2,519	41,225	25,227	1,902	15,997
器具備品	78,787	4,403	△ 4,632	78,559	60,605	6,130	17,954
土地	8,839	—	—	8,839	—	—	8,839
有形固定資産計	130,342	5,432	△ 7,151	128,623	85,833	8,032	42,790
無形固定資産							
ソフトウェア	188,696	38,216	△ 43,072	183,840	89,005	35,005	94,836
その他	1	—	—	1	—	—	1
無形固定資産計	188,697	38,216	△ 43,072	183,841	89,005	35,005	94,836
長期前払費用	1,374	187	△ 6	1,556	1,230	182	326

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	32	—	—	—	32
賞与引当金	975	610	975	—	610

(2) 【主な資産および負債の内容】

平成24年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

a 資産の部

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
当座預金	6,048
普通預金	3
合計	6,051

ロ 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	932,000
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	705,966
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	392,413
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカ LLC	172,601
ノムラ・インターナショナルPLC	166,319
その他	327,936
合計	2,697,234

ハ 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	580,001
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	393,981
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	140,794
ノムラ・キャピタル・マーケッツ PLC	108,826
野村土地建物株式会社	76,638
その他	329,975
合計	1,630,214

ニ 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
ノムラ・インターナショナルPLC	246,570
野村証券株式会社	150,000
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	133,559
その他	61,600
合計	591,729

b 負債の部

イ 短期借入金

相手先	金額(百万円)
(関係会社借入金)	
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N. V.	285,000
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	49,000
(金融機関借入金)	
株式会社三菱東京UFJ銀行 (注1)	90,400
株式会社三井住友銀行 (注1)	70,000
株式会社みずほコーポレート銀行 (注1)	35,000
株式会社りそな銀行 (注1)	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社 (注1)	45,000
住友信託銀行株式会社 (注1、2)	30,000
株式会社千葉銀行 (注1)	10,000
株式会社八十二銀行 (注1)	5,000
日本生命保険相互株式会社(注1)	10,000
その他 (注1)	82,019
計	731,419

(注) 1. 1年以内返済期限到来の長期借入金であります。

2. 中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井アセット信託銀行株式会社を含めた3社合併により、三井住友信託銀行株式会社となりました。

口 社債

区分	発行年月日	金額(百万円)
平成29年満期1.86%利付 第6回無担保社債	平成19年3月23日	36,091
平成29年満期2.12%利付 第8回無担保社債	平成19年8月14日	24,692
平成29年満期1.91%利付 第10回無担保社債	平成19年11月27日	27,098
平成26年満期2.01%利付 第15回無担保社債	平成21年6月15日	67,200
平成26年満期1.28%利付 第17回無担保社債	平成21年11月27日	21,500
平成31年満期2.10%利付 第18回無担保社債	平成21年11月27日	21,000
平成27年満期0.98%利付 第20回無担保社債	平成22年3月17日	26,800
平成32年満期1.86%利付 第21回無担保社債	平成22年3月17日	24,400
平成27年満期0.937%利付 第22回無担保社債	平成22年6月24日	53,900
平成32年満期1.808%利付 第23回無担保社債	平成22年6月24日	44,100
平成37年満期2.329%利付 第24回無担保社債	平成22年6月24日	22,000
平成27年満期0.722%利付 第25回無担保社債	平成22年9月24日	18,200
平成32年満期1.547%利付 第26回無担保社債	平成22年9月24日	16,000
平成37年満期2.107%利付 第27回無担保社債	平成22年9月24日	14,000
平成27年満期0.88%利付 第28回無担保社債	平成23年4月22日	45,400
平成37年満期2.649%利付 第2回無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	39,500
平成37年満期2.749%利付 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	57,700
平成37年満期1.3362%利付 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)	平成22年11月26日	6,000
平成37年満期2.773%利付 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年12月6日	50,000
平成33年満期2.240%利付 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債 務免除特約付)	平成23年12月26日	154,300
平成33年満期2.240%利付 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債 務免除特約付)	平成23年12月26日	15,700
平成27年満期5.00%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	118,667
平成32年満期6.70%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	116,970
平成28年満期4.125%利付 米ドル建普通社債	平成23年1月19日	85,834
合計	—	1,107,053

ハ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(金融機関借入金)	
株式会社みずほコーポレート銀行	285,000
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	207,885
株式会社りそな銀行	80,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	55,000
中央三井信託銀行株式会社 (注1)	50,000
株式会社静岡銀行	35,000
株式会社千葉銀行	30,000
株式会社八十二銀行	25,000
農林中央金庫	50,000
第一生命保険株式会社	40,000
日本生命保険相互会社	20,000
その他	273,731
合計	1,401,616

(注) 1. 中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井アセット信託銀行株式会社を含めた3社合併により、三井住友信託銀行株式会社となりました。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日および3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額× $\frac{\text{買取株式数}}{100}$
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	3月、6月、9月および12月の各月末直前の12営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額× $\frac{\text{買増し株式数}}{100}$
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書 平成23年6月30日関東財務局長に提出
事業年度 自 平成22年4月1日
(第107期) 至 平成23年3月31日
- (2) 内部統制報告書 平成23年6月30日関東財務局長に提出
事業年度 自 平成22年4月1日
(第107期) 至 平成23年3月31日
- (3) 四半期報告書および確認書
事業年度 自 平成23年4月1日
(第108期 第1四半期) 至 平成23年6月30日 平成23年8月15日関東財務局長に提出
事業年度 自 平成23年7月1日
(第108期 第2四半期) 至 平成23年9月30日 平成23年11月14日関東財務局長に提出
事業年度 自 平成23年10月1日
(第108期 第3四半期) 至 平成23年12月31日 平成24年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 発行登録書追補書類およびその添付書類(社債) 平成23年4月12日
平成23年12月9日
平成23年12月9日
平成24年4月12日
平成24年6月12日関東財務局長に提出
- (5) 訂正発行登録書(社債) 平成23年4月14日
平成23年5月24日
平成23年6月29日
平成23年6月30日
平成23年8月15日
平成23年10月31日
平成23年11月2日
平成23年11月14日
平成23年11月16日
平成23年11月22日
平成24年2月14日
平成24年4月5日
平成24年5月24日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項および企業
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 平成23年6月29日関東財務局長に提出
第9号の2の規定に基づく
金融商品取引法第24条の5第4項および企業
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 平成23年10月31日関東財務局長に提出
第2号の2の規定に基づく
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
平成23年10月31日提出の臨時報告書にかかる 平成23年11月2日関東財務局長に提出
訂正報告書
平成23年10月31日提出の臨時報告書にかかる 平成23年11月16日関東財務局長に提出
訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 重 忠 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 村 洋 季	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 雄 一 郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子	Ⓔ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立

案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」という。）を基礎とした、野村ホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を行った。米国公開会社会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び会社の収入と支出が会社の経営管理者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続を含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

添付の内部統制報告書に記載されているとおり、平成23年5月24日に取得した野村土地建物株式会社及び同社株式取得の結果連結子会社となった会社（以下、「野村土地建物株式会社等」）の財務報告に係る内部統制は、平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価対象から除外されている。野村土地建物株式会社等は平成24年3月31日現在の野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表に含まれており、その資産合計が平成24年3月31日現在の野村ホールディングス株式会社の資産合計に占める割合は5.6%であり、その収益合計(金融費用控除後)が平成24年3月31日をもって

終了する一年間の野村ホールディングス株式会社の収益合計(金融費用控除後)に占める割合は31.2%である。野村土地建物株式会社等の財務報告に係る内部統制の評価は、野村ホールディングス株式会社及び子会社の財務報告に係る内部統制についての監査の対象からも除外されている。

当監査法人は、平成24年3月31日現在において、野村ホールディングス株式会社がすべての重要な点においてCOSO規準を基礎とした財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見の表明を行うが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、財務報告に係る内部統制に対し監査意見の表明を行う。
2. 我が国の基準では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とする。
3. 我が国の基準では、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国公開会社会計監視委員会の基準では監査の範囲に含まれない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 重 忠 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 村 洋 季	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 雄 一 郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

グループCEO 渡部賢一およびCFO 中川順子は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用の責任を有しております。

財務報告に係る内部統制を整備および運用する際には、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制-統合的な枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」）に基づいております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は平成24年3月31日を基準日として、COSO規準に基づき、1934年証券取引所法規則 13a-15(f) および15d-15(f)で定義される当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

当社の財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には、当社およびその連結子会社等が含まれます。当社は、基準日における当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から、平成24年3月期に当社の完全子会社となった野村土地建物株式会社および同社株式取得の結果連結子会社となった会社（以下、「野村土地建物株式会社等」）の財務報告に係る内部統制の評価を除外しました。

野村土地建物株式会社等が、当社の平成24年3月期の連結財務諸表に占める割合は、資産合計の約5.6%、収益合計（金融費用控除後）の約31.2%となります。

3 【評価結果に関する事項】

経営者は、平成24年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

4 【付記事項】

当社が採用しております米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準との主要な相違点は次のとおりであります。

- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は連結財務諸表を前提としています。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は、連結財務諸表を含む財務諸表および財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等と規定されています。
- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には親会社およびその連結子会社等が含まれます。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲は、親会社、その連結対象となる子会社等および持分法適用となる関連会社と規定されています。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社のグループCEOである渡部賢一およびCFOである中川順子は、当社の第108期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。